

名古屋市

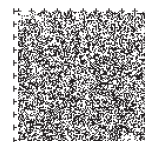
配偶者からの 暴力防止及び被害者支援 並びに困難な問題を抱える 女性への支援に関する 基本計画

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律における「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含みます。

ご本人やパートナーの性別は問いません。
また、離婚後(事実婚の方が事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。)も引き続き暴力を受ける場合も含みます。

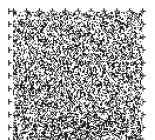


名古屋市



目次

はじめに	1
第1章 計画の策定にあたって	
1 策定の背景	3
2 策定の経緯	6
3 基本的な考え方	8
第2章 配偶者からの暴力被害者及び困難な問題を抱える女性に関する現状と課題	
1 DV被害者及び困難な問題を抱える女性の実態	9
2 DV被害者及び困難な問題を抱える女性の支援施策	17
3 DV被害者及び困難な問題を抱える女性の支援体制	22
第3章 計画の内容	
1 計画の体系	24
2 施策を推進する事業	26
・基本方向1 男女の人権尊重とDVの未然防止	26
・基本方向2 切れ目のない幅広い相談・支援の充実	34
・基本方向3 総合的な支援体制の強化	57
第4章 計画の推進	
1 推進体制	63
2 実施状況の公表	63
資料編	64



はじめに

「配偶者からの暴力」^{※1}（以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。しかしながら、主に家庭内など外部からの発見が困難な環境下で行われるため潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。そのため、周囲が気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすい特徴があり、被害者の救済が必ずしも十分ではない状態が長く続いてきました。

このような中、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的に、平成 13 年 4 月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）が成立し、平成 14 年 4 月から全面施行されました。

名古屋市は、平成 11 年 9 月「女性に対する暴力」調査を行い、平成 14 年 3 月に制定した「男女平等参画推進なごや条例」（平成 14 年 4 月施行）に、「何人も、ドメスティック・バイオレンス（配偶者等に対する身体又は精神に著しく苦痛を与える暴力その他の行為をいう。）を行ってはならない」ことを明記しました。

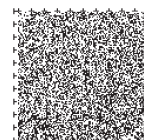
平成 18 年度には、新たに設置した子ども青少年局において、DV 被害者支援を所管することとし、社会福祉事務所業務の中に、児童虐待防止と併せ、DV 被害者等の女性の自立支援に係る相談及び援助を明確に位置づけるとともに、同年 6 月には、社会福祉事務所に女性福祉相談員を配置しました。それ以降、児童虐待対応やひとり親家庭等自立支援などの福祉施策と社会資源を活用した DV 被害者の福祉的支援を担っています。

平成 19 年 7 月からは、配偶者暴力相談支援センター業務^{※2}を開始し、社会福祉事務所と緊密に連携して DV 被害者支援にあたるとともに、相談支援業務全体の総合調整を行うことで、関係機関の円滑な連携や相談支援の質の向上に努め、DV 被害者支援を包括的に進めています。

また、令和 4 年 5 月、困難な問題を抱える女性^{※3}への支援の根拠法を売春防止法から脱却させ、新たな支援の枠組みとして「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援新法」という。）が成立し、令和 6 年 4 月から施行されました。

名古屋市では、これまで DV 被害者支援と併せ、子ども青少年局及び社会福祉事務所において女性の自立支援に係る相談及び援助を位置づけ、女性への福祉的支援を担っています。

こうした経緯を踏まえ、配偶者暴力防止法に基づく市町村基本計画と女性支援新法に基づく市町村基本計画を一体的な「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援並びに困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」（以下「名古屋市 DV 防止・女性支援基本計画」という。）として策定し、DV 被害者とその子どもや親族が安心・安全に暮らせるよう、相談・保護・自立・心のケア等に関わる総合的な支援を切れ目なく推進し人権が尊重され配偶者からの暴力を容認しな



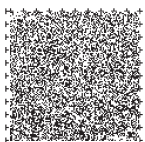
い社会を目指すとともに、困難な問題を抱える女性の福祉の増進と自立に向けた支援を推進し女性が安心して暮らせる社会を目指します。

※1 配偶者からの暴力：配偶者暴力防止法が定めている「配偶者」には、事実婚を含むほか、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力も配偶者からの暴力に準じ、法の適用対象としています。また、離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ること及び共同生活を解消した場合を含む。）も引き続き暴力を受ける場合を含みます。「暴力」には、身体への暴力だけでなく、「人格を否定するような暴言をはく」などの精神的暴力や「嫌がっているのに性行為を強要する」などの性的暴力等も含まれます。

※2 配偶者暴力相談支援センター：配偶者暴力防止法（第3条）に定められているもので、DV被害者に対して相談、保護命令申立て支援、自立支援のための情報提供、また関係機関の連絡調整等を行います。

※3 困難な問題を抱える女性：「名古屋市DV防止・女性支援基本計画」においては、「困難な問題」とは、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で女性が女性であることにより直面しやすい問題をいい、例としては、DV被害、家族親族等からの虐待、性犯罪・性暴力被害、予期せぬ妊娠、不安定な就労状況、経済的困窮等が挙げられます。

女性支援新法において、「困難な問題を抱える女性」とは、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」とされています。また、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針において、「法は、そもそも、女性が、女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害に、より遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在することの他、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等に陥るおそれがあること等を前提としたものであり、このような問題意識のもと、法が定義する状況に当てはまる女性であれば年齢、障害の有無、国籍等を問わず、性的搾取により従前から婦人保護事業の対象となってきた者を含め、必要に応じて法による支援の対象者となる。特に、女性の尊厳を傷つけ、女性の人権を軽視するものである性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害を受けた者に対する支援は重要であり、被害による心的外傷から回復し、安定的な生活を営めるようになるための中長期的な支援を行うことが重要である。また、妊娠に関連する支援については、妊娠・出産・中絶等のどの段階においても相手との関係性や支援対象者の年齢、家庭状況、就労・経済状態などにより、支援のニーズが多様であることや、今後の支援対象者の生活設計への影響が大きいこと、性暴力や性的虐待、性的搾取などの性的な被害経験や母体の危険性、緊急な対応の必要性などに配慮し、支援対象者の意思決定過程を支えながら、適切な専門機関や民間団体、支援施策と緊密に連携して支援を行う必要がある。加えて、「困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」とは、現に問題を抱えている者のみならず、適切な支援を行わなければ将来的に問題を抱える状況になる可能性がある者を含んでいることに留意が必要である。」とされています。



第1章 計画の策定にあたって

1 策定の背景

(1) 国の状況

①配偶者からの暴力防止及び被害者支援

配偶者暴力防止法に基づき、配偶者暴力相談支援センターにおいては相談、一時保護等の業務が実施され、裁判所においては保護命令を命ずることができるようになるなど、DV被害者支援体制が整ってきました。

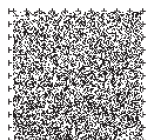
平成16年12月の配偶者暴力防止法の第1次改正では、DVの定義が拡大され、従来の身体に対する暴力に加えて、精神的暴力、性的暴力を含むこととされました。また、保護命令の対象範囲が元配偶者まで拡大されたほか、退去命令の範囲及び期間についても拡大するとともに、接近禁止命令の範囲を拡大し被害者と同居する子どもについても対象とされるなど、被害者等を保護する規定の充実が図られました。

この法改正に併せ、国から示された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（以下「国のDV防止基本方針」という。）には、被害者の自立支援に取り組むことが明記されました。また、都道府県による「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（以下「DV防止基本計画」という。）が策定され、被害者の保護及び自立に向けた支援の計画的・一体的な推進の礎が整いました。

平成20年1月の配偶者暴力防止法の第2次改正では、市町村に対してDV防止基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センター業務の実施について努力義務となりました。また、配偶者暴力相談支援センターの業務として一時保護に加えて被害者の緊急時の安全確保が位置づけられたほか、接近禁止命令の対象に被害者の親族等が追加されるとともに、裁判所への保護命令の申立て要件として、生命等に対する脅迫が加えられました。

この法改正を踏まえて告示された国のDV防止基本方針（平成20年1月改定）では、「被害者の立場に立った切れ目のない支援」、「関係機関等の連携」、「安全の確保への配慮」及び「地域の状況の考慮」の4つを基本的視点に据えたDV防止基本計画の策定の必要性が示されるとともに、市町村におけるDV防止基本計画策定の留意事項として、「身近な行政主体としての施策の推進」、「既存の福祉施策等の十分な活用」などが示されています。

平成26年1月の配偶者暴力防止法の第3次法改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても、配偶者暴力防止法が準用され、法の対象となりました。



令和2年4月の配偶者暴力防止法の第4次法改正では、配偶者からの暴力の被害者の保護にあたり、相互に連携、協力すべき機関として児童相談所が法文上明確化されたことに加え、被害者の保護のための関係機関との連携協力の適用対象に被害者が同伴する家族が含まれることとなりました。

この法改正を踏まえて告示された国のDV防止基本方針（令和2年4月改定）では、児童虐待防止対策と配偶者からの暴力被害者の保護対策の強化を図るための所要の規定の整備を行うとともに、民間団体との連携推進などが示されています。

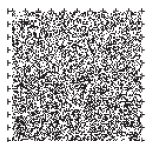
令和6年4月の配偶者暴力防止法の第5次法改正では、保護命令制度の拡充と保護命令違反の厳罰化のほか、国のDV防止基本方針やDV防止基本計画に被害者の自立支援のための施策や民間団体との連携協力を必須的記載事項とすることや、関係機関から構成される協議会の法定化が規定されました。

②困難な問題を抱える女性への支援

女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しており、新たな女性支援強化が喫緊の課題となる中で、令和4年5月に、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する民間団体との協働といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築するため、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「女性支援新法」という。）が制定されました。

女性支援新法では、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「国の女性支援基本方針」という。）を定めること、都道府県基本計画となるべきものを定めること、市町村は困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「女性支援基本計画」という。）を定めるよう努めなければならないことが示されました。また、地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者により構成される会議（以下「支援調整会議」という。）を組織するよう努めることとされました。

女性支援新法の制定を踏まえ、令和5年3月に、国の女性支援基本方針が示され、令和6年4月に女性支援新法が施行されました。



(2) 本市の状況

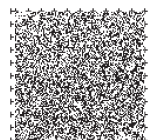
本市では、平成21年3月「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」（以下「配偶者暴力防止等基本計画」という。）を策定し、庁内関係部署の連携による総合的な推進体制の整備を図るとともに、DV防止及び被害者の保護・自立に向けた支援施策の構築に取り組んできました。

平成24年3月には、配偶者暴力防止等基本計画（第2次）を策定し、庁内外の関係部署・関係機関や民間団体のさらなる連携推進を図ることにより、DV被害の発見と対応に努め、切れ目のない支援体制づくりを進めました。

平成28年3月には、配偶者暴力防止等基本計画（第3次）を策定し、DV被害者とその子どものための心理的ケアを始めとする自立に向けた支援の充実などを図りました。

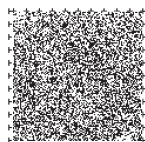
令和3年3月には、配偶者暴力防止等基本計画（第4次）を策定しました。平成20年4月に施行した「なごや子ども条例」が令和2年4月に、子どもが権利の主体であり、子どもの権利を根幹に据えるという観点から「なごや子どもの権利条例」に改正されるなど、の状況を踏まえ、子どもの権利擁護の視点の計画への反映を図りました。

この配偶者暴力防止等基本計画（第4次）の計画期間が、令和7年度で満了すること及び「女性支援新法」が施行され、市町村基本計画を定めることが努力義務となったことから「配偶者暴力防止法」の改正及び女性支援新法の内容等を踏まえ、配偶者暴力防止法に基づく市町村基本計画と女性支援新法に基づく市町村基本計画を一体的な「名古屋市DV防止・女性支援基本計画」として策定するものです。

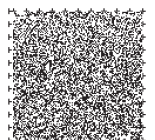


2 策定の経緯

時 期	内 容
平成 13 年 4 月	○「配偶者暴力防止法」公布（平成 13 年 10 月一部施行、平成 14 年 4 月完全施行）
平成 16 年 12 月	○「配偶者暴力防止法」の改正法（第 1 次改正）施行 ・主務大臣による「国のDV防止基本方針」の策定 ・都道府県DV防止基本計画の策定 ○「国のDV防止基本方針」告示
平成 19 年 7 月	○名古屋市配偶者暴力相談支援センター業務を開始
平成 20 年 1 月	○「配偶者暴力防止法」の改正法（第 2 次改正）施行 ・市町村DV防止基本計画の策定（努力義務） ・市町村における配偶者暴力相談支援センター業務（努力義務）
平成 21 年 3 月	○「名古屋市配偶者暴力防止等基本計画」策定 （計画期間：平成 21 年度～平成 23 年度）
平成 24 年 3 月	○「名古屋市配偶者暴力防止等基本計画（第 2 次）」策定 （計画期間：平成 24 年度～平成 27 年度）
平成 26 年 1 月	○「配偶者暴力防止法」の改正法（第 3 次改正）施行 ・生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいない交際相手を除く）からの暴力について、法を準用し対象を拡大
平成 28 年 3 月	○「名古屋市配偶者暴力防止等基本計画（第 3 次）」策定 （計画期間：平成 28 年度～令和 2 年度）
令和 2 年 4 月	○「配偶者暴力防止法」の改正法（第 4 次改正）施行 ・配偶者からの暴力の被害者の保護にあたり、相互に連携、協力すべき機関として児童相談所を法文上明確化 ・被害者の保護のための関係機関との連携協力の適用対象に被害者が同伴する家族を含む



時 期	内 容
令和3年3月	○「名古屋市配偶者暴力防止等基本計画（第4次）」策定 （計画期間：令和3年度～令和7年度）
令和4年5月	○「女性支援新法」公布 （令和6年4月施行） ・困難な問題を抱える女性支援の根拠法を売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築。 ・市町村基本計画の策定（努力義務） ・支援調整会議の設置（努力義務）
令和5年3月	○「女性支援新法の基本方針」告示
令和6年4月	○「配偶者暴力防止法」の改正法（第5次改正）施行 ・保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化 ・基本方針・基本計画の記載事項の拡充 ・協議会の法定化



3 基本的な考え方

(1) 策定の趣旨

配偶者暴力防止等基本計画（第4次）の計画期間が、令和7年度に満了すること及び「女性支援新法」が施行され、市町村基本計画を定めることが努力義務となったことから「配偶者暴力防止法」の改正及び「女性支援新法」の内容等を踏まえ、配偶者暴力防止法に基づく市町村基本計画と女性支援新法に基づく市町村基本計画を一体的な名古屋市DV防止・女性支援基本計画として策定します。

(2) 計画の基本方針

配偶者からの暴力被害者等の保護や自立に関わる総合的な支援を推進するとともに、人権が尊重され、配偶者からの暴力を容認しない社会を目指します。

困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会を目指します。

(3) 計画の位置づけ

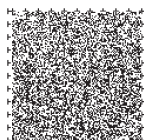
配偶者暴力防止法第2条の3第3項に基づく市町村DV防止基本計画にあたります。
女性支援新法第8条第3項に基づく市町村女性支援基本計画にあたります。

(4) 他の計画との関連

なごや子どもの権利条例に基づき策定している「なごや子ども・子育てわくわくプラン2029 名古屋市子どもに関する総合計画」及び男女平等参画推進なごや条例に基づき策定している「名古屋市男女平等参画基本計画2030（案）」との整合性を図り、策定します。

(5) 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。



第2章 配偶者からの暴力被害者及び困難な問題を抱える女性に関する現状と課題

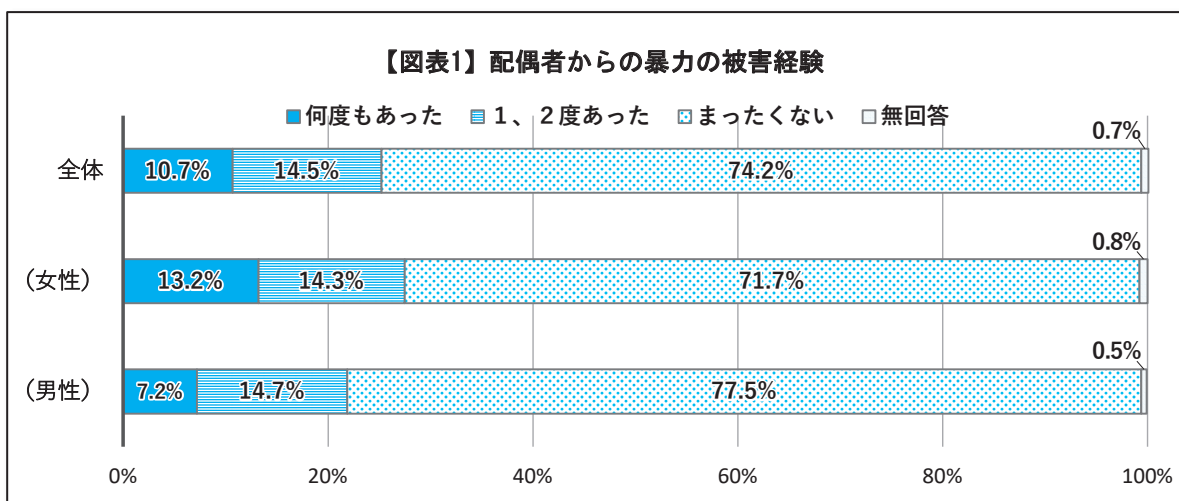
1 DV被害者及び困難な問題を抱える女性の実態

(1) DV被害者の実態

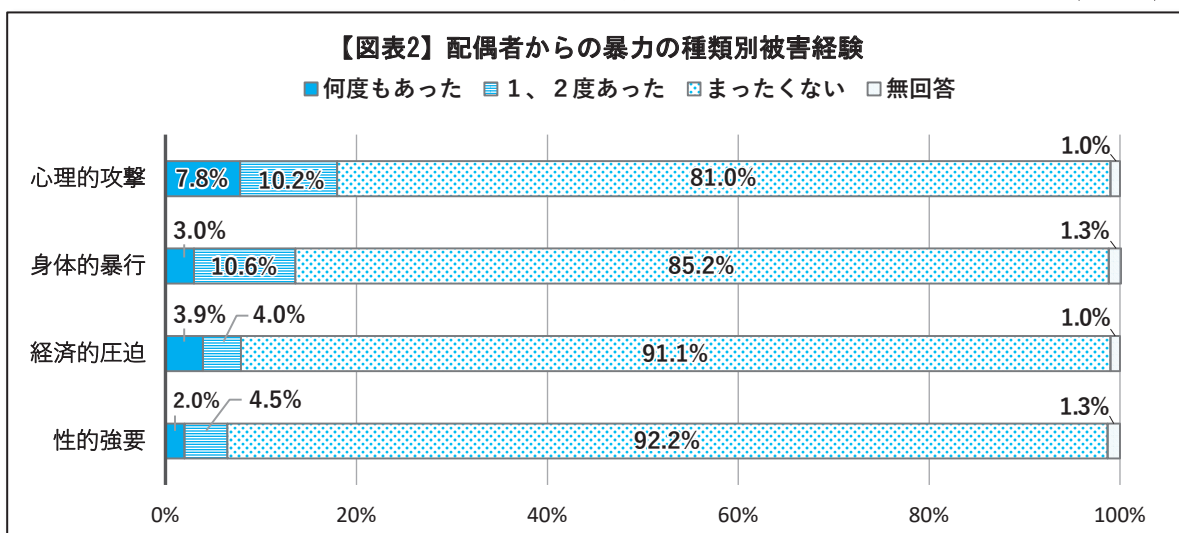
① 被害経験

内閣府が令和6年3月に公表した男女間における暴力に関する調査（以下「内閣府調査」という。）では、約4人に1人（25.1%）は配偶者から暴力を受けたことがあり、性別による内訳では、女性の27.5%、男性の22.0%は配偶者から被害を受けたことがあり、女性の13.2%は何度も受けていると回答しました。（図表1）

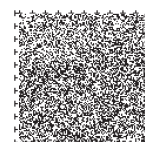
また、被害経験について、心理的攻撃の回答割合がもっとも高く18.0%、次いで身体的暴行13.5%、経済的圧迫7.8%、性的強要6.5%となっています。（図表2）



令和6年3月 男女間における暴力に関する調査（内閣府）



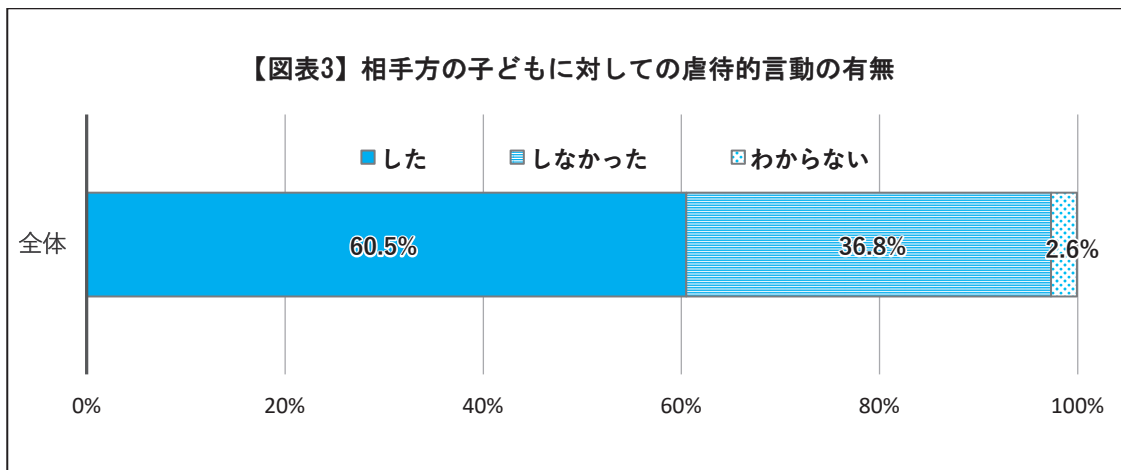
令和6年3月 男女間における暴力に関する調査（内閣府）



② 子どもの被害経験

子どもの面前で行われるDVは、子どものところに大きな傷を与える心理的虐待であり、同時に身体への暴力等の虐待を受けているおそれもあります。

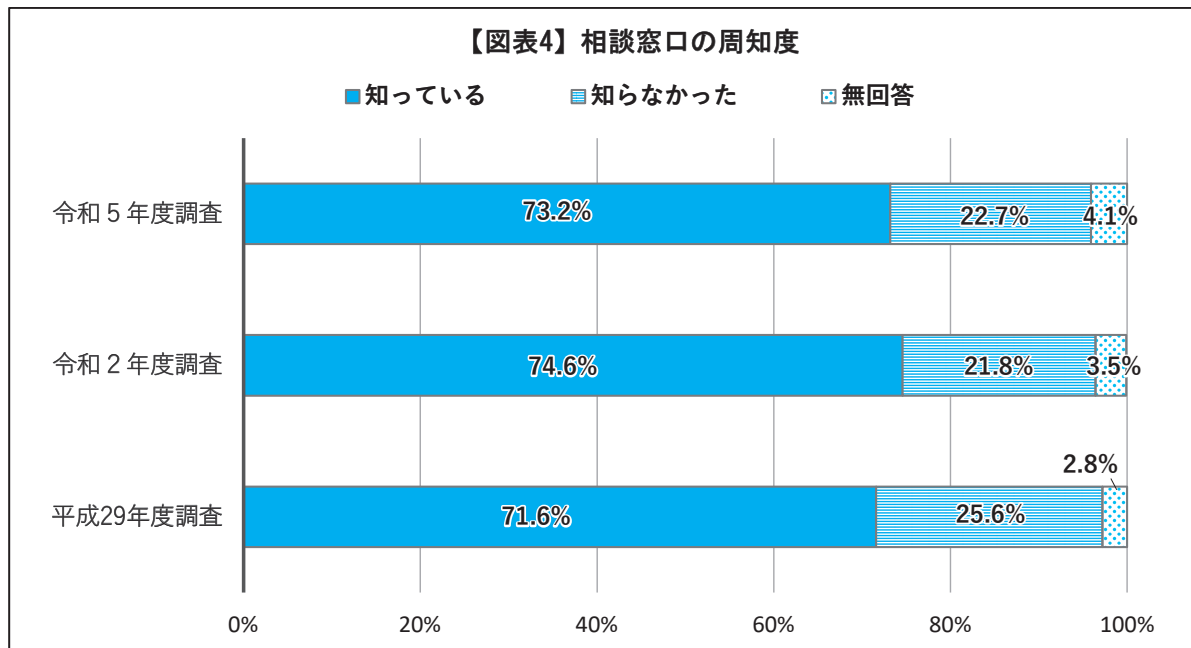
本市が令和6年度に実施したDV被害者及び困難な問題を抱える女性に関する調査（以下「本市DV及び女性に関する調査」という。）（DV調査部分）では、子どもがいる方のうち、約6割（60.5%）は「相手方はお子さんに対して虐待的言動をした」と回答しています。



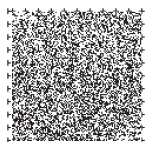
令和7年3月 本市DV及び女性に関する調査（DV調査）

③ 相談窓口の周知度

内閣府調査では、配偶者等からの暴力について相談できる窓口を「知っている」は約7割（73.2%）となっており、時系列比較でみると、周知度に大きな変化が見られない結果となっています。（図表4）



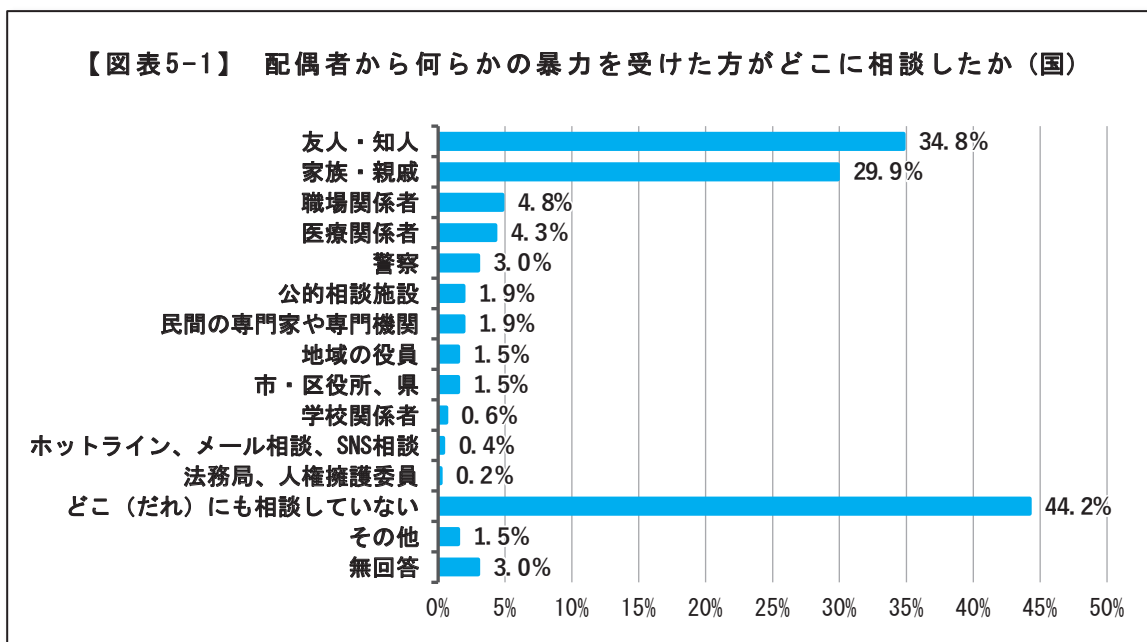
令和6年3月 男女間における暴力に関する調査（内閣府）



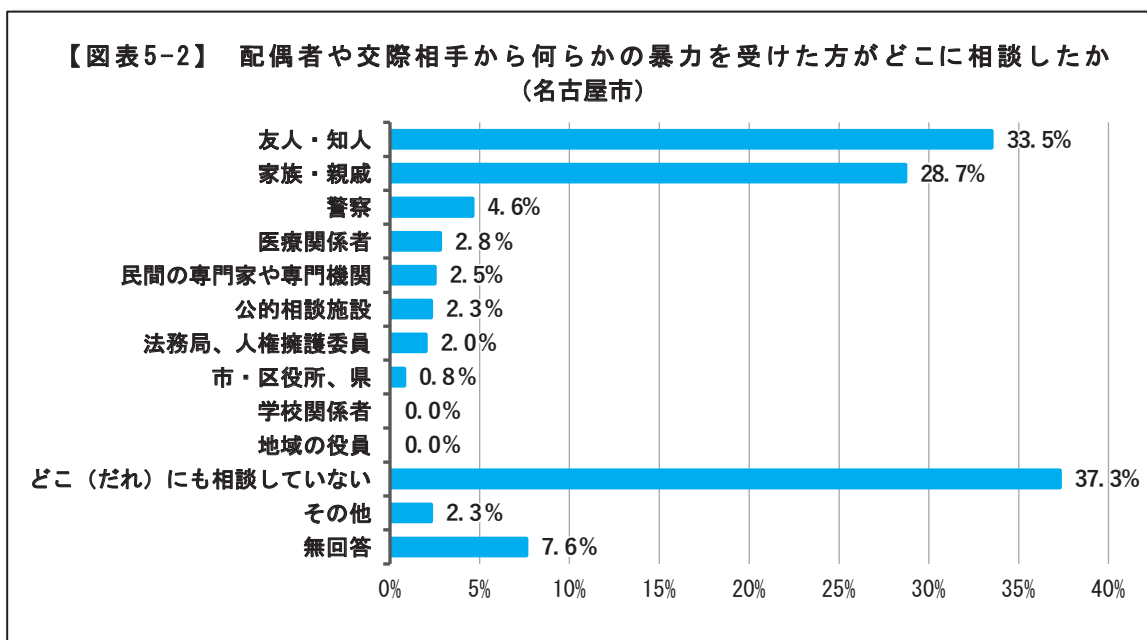
第2章 配偶者からの暴力被害者及び困難な問題を抱える女性に関する現状と課題

内閣府調査では、配偶者から何らかの暴力を受けている方のうち、44.2%の人が「どこ（だれ）にも相談していない」と回答しています。（図表5-1）

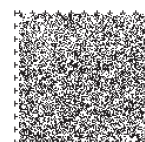
同様に、名古屋市が令和6年度に行った男女平等参画に関する基礎調査（以下「基礎調査」という。）では、配偶者や交際相手から何らかの暴力を受けている方のうち、37.3%の人が「どこ（だれ）にも相談していない」と回答しています。（図表5-2）



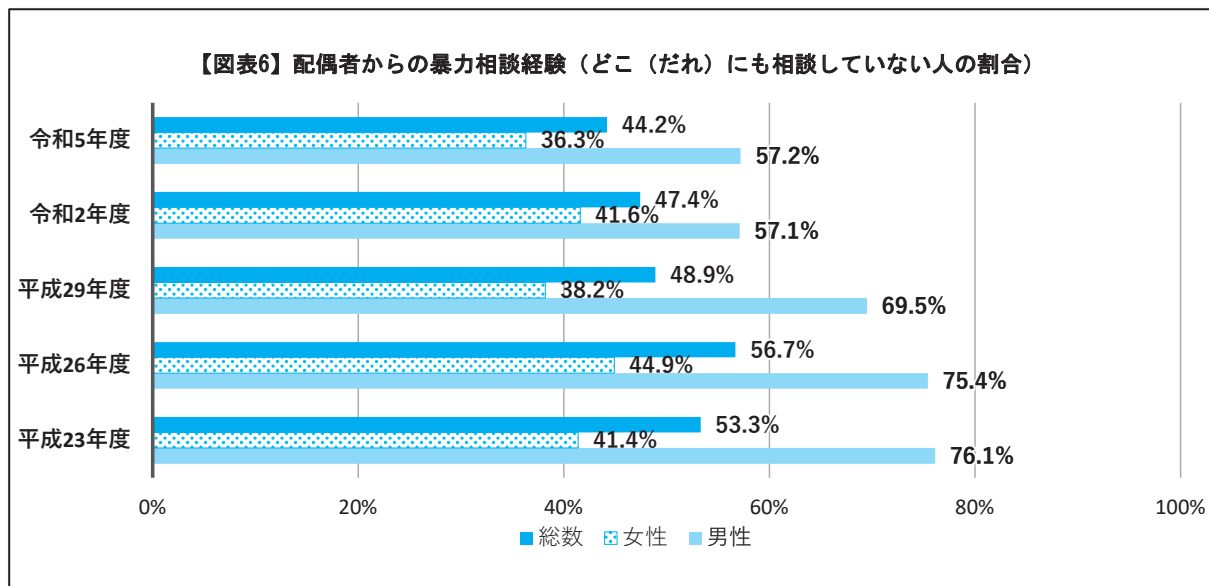
令和6年3月 男女間における暴力に関する調査（内閣府）



令和6年度 男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）



内閣府調査では、どこ（だれ）にも相談していない人の割合は、時系列で比較すると、減少しています。

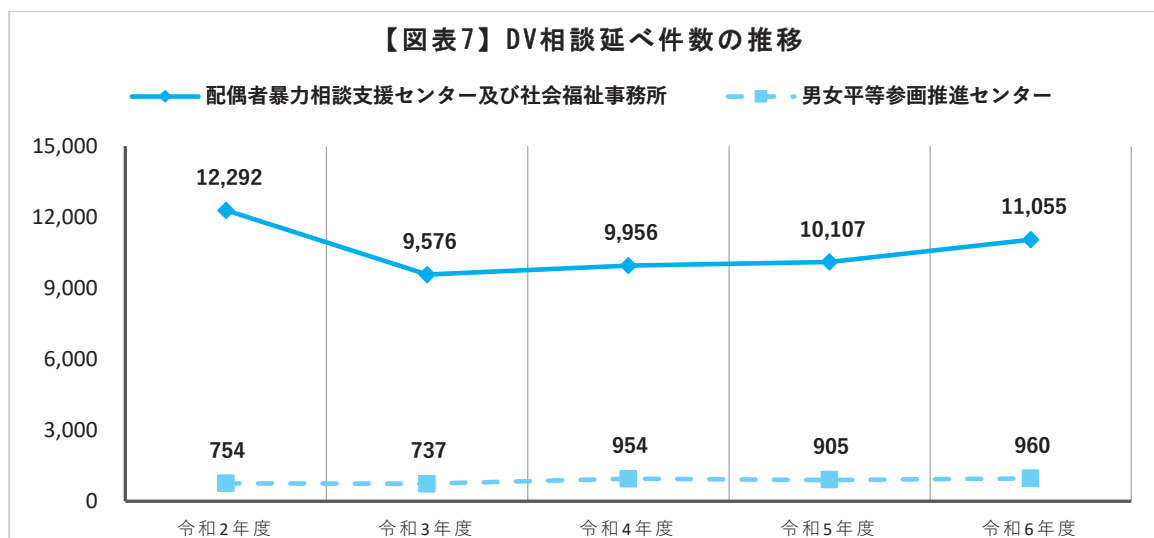


令和6年3月 男女間における暴力に関する調査（内閣府）

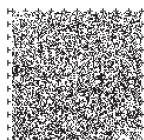
④ DV相談延べ件数

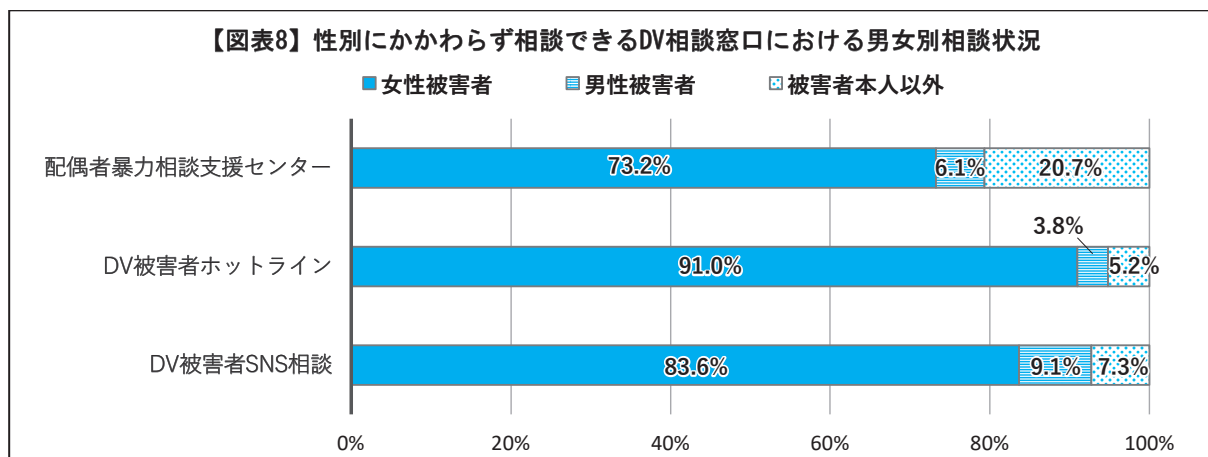
本市配偶者暴力相談支援センター及び社会福祉事務所の女性福祉相談におけるDV相談延べ件数は、平成27年度をピークに1万件前後で推移しています。また、男女平等参画推進センター「イーブルなごや相談室」における「女性のための総合相談」でのDVの相談件数については、900件前後で推移しています。（図表7）

また、性別に関わらず、DVの相談をすることができる本市の相談窓口における令和6年度の男性被害者の相談状況は、配偶者暴力相談支援センターでの総相談件数818件中50件(6.1%)、DV被害者ホットラインは288件中11件(3.8%)、DV被害者SNS相談は55件中5件(9.1%)と、男性はどの窓口でも1割に満たない状況となっています。（図表8）



令和7年度 子ども青少年局、スポーツ市民局調べ（名古屋市）

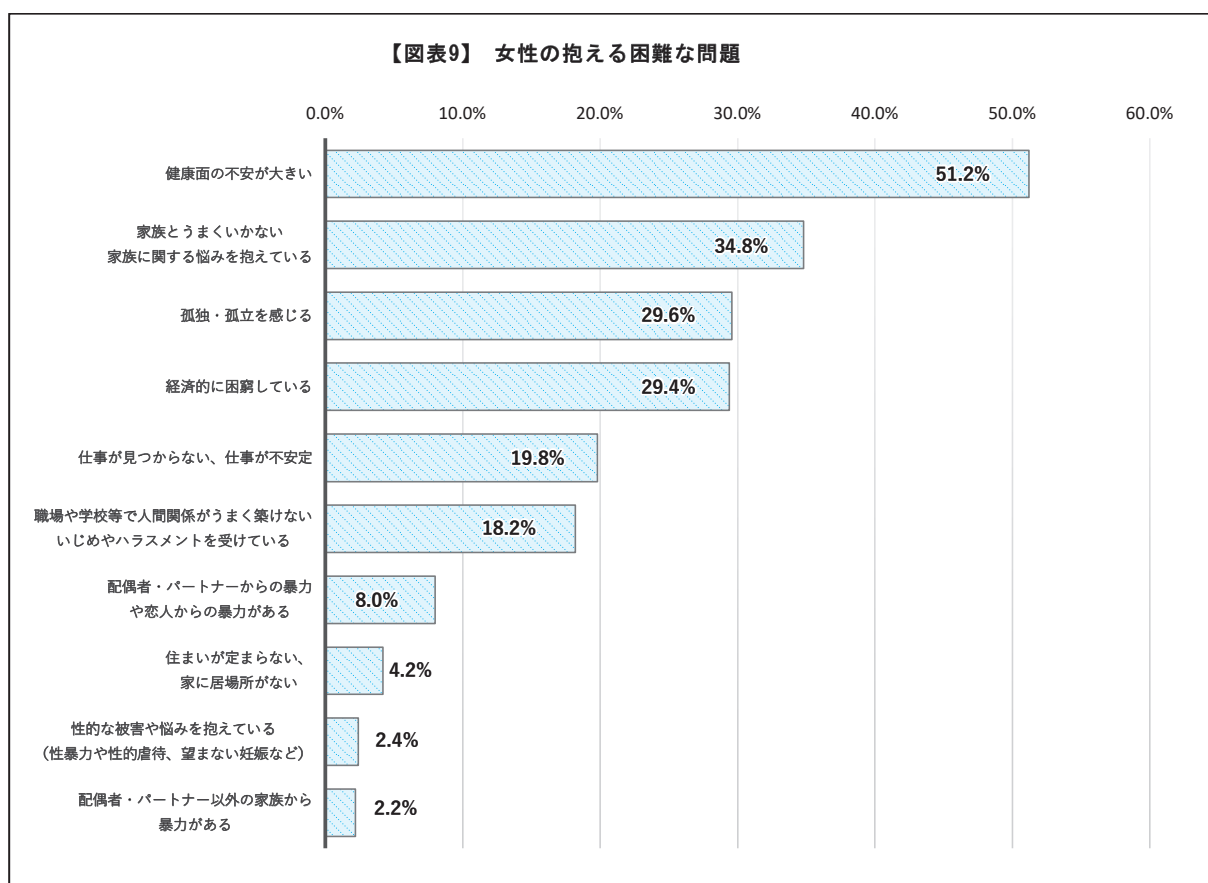




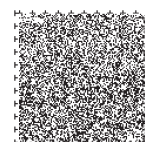
令和7年度 子ども青少年局調べ（名古屋市）

(2) 困難な問題を抱える女性の実態

本市 DV 及び女性に関する調査（困難女性調査部分）では、本市在住の18歳以上で、困難な困りごとや悩みを抱えた経験のある人のうち、「健康面の不安」51.2%、次いで、「家族に関する悩み」が34.8%、「孤独感」29.6%、「経済的な困窮」29.4%と続く回答となっています。

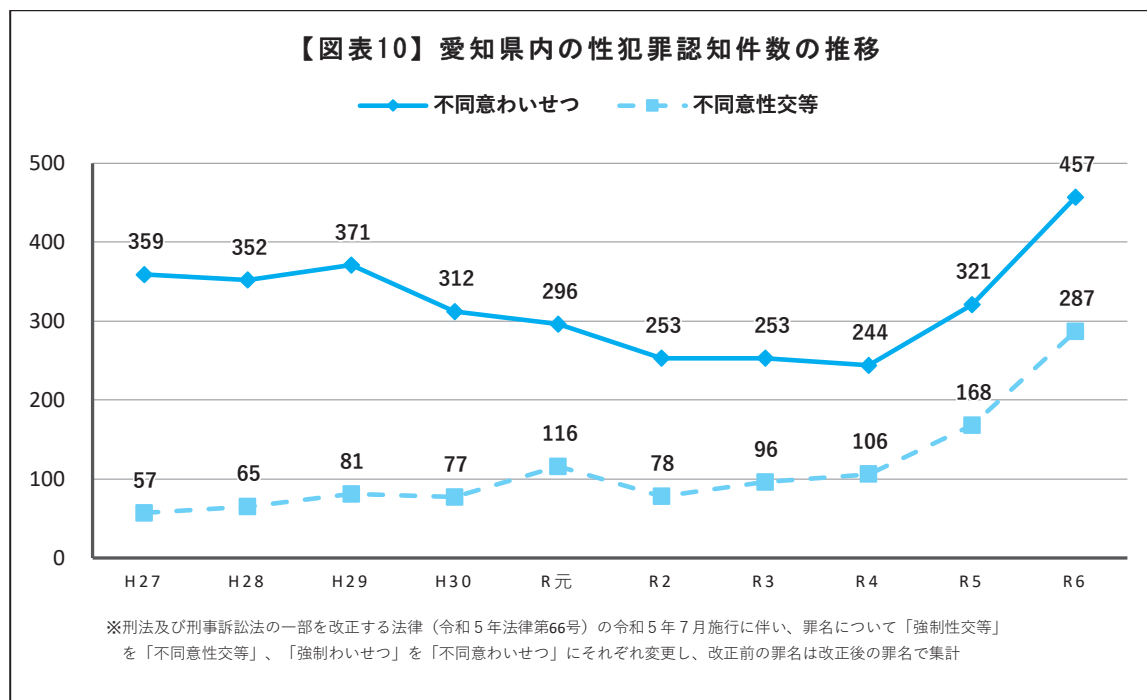


令和7年3月 本市 DV 及び女性に関する調査（困難女性調査）



第2章 配偶者からの暴力被害等及び女性が抱える困難な問題の現状と課題

愛知県警察の公表では、愛知県内の性犯罪の認知件数は令和5年の法改正後、「不同意わいせつ」、「不同意性交等」とともに認知件数が急増しています。



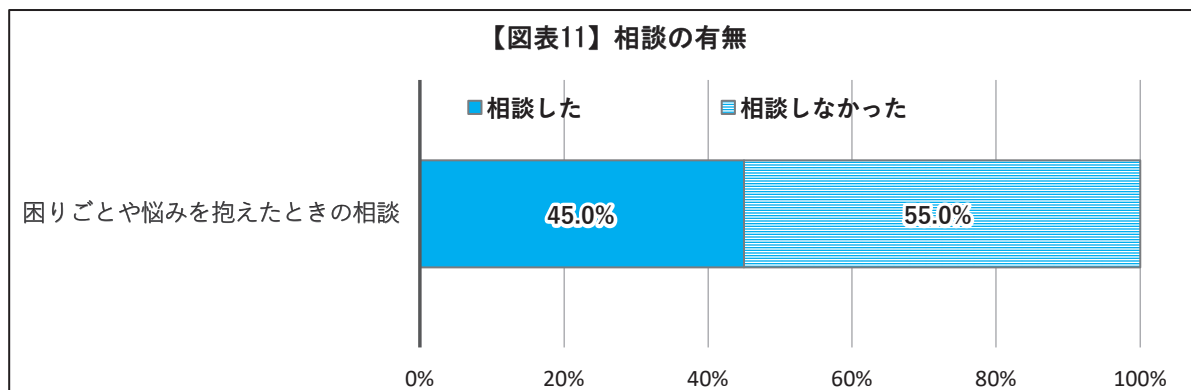
令和6年中の犯罪概況（愛知県警察本部）

本市DV及び女性に関する調査（困難女性調査部分）では、本市在住の18歳以上の女性で、困難な悩みを抱えた経験のある人のうち、「相談した」と回答したのは45.0%でした。

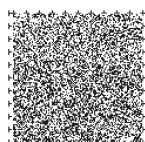
（図表11）

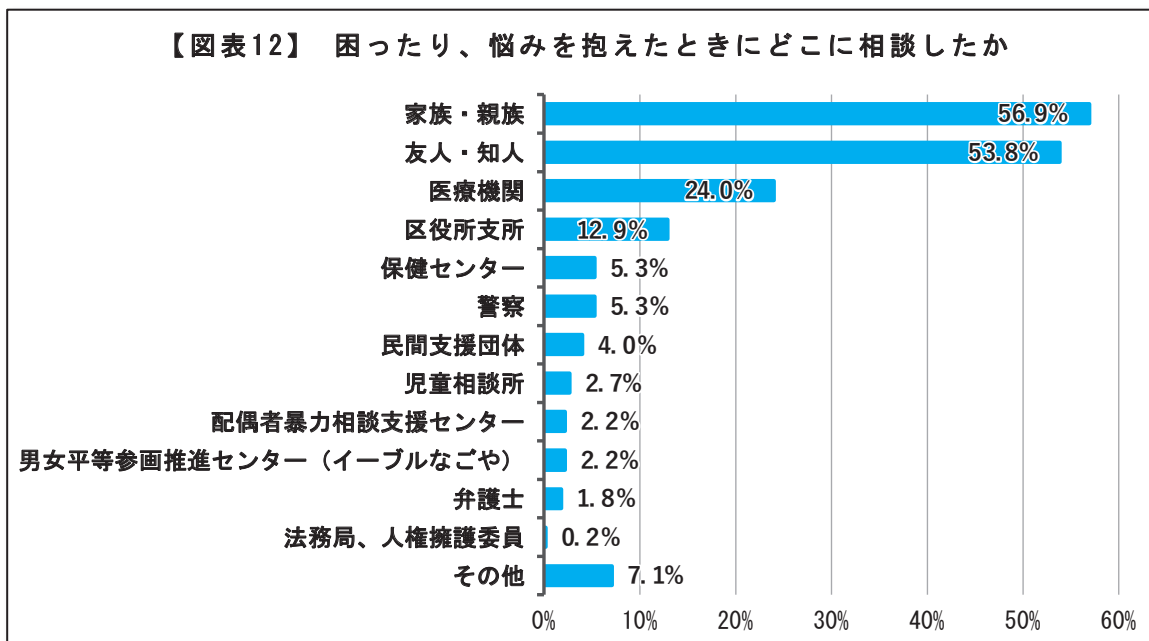
相談先は「家族・親族」（56.9%）がもっとも多く、「友人・知人」（53.8%）、「医療機関」（24.0%）と続いています。（図表12）

一方、「相談しなかった」と回答したのは55.0%でした。相談しなかった理由は、「相談しても無駄だと思うから」（51.3%）と最も多く、「どこ（だれ）に相談して良いのかわからなかった」（47.6%）、「自分が我慢すれば良いと思うから」（28.4%）と続いています。（図表13）

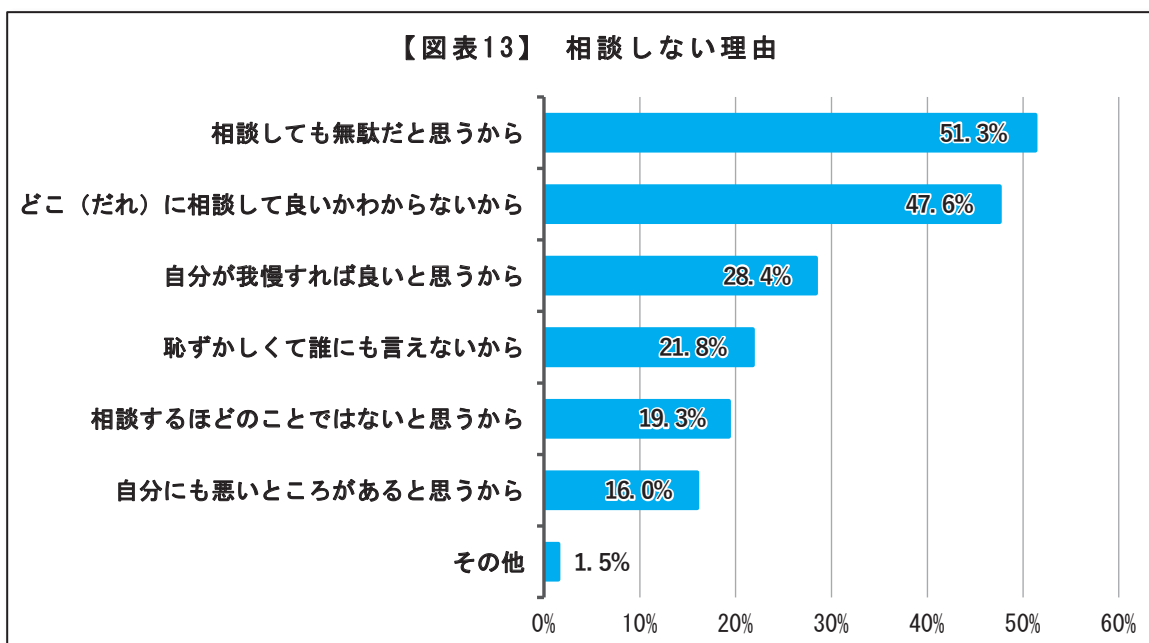


令和7年3月 本市DV及び女性に関する調査（困難女性調査）

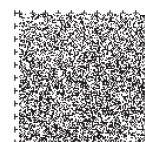




令和7年3月 本市DV及び女性に関する調査（困難女性調査）



令和7年3月 本市DV及び女性に関する調査（困難女性調査）



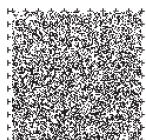
課題

○ DV 被害や女性が女性であることにより直面しやすい困難な問題が深刻化する前の早い段階で対象者が相談につながることが重要なため、相談窓口の広報などの周知について、若年層を始めとするあらゆる年齢層へ情報が届くよう行う必要があります。

○ 内閣府の調査では DV 被害経験は男女ともに 20%台であるが、本市の相談状況を見ると総件数に占める男性被害者の割合が低く、男性の相談が非常に少ない状況にあるため、被害者の性別やパートナーが異性か同性かに関わらず相談できることの周知や DV に関する社会の意識の向上への取組が必要です。

○ DV に関する知識が不十分であるため、「被害について暴力と認識していない」被害者が潜在化しており、DV の理解を深める機会を積極的にとらえ啓発に努める必要があります。

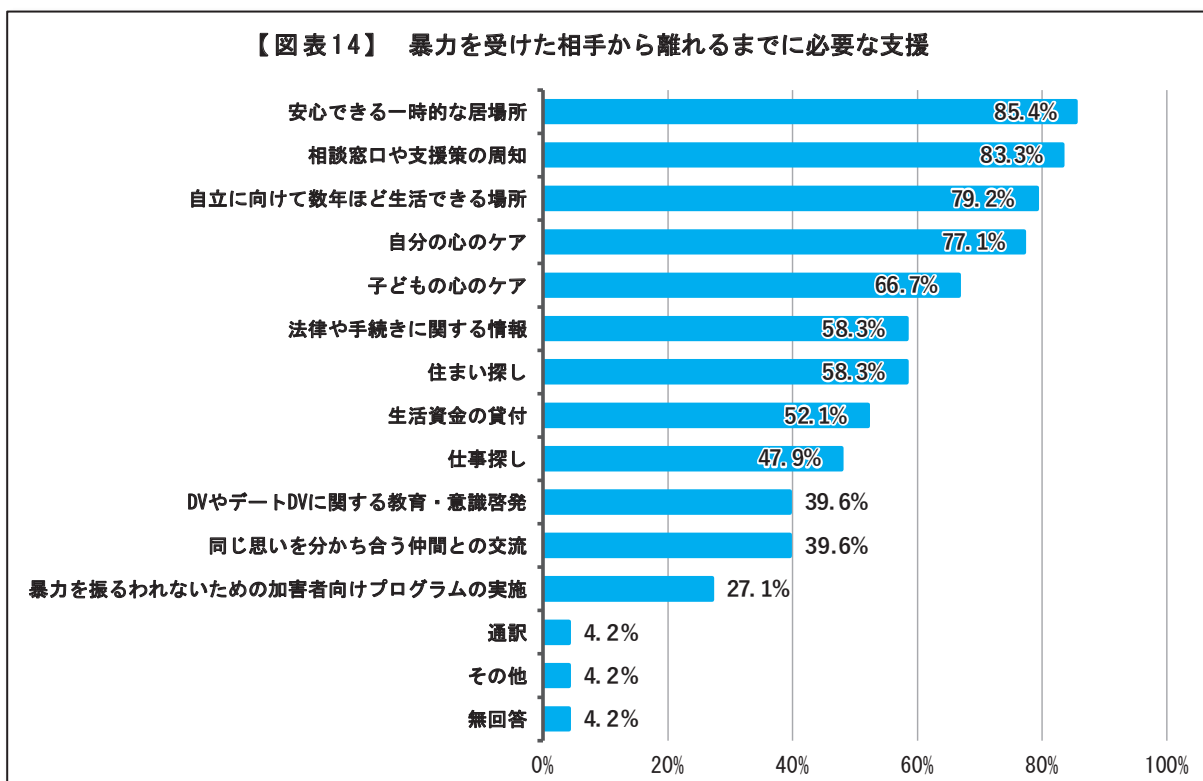
○ 女性が女性であることで困難な状況に陥ることなく、自立して生きていけるような学びの場や啓発がさらに必要です。



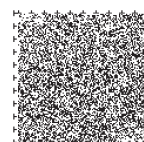
2 DV被害者及び困難な問題を抱える女性の支援施策

(1) DV被害者への支援

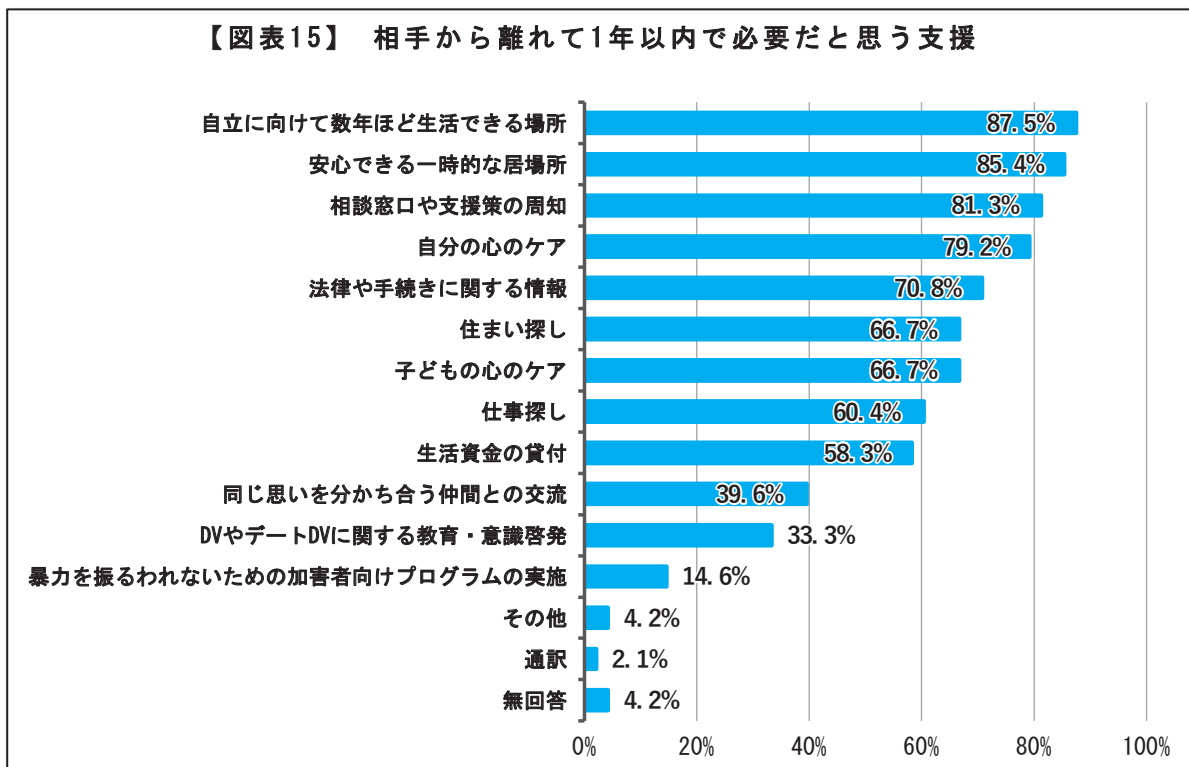
本市DV及び女性に関する調査（DV調査部分）では、暴力を受けた相手から離れるまでに必要な支援について、「安心できる一時的な居場所」（85.4%）がもっとも多く、次いで「相談窓口や支援策の周知」（83.3%）となっています。



令和7年3月 本市DV及び女性に関する調査（DV調査）

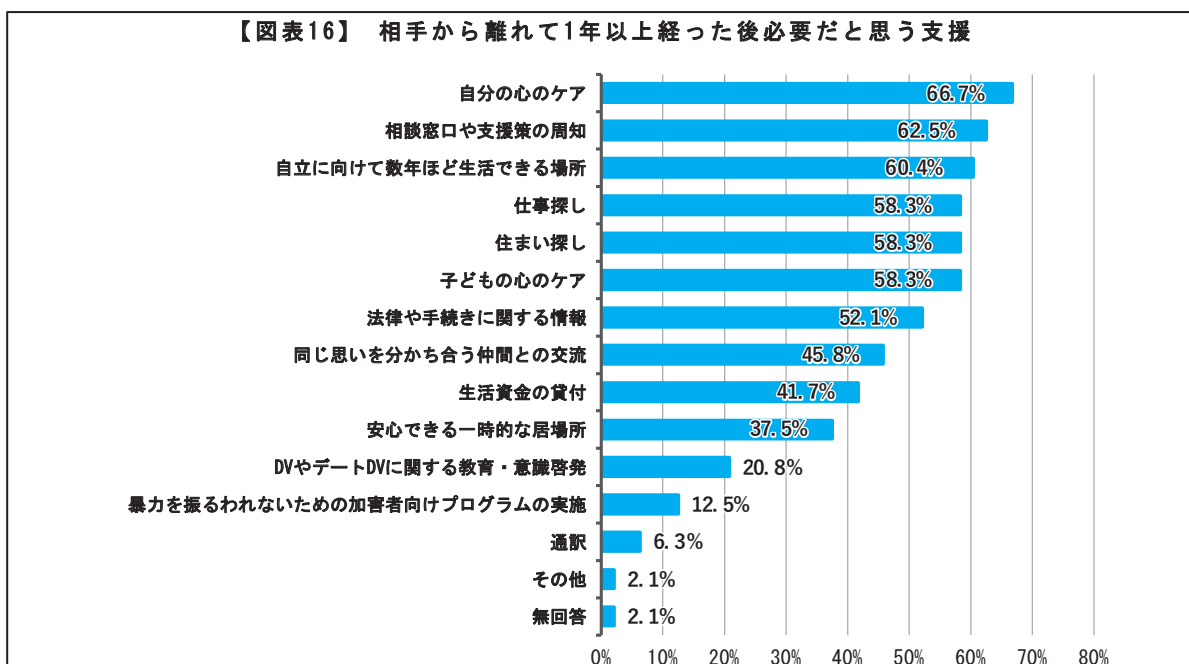


また、本市 DV 及び女性に関する調査では、暴力を受けた相手から離れて1年以内で必要だと思う支援では、「自立に向けて数年ほど生活できる場所」(87.5%)、次いで「安心できる一時的な居場所」(85.4%)と回答しています。

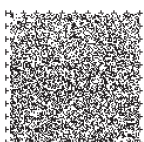


令和7年3月 本市 DV 及び女性に関する調査 (DV 調査)

本市 DV 及び女性に関する調査では、暴力を受けた相手から離れて1年以上経った後必要だと思う支援では、「自分の心のケア」(66.7%)と回答しています。



令和7年3月 本市 DV 及び女性に関する調査 (DV 調査)



本市 DV 及び女性に関する調査で行った支援関係者のヒアリングでは、以下のような主な意見が出ています。

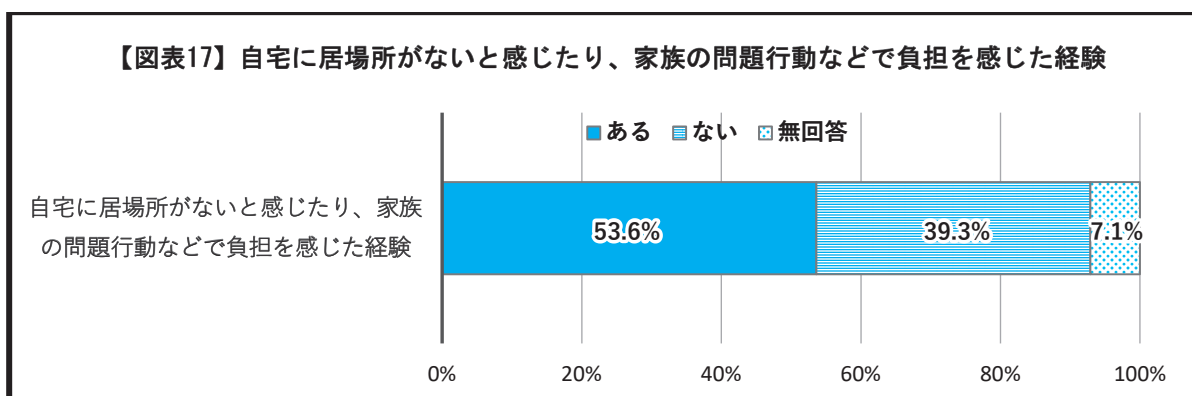
主な意見

- DV の相手方から離れる場合に経済的な不安が支障になっている。
- シェルターを希望しない反面、経済的に本人たちが居住を構えられない場合がある。
- DV 被害者に今後必要だと思う支援「生活支援、経済的支援、就労支援など」。

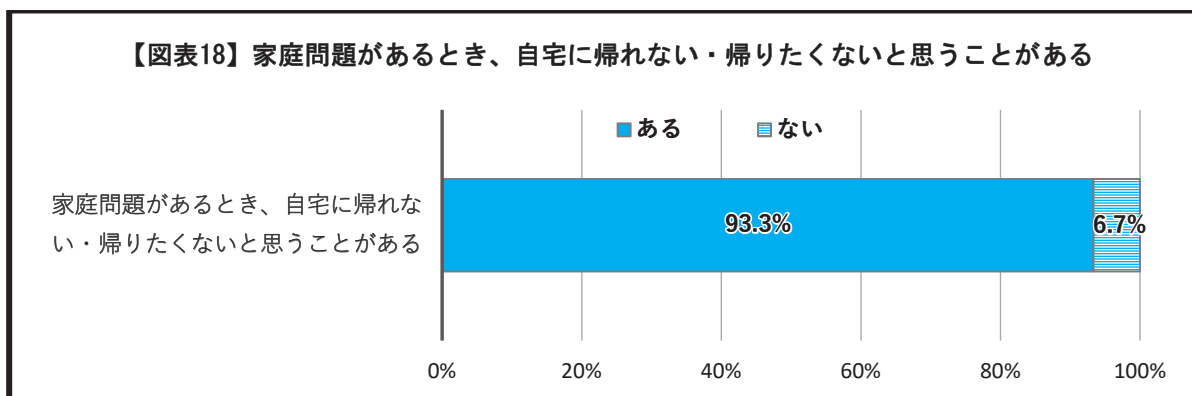
(2) 困難な問題を抱える女性への支援

本市 DV 及び女性に関する調査（困難女性調査部分）では、家族や配偶者と暮らしている期間があった困難な問題を抱える女性のうち、「自宅に居場所がないと感じたり、家族の問題行動などで負担を感じたことがある」（53.6%）と回答しています。（図表 17）そのうち、「家庭問題があるとき、自宅に帰れない・帰りたくないと思うことがある」（93.3%）と回答しています。

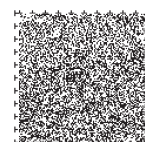
（図表 18）



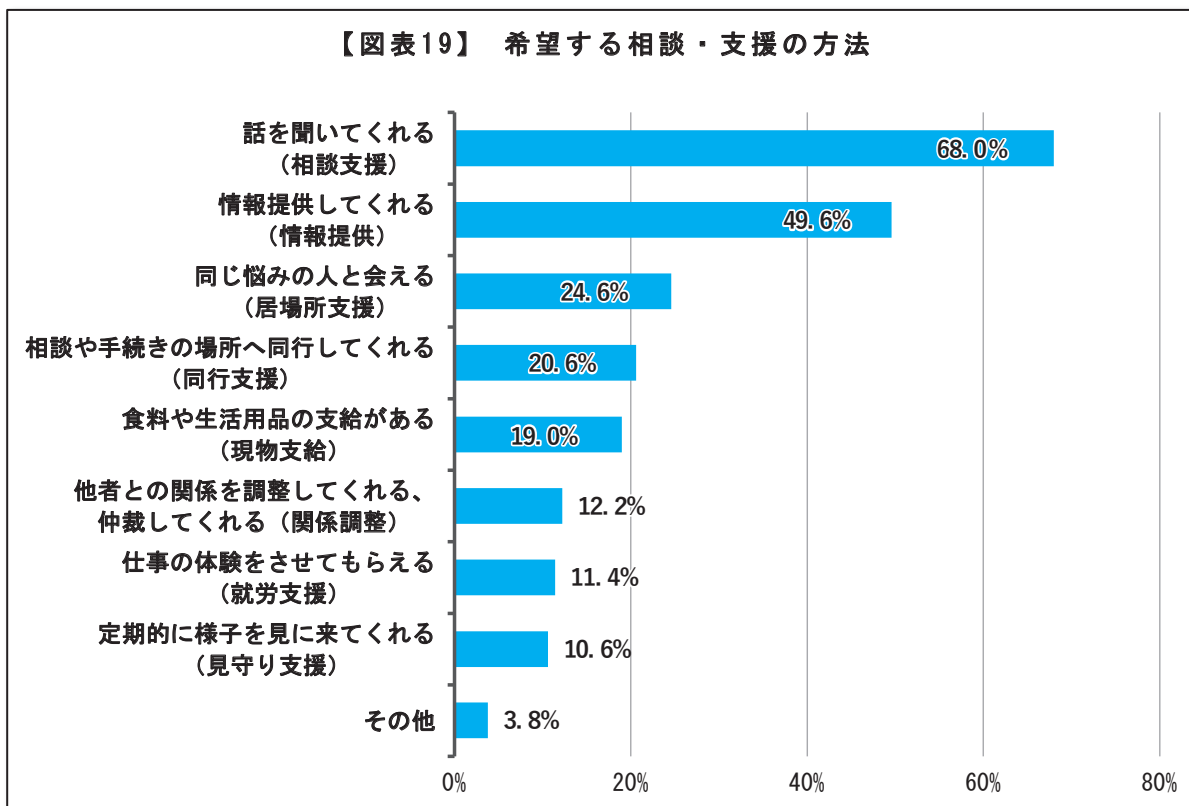
令和7年3月 本市 DV 及び女性に関する調査（困難女性調査）



令和7年3月 本市 DV 及び女性に関する調査（困難女性調査）



本市 DV 及び女性に関する調査（困難女性調査部分）では、本市在住の 18 歳以上の女性で、困難な困りごとや悩みを抱えた経験のある人が希望する相談・支援の方法では約 7 割（68.0%）の方が「相談支援」と回答し、次いで、「情報提供」（49.6%）、「居場所支援」（24.6%）、「同行支援」（20.6%）と回答しています。

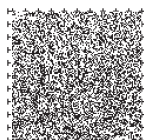


令和 7 年 3 月 本市 DV 及び女性に関する調査（困難女性調査）

本市 DV 及び女性に関する調査で行った当事者、支援関係者のヒアリングでは、以下のような主な意見が出ています。

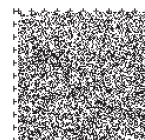
主な意見

- 困難な問題を抱える女性のうち、カウンセリングなどの心理的ケアを受けたいが、受けられない理由「出費がかかる」。
- 困難な問題を抱える女性に今後必要だと思う支援「心理的支援、住居支援など」。



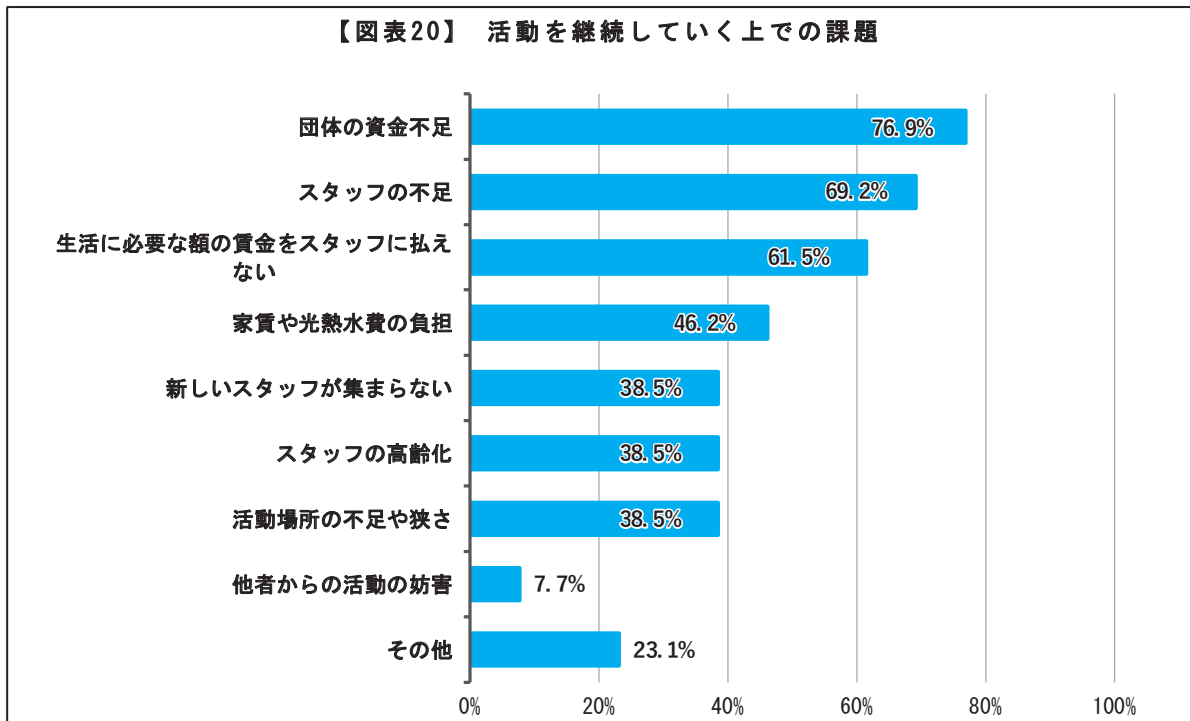
課題

- DV 被害や女性が女性であることにより直面しやすい困難な問題に直面したときに気持ちに寄り添った相談場所や支援方法が必要になります。
- 相談につながりにくい、つながっていない困難な問題を抱える女性の早期発見に向けた取り組みが必要です。
- 様々な困難な問題を抱える女性の相談に対応するために、支援者が適切な支援を行えるよう支える取り組みが必要です。
- こころのケアを安心して受けるための選択肢が少なく、費用面の負担が大きい場合があります。こころのケアが必要な方に届く取り組みが必要です。
- DV の相手から離れる前だけでなく、離れた後もこころのケアが求められていますが、中長期にわたるケアの支援が少ないため、検討していく必要があります。
- 自立して生活していくために、安心して就業し、生活していく場所が必要です。それぞれが抱える困難な問題について、適切な支援につなげていく必要があります。



3 DV被害者及び困難な問題を抱える女性の支援体制

本市 DV 及び女性に関する調査（支援機関調査部分）では、支援団体・機関が活動していく上での課題について、「団体の資金不足」（76.9%）、次いで「スタッフ不足」（69.2%）と回答しています。

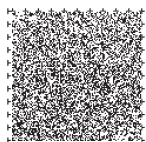


令和7年3月 本市 DV 及び女性に関する調査（支援機関調査）

本市 DV 及び女性に関する調査で行った支援関係者のヒアリングでは、支援ネットワークの強化を求める意見が出ています。

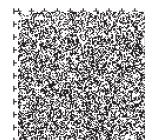
主な意見

- 民間ができること・できないこと、行政ができること・できないことの擦り合わせがより求められている。
- それぞれ関連する他分野との合同研修などの顔が見える関係づくりが求められている。
- 個々の民間団体はノウハウを持っているが、行政も含めたネットワーク化が必要である。



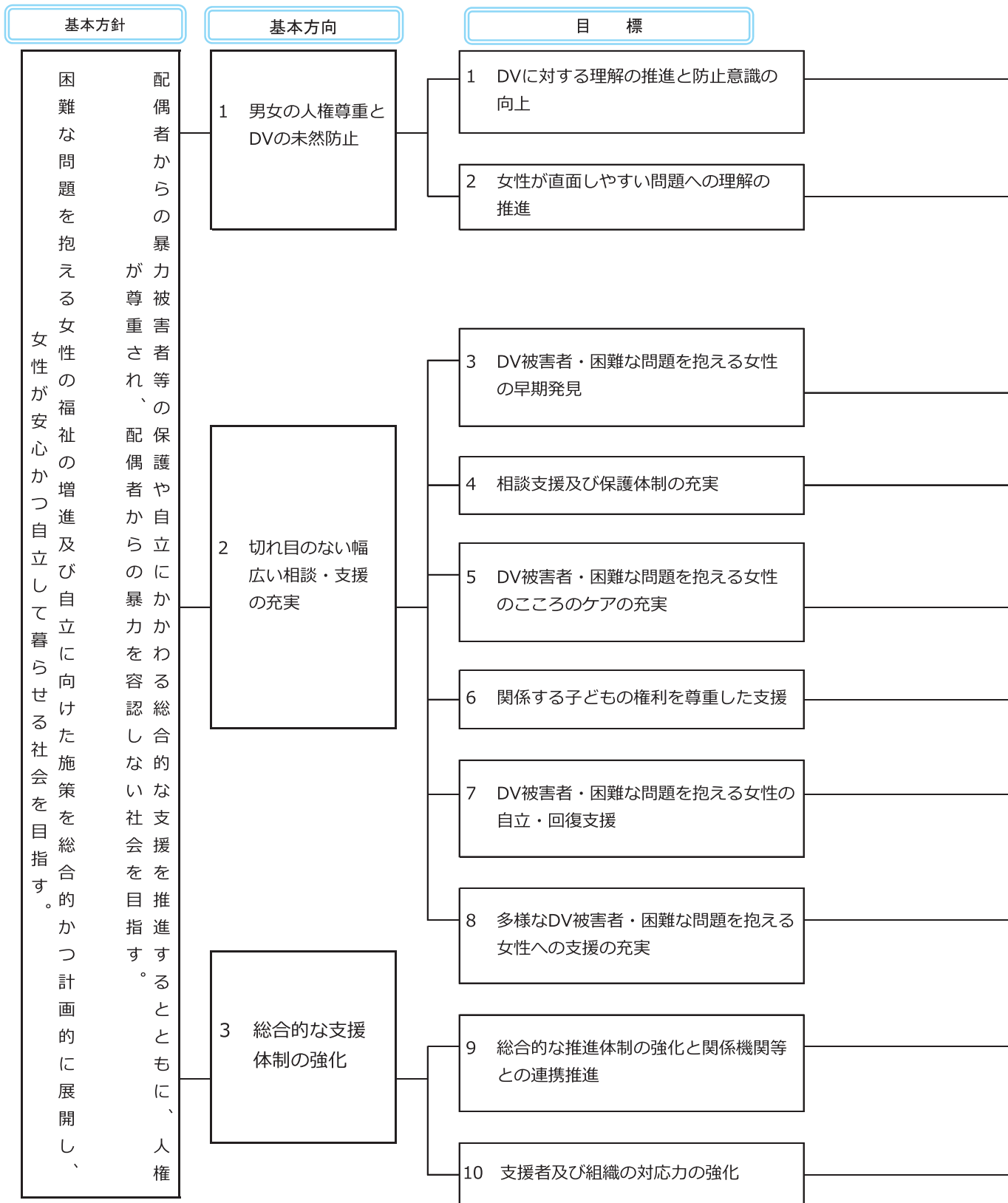
課題

- 民間支援団体が継続的に支援できるスキームが必要です。
- DV 被害者や困難な問題を抱える女性への支援のための組織・対応力の強化につながる取り組みが必要です。
- 直接支援する者だけでなく、DV 被害者や同伴児童に関わる可能性がある機関の職員も DV の理解が必要です。
- 女性が女性であることにより直面しやすい問題に関わる可能性がある関係機関・職員の理解と連携した支援が必要です。



第3章 計画の内容

1 DV防止・女性支援基本計画体系



施策の方向

- | | |
|----------------------|-----------------|
| ① 市民への意識啓発の推進 | ④ 相談を通じた意識啓発 |
| ② 「デートDV」防止教育等の推進 | ⑤ 職員に向けたDV理解の推進 |
| ③ 多様な支援対象者に配慮した広報・啓発 | ⑥ 配偶者暴力に関する調査研究 |

- | |
|---------------------------------|
| ⑦ 市民への意識啓発の推進 |
| ⑧ 女性が抱える困難な問題と支援に関する啓発 |
| ⑨ 困難な問題を抱える女性の問題に関する調査研究 |
| ⑩ 女性が困難な問題を抱えないために、自立につながる機会の検討 |

- | |
|-------------------|
| ⑪ 通報体制の整備 |
| ⑫ 早期発見のための関係者への周知 |
| ⑬ 早期発見に向けた支援 |

- | | |
|----------------------|----------------|
| ⑭ 配偶者暴力相談支援センターの機能強化 | ⑯ 被害者等の安全確保 |
| ⑮ 相談支援体制の充実 | ⑰ 安心と安全に配慮した支援 |

- | |
|------------------|
| ⑱ 精神的な支援 |
| ⑲ 対象者の孤立防止のための支援 |

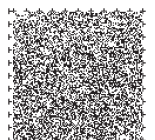
- | | |
|--------------|--------------|
| ⑳ 子どもの権利擁護 | ㉑ 保育・教育の支援 |
| ㉒ 子どものこころのケア | ㉓ 児童虐待対応との連携 |

- | |
|----------------|
| ㉔ 自立・回復に向けた支援 |
| ㉕ 住まいの確保のための支援 |
| ㉖ 就業支援 |

- | | |
|----------------|-------------------|
| ㉗ 外国につながる方への支援 | ㉘ 障害のある対象者への支援 |
| ㉙ 高齢の対象者への支援 | ㉚ 多様な状況にある対象者への支援 |

- | |
|-----------------------|
| ㉛ 総合的な庁内連携の推進 |
| ㉜ 関係機関・民間団体との連携・協力の推進 |
| ㉝ 適正な苦情処理の実施 |

- | | |
|-------------------|------------------------|
| ㉞ 支援者のスキルアップと育成支援 | ㉟ 支援者のメンタルヘルス |
| ㊱ 組織的対応のための体制整備 | ㊲ 二次的被害防止のための関係職員等への研修 |



2 施策を推進する事業

基本方向1 男女の人権尊重とDVの未然防止

性別にかかわる人権の尊重への理解を深めるとともに、配偶者からの暴力防止について、市民啓発と関係者への周知を推進し、暴力の未然防止を目指します。

目標1 DVに対する理解の推進と防止意識の向上



(1)-① 市民への意識啓発の推進

広く市民に対して、DVについての正しい理解が進むよう、DVには、具体的にどのような行為があるのか、また、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという意識啓発を若年層を始めとするすべての年齢層を対象に推進し、DVの未然防止に努めます。

事業	内容	方向性	所管
01 男女の人権を尊重するための啓発事業	男女平等参画推進センターや女性会館、各区生涯学習センター、なごや人権啓発センターにおいて、男女の人権が尊重され、男女共同参画社会の実現のための教育・学習機会の充実を進めます。	継続	スポーツ市民局 教育委員会

●この章の見方●

「事業」・「内容」・・・各目標を推進する事業とその内容を掲げています。

「方向性」・・・以下の基準により、計画期間中の事業の方向性を掲げています。

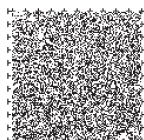
新規	(令和7年度以降を始期として) 計画期間中に新たに実施することを目標とする事業
拡充	計画期間中に質的・量的な充実を図ることを目標とする事業
継続	計画期間中、継続して実施することを目標とする事業



・・・DV防止・被害者支援に関する施策の方向性を掲げています。



・・・困難な問題を抱える女性への支援に関する施策の方向性を掲げています。なお、掲載事業については、男女とも支援する事業であっても困難な問題を抱える女性への支援に資するものを掲げています。



事業	内容	方向性	所管
02 DV 根絶のための意識啓発事業	DV 防止啓発カードの配布等により、相談窓口の周知を図ります。また、DV、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント等女性の人権を侵害する暴力の根絶を訴える「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日から25日)を中心に、DV 根絶に関する講座・セミナー、パープルリボンキャンペーンや児童虐待対策と連携した広報・啓発を行います。 さらに様々な媒体を活用して、若年層をはじめとするすべての年齢層に相談窓口等の情報が届くように努めます。	継続	スポーツ市民局 子ども青少年局
03 家庭における人権教育への支援	家庭における人権教育を支援するため、各種パンフレットを作成・配布します。	継続	教育委員会
04 発達段階に応じた意識啓発	性別にかかわる人権の尊重への理解を深めるため、発達段階に応じたさらなる意識啓発を実施します。	拡充	スポーツ市民局 子ども青少年局 教育委員会

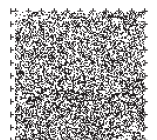
(1)-② 「デートDV」防止教育等の推進



デートDV^{*}は将来のDVにつながる危険性もあり、若年層に対して、デートDV防止教育等の推進を図ることは、DVの防止に有効な手段であることから、デートDV防止の啓発や人権尊重の意識を高める教育、男女平等意識を高める啓発・教育等を幅広い年齢層を対象として進めます。

事業	内容	方向性	所管
05 デートDV防止等のための意識啓発事業	デートDV防止啓発カードやハンドブックを配布するとともに、デートDV防止に関する講座・セミナー等を行います。 また、デートDV防止の出張講座等を学校において実施し、大学・高校等と連携して、若年層を対象にしたデートDV防止教育を進めます。	継続	スポーツ市民局 子ども青少年局 教育委員会

^{*}デートDV:婚姻関係にない交際相手との間に起こる様々な暴力をいう。



(1)-③ 多様な支援対象者に配慮した広報・啓発



支援対象者が外国人であったり、障害があることによって、相談につながるものが遅れたり、適切な支援が受けられないことがないように、支援対象者に配慮した広報・啓発を進めます。

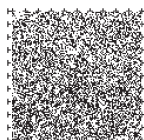
事業	内容	方向性	所管
06 外国人の被害者への配慮	DV被害者の国籍に関わらず早期に相談機関に繋がり適切な支援が受けられるよう、多言語対応の啓発物を用いるなど、広報・啓発に努めます。 名古屋市に住む外国人の方の日常生活に役立つ情報を掲載した名古屋市公式ウェブサイト(131カ国語に対応)等により、引き続き相談窓口の周知を図ります。	継続	市長室 スポーツ市民局 子ども青少年局
07 障害のある被害者への配慮	DV防止等に関する点字版リーフレットを作成するなど、障害のある被害者に配慮した広報・啓発を行います。	継続	スポーツ市民局 健康福祉局 子ども青少年局

(1)-④ 相談を通じた意識啓発



性別に基づく人権侵害の解消に向けて、様々な悩みに直面する人々が相談窓口を利用しやすいよう広く周知を図り、相談者の気持ちを尊重しながら、主体的に解決できるよう、支援や必要に応じた情報提供を関係機関と連携しながら行います。また、相談から見えてくる社会的な課題の把握に努めます。

事業	内容	方向性	所管
08 女性のための総合相談(電話・面接・専門相談等)	男女平等参画推進センターにおける女性のための総合相談において、相談者の女性の人権についての意識を高めつつ、直面する問題の解決に取り組むとともに、女性の人権についての課題の把握に努めます。	継続	スポーツ市民局
09 男性のための相談事業	家族や仕事、人間関係等について悩みや生きづらさを解消するため、相談やセミナーを実施するとともに、男性の抱える課題の把握に努めます。	継続	スポーツ市民局



事業	内容	方向性	所管
10 配偶者暴力相談支援センター業務	DV 被害者の性別に関わらず、相談につながるよう周知を行います。また、被害者からの相談業務・裁判所への保護命令申立て支援・事案に応じた関係機関の総合調整を始め、支援者の育成や困難事例・緊急事案等への援助を行います。	継続	子ども青少年局

(1)-⑤ 職員に向けたDV理解の推進



DV については複合的な問題が含まれるため、被害者がそれぞれの問題の窓口となる行政機関に相談することが考えられることから、DV に関する相談窓口の職員に限らず様々な職場の職員に対し、被害者の人権や DV の特性等に関する理解を深めるために研修及び啓発を進めます。

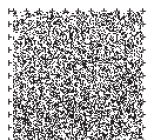
事業	内容	方向性	所管
11 職員への研修	市職員（新規採用者、新任課長補佐、新任課長等）に対し、男女平等参画研修の中で、DV に対する理解をさらに深めるように努めます。	継続	スポーツ市民局
12 教職員への研修	人権教育に関する研修を教職員の経験年数や職務に応じて初任者から校（園）長まで計画的に実施するとともに、研修内容を各校（園）の全職員に広める取組みを行います。	継続	スポーツ市民局 教育委員会

(1)-⑥ 配偶者暴力に関する調査研究



DV 被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、引き続き調査研究を進めるとともに、DV 加害者対応の在り方について、DV 被害者とその子どもの安全・安心を確保するための有効な手法であるという認識のもと検討します。

事業	内容	方向性	所管
13 調査研究	男女平等参画基礎調査等において、DV やデート DV、困難な問題を抱える女性に関する実態把握に努めます。	継続	スポーツ市民局 子ども青少年局
14 加害者対応の在り方検討	DV 被害者支援の一環として、加害者対応について国の動向を注視するとともに、他自治体の取り組みについて情報収集を行い、施策の在り方について検討します。	継続	スポーツ市民局 子ども青少年局



目標2 女性が直面しやすい問題への理解の推進



(2)-⑦ 市民への意識啓発の推進

広く市民に対して、女性が女性であることで直面しやすい問題についての正しい理解が進むよう、若年層を始めとするすべての年齢層を対象に意識啓発を推進し、困難な状況に陥らないよう、未然防止や早期発見に努めます。

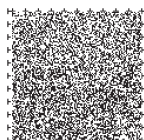
事業	内容	方向性	所管
04 (再掲) 発達段階に応じた意識啓発	性別にかかわる人権の尊重への理解を深めるため、発達段階に応じたさらなる意識啓発を実施します。	拡充	スポーツ市民局 子ども青少年局 教育委員会



(2)-⑧ 女性が抱える困難な問題と支援に関する啓発

女性が抱える困難な問題に直面する方々が相談につながりやすいよう広く周知を図り、支援や必要に応じた情報提供を関係機関と連携しながら行います。また、相談から見えてくる社会的な課題の把握に努めます。

事業	内容	方向性	所管
08 (再掲) 女性のための総合相談(電話・面接・専門相談等)	男女平等参画推進センターにおける女性のための総合相談において、相談者の女性の人権についての意識を高めつつ、直面する問題の解決に取り組むとともに、女性の人権についての課題の把握に努めます	継続	スポーツ市民局
15 女性が抱える困難な問題と支援に関する啓発	適切な支援につながるができるよう各種相談窓口の周知を含め、より相談につながるよう新たな啓発物を作成し、効果的な手法により情報提供を実施します。	拡充	スポーツ市民局 子ども青少年局
16 思春期保健事業	学校等関係機関との連携により、思春期の子どもたちの心身両面の健康づくりに関する総合的な知識普及や相談を行う思春期セミナー等を通じ、思春期及び次代の親となる子どもの健やかな育ちを支援します。	継続	子ども青少年局



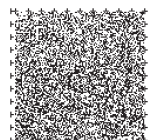
事業	内容	方向性	所管
17 女性の健康相談窓口	仕事や子育て等で忙しい世代の女性を含め、幅広い世代の女性のための健康相談を電話及びオンラインで実施します。 また、ポータルサイトで女性に限らず幅広い市民に対して女性の健康に関する広報・啓発を実施します。	新規	健康福祉局
18 性感染症の予防	HIV／エイズ対策啓発ポスターの掲示、リーフレットを作成・配布するとともに、HIV／エイズ講習会・研修会を実施します。	継続	健康福祉局
19 犯罪被害者等支援事業	総合支援窓口の設置、経済的・精神的支援、広報啓発・人材育成を柱とした性犯罪をはじめとする犯罪被害者等に対する支援を実施します。	継続	スポーツ市民局

(2)-⑨ 困難な問題を抱える女性の問題に関する調査研究



困難な問題を抱える女性の実態把握や自立支援に寄与するため、調査研究に努めます。

事業	内容	方向性	所管
13 (再掲) 調査研究	男女平等参画基礎調査等において、DV やデート DV、困難な問題を抱える女性に関する実態把握に努めます。	継続	スポーツ市民局 子ども青少年局



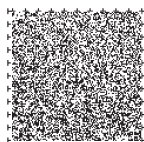
(2)-⑩ 女性が困難な問題を抱えないために、自立につながる機会の検討



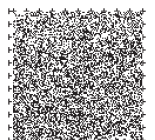
女性が女性であることで直面する問題について周知を図り、困難な問題を抱える状況に陥らないように努めるとともに、困難な問題が積みあがる前に自立につながるような機会の検討を行います。

事業	内容	方向性	所管
20 男女平等参画推進センターにおける就業支援	男女平等参画推進センター等において、就労支援セミナー等を実施します。	継続	スポーツ市民局
21 児童自立生活援助事業	児童養護施設等を退所して就職や就学する児童等へ相談その他日常生活上の援助・就業の支援等を行うことにより社会的自立の促進を図ります。	継続	子ども青少年局
22 子ども・若者総合相談センター	困難を有する子ども・若者とその保護者に対し、あらゆる相談に応じて情報提供や助言を行うほか、他機関と連携しながら自立まで一人ひとりに寄り添った伴走型相談支援を実施。また、若者本人が気軽に相談しやすい環境を整えるため、オープン型交流スペースやSNS※相談を実施します。	継続	子ども青少年局
16 (再掲)思春期保健事業	学校等関係機関との連携により、思春期の子どもたちの心身両面の健康づくりに関する総合的な知識普及や相談を行う思春期セミナー等を通じ、思春期及び次代の親となる子どもの健やかな育ちを支援します。	継続	子ども青少年局
23 自殺対策事業	すべての市民がかけがえのない個人として尊重され、自分らしく、生きがいを持って暮らすことのできる社会を実現するため、「自殺の予防」「自殺の防止」「自死遺族に対する支援」という3つの視点から取り組みを推進します。	継続	健康福祉局

※ SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス):友人、知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。



事業	内容	方向性	所管
24 重層的支援体制整備事業	包括的相談支援チームを区ごとに配置し、複雑化・複合化した生活課題を抱えている世帯や必要な支援が届いていない世帯に対して、「多機関による協働支援」、「アウトリーチによる継続的な支援」、「参加支援・地域づくり」を一体的に実施します。	継続	健康福祉局
19 (再掲)犯罪被害者等支援事業	総合支援窓口の設置、経済的・精神的支援、広報啓発・人材育成を柱とした性犯罪をはじめとする犯罪被害者等に対する支援を実施します。	継続	スポーツ市民局



基本方向 2

切れ目のない幅広い相談・支援の充実

DV 被害者及び困難な問題を抱える女性の安心と安全に配慮した支援のために、早期発見、相談への対応、保護、自立支援、同伴する子どもへの支援等、多くの段階にわたって、対象者を孤立させない、切れ目のない幅広い相談・支援の充実を目指します。

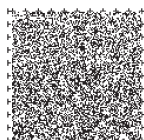
目標 3 DV 被害者・困難な問題を抱える女性の早期発見

(3)-⑪ 通報体制の整備



DV は、家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難である上、被害者が加害者からの報復や家庭の事情等様々な理由から支援を求めることをためらうことも考えられます。また、困難な問題を抱える女性についても様々な理由から支援を求めることをためらうことも考えられるため、日常の業務を行う中で、被害者を発見しやすい立場にある方と連携し、対象者の早期発見に努めます。

事業	内容	方向性	所管
25 医療関係者との連携	DV 被害者等を発見しやすい立場である医療関係者向けの啓発物を作成するなど、適切な通報が行われるよう、医療機関との連携を行います。	継続	子ども青少年局
26 消防関係者との連携	救急搬送において、DV 被害等が疑われるケースの通報について、配偶者暴力相談支援センター等と連携して対応します。	継続	子ども青少年局 消防局
27 大学や支援関係機関との連携	若年対象者をはじめ、DV 被害者や困難な問題を抱える女性を発見しやすい立場にある大学や支援関係機関を対象として、相談窓口の新たな啓発物を作成し、効果的な手法により周知を行うことで、配偶者暴力相談支援センター等とのさらなる連携を行います。	拡充	子ども青少年局





(3)-⑫ 早期発見のための関係者への周知

学校・幼稚園・保育所等、高齢者や障害者にかかる地域の相談支援機関、民生委員・児童委員等の福祉関係者は、医療関係者と同様、相談援助業務等を行う中で、DV 被害者等を発見しやすい立場にあると考えられるため、周知の機会を積極的にとらえて、理解の深化を図り、連携を進めます。

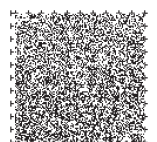
事業	内容	方向性	所管
28 地域の関係機関や保健・福祉関係者との連携	DV 被害等の早期発見・早期対応のために、学校・幼稚園・保育所等、民生委員・児童委員等の地域の関係機関及び重層的支援の包括的相談支援チーム、いきいき支援センター、障害者基幹相談支援センター、ホームヘルパーや保健師等、居宅訪問の機会を通じて被害者等を発見しやすい立場にある保健・福祉関係者に対して、周知の機会を通じて連携を進めます。	継続	スポーツ市民局 健康福祉局 子ども青少年局 教育委員会
29 人権擁護機関との連携	法務省の人権擁護機関は、DV 事案等を認知した場合は人権侵犯事件として調査を行い、被害者の保護、救済に努めることとされていることから、連携を行います。	継続	スポーツ市民局 子ども青少年局

(3)-⑬ 早期発見に向けた支援



困難な問題を抱える女性について様々な理由から支援を求めることをためらうことも考えられるため、相談につながっていない方、つながりにくい方の早期発見に向けた支援に取り組みます。

事業	内容	方向性	所管
30 若年女性へのアウトリーチ事業	相談につながりにくい、つながっていない対象者を発見し、問題の解決や自立に向けた相談につながるよう繁華街やSNS 上での見回りや初期相談を実施します。	新規	子ども青少年局



目標 4 相談支援及び保護体制の充実

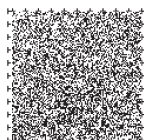


(4)-⑭ 配偶者暴力相談支援センターの機能強化

配偶者暴力相談支援センターは、DV 被害者からの相談を受けるのみならず、DV 被害者の支援を行う上で中心的な役割を果たす機関です。DV 被害者の立場に立った切れ目のない支援を行うため、支援者の育成や困難事例・緊急事案等への対応ができるよう、外部のスーパーバイザーの活用等コンサルテーション[※]機能のより一層の充実を進めます。

事業	内容	方向性	所管
10 (再掲) 配偶者暴力相談支援センター業務	DV 被害者の性別に関わらず、相談につながるよう周知を行います。DV 被害者からの相談業務・裁判所への保護命令申立て支援・事案に応じた関係機関の総合調整を始め、支援者の育成や困難事例・緊急事案等への援助を行います。	継続	子ども青少年局
31 DV に関する研修	相談支援業務に従事する職員に対し、担当者、課長補佐級、管理職等の階層別研修や新任職員、中堅職員等の段階別研修に加えて、法律問題や事例検討等専門的な研修を実施します。	継続	子ども青少年局
32 コンサルテーション機能の充実	区役所・支所等が、支援困難事例に対応ができるよう配偶者暴力相談支援センターに区役所・支所での相談経験がある相談員を配置するとともに、分野別に外部のスーパーバイザーによる支援を実施します。 さらに、多様化する相談内容に対応するため、助言・スーパーバイズが可能な領域を拡大します。	拡充	子ども青少年局
33 DV 被害者ホットライン事業	土日祝日の電話による相談を行います。	継続	子ども青少年局
34 深夜帯におけるDV 相談事業	本市において相談窓口が手薄になる深夜帯の DV 相談体制について検討します。	新規	子ども青少年局

※コンサルテーション:この計画においては、区役所・支所等から支援困難事案や緊急事案等への対応について、相談を受け援助を行うことを指す。



事業	内容	方向性	所管
35 関係機関連携会議の実施	必要に応じ、関係機関が集まり、個別のケースについて支援の検討を行います。	継続	子ども青少年局

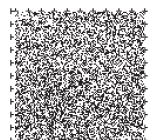
(4)-⑮ 相談支援体制の充実



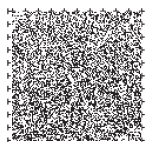
相談窓口においては、DV 被害者等の抱える問題や背景（貧困、障害、部落差別、外国人等の様々な困難）を的確に理解し、DV 被害者等が複合的に困難な状況に置かれていることに配慮しながら、適切な助言や情報提供を始め、保護や自立に係る支援につなげる必要があります。そのため、支援者の育成や組織の対応力向上に努めるとともに、関係部署が連携した支援を行うことにより、DV 被害者等の置かれた状況に配慮した的確な相談対応を行います。

また、近年の法的問題の増加を考慮し、より多くの相談に対応できるよう検討します。

事業	内容	方向性	所管
36 困難な問題を抱える女性への支援に関する研修の充実	相談支援業務に従事する職員に対し、担当者、課長補佐級、管理職等の階層別研修や新任職員、中堅職員等の段階別研修など、困難な問題を抱える女性への支援について幅広く知識の獲得や支援スキルの向上のための研修を実施します。	拡充	子ども青少年局
37 SNS を活用した相談	DV 被害を受けていても相談窓口につながっていない若年層を始めとする被害者が相談しやすいよう、SNS を活用した相談を実施します。	継続	子ども青少年局
32 (再掲) コンサルテーション機能の充実	区役所・支所等が、支援困難事例に対応ができるよう配偶者暴力相談支援センターに区役所・支所での相談経験がある相談員を配置するとともに、分野別に外部のスーパーバイザーによる支援を実施します。 さらに、多様化する相談内容に対応するため、助言・スーパーバイズが可能な領域を拡大します。	拡充	子ども青少年局



事業	内容	方向性	所管
38 専門家（弁護士）との連携	愛知県弁護士会と連携し、DV相談等の支援者等が、弁護士から法的な問題について助言を受ける「DV相談等法律問題援助事業」を実施し、より適切な支援を行います。また、近年の法的問題の増加を考慮し、より多く、また幅広い相談に対応できるようにします。	拡充	子ども青少年局
39 なごや妊娠 SOS	思いがけない妊娠等で悩む人が孤立することなく、必要な支援を受けることができるよう、助産師等が電話やメール、LINEによる相談を実施します。	継続	子ども青少年局
35 （再掲）関係機関連携会議の実施	必要に応じ、関係機関が集まり、個別のケースについて支援の検討を行います。	継続	子ども青少年局
17 （再掲）女性の健康相談窓口	仕事や子育て等で忙しい世代の女性を含め、幅広い世代の女性のための健康相談を電話及びオンラインで実施します。 また、ポータルサイトで女性に限らず幅広い市民に対して女性の健康に関する広報・啓発を実施します。	新規	健康福祉局
40 被害者等の安心・安全に配慮した相談・支援	DV被害者が諸手続きのために複数の窓口に出向いて、繰り返しDV被害について説明することは、加害者と遭遇する危険性が高まる上、心理的にも大きな負担になることから、諸手続きを行うに際し、一定の場所に関係部署の担当者が出向くなどの配慮（ワンストップサービス）をして支援を行います。	継続	関係局

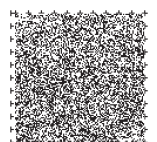




(4)-⑯ 被害者等の安全確保

DVは被害者のみならず、その子どもや親族の生命・身体の安全も脅かすおそれがある重大な問題であるため、安全確保を最優先として、関係機関や民間団体等と連携し支援を進めます。同様に、困難な問題を抱える女性についても生命・身体の安全を脅かすおそれがある場合もあるため、安全確保を最優先として、関係機関や民間団体等と連携し支援を進めます。

事業	内容	方向性	所管
41 一時保護所での保護	DV被害者等の安全確保等のため、一時保護が必要な場合に、愛知県女性相談支援センターや愛知県警察と連携し、安全かつ迅速に一時保護を行います。	継続	子ども青少年局
42 緊急宿泊事業	緊急時における安全確保等のために、必要やむを得ない場合「一時保護」に先行して、緊急に保護を必要とするDV被害者等を対象に宿泊場所の提供を行います。	継続	子ども青少年局
43 民間シェルターへの支援	DV被害者等のためのシェルターを運営する民間団体に家賃補助を行い、緊急に保護を必要とするDV被害者等の安全な場の確保に努めます。 さらに民間団体が実施する先進的な支援の取組を活用し、DV被害者等支援を図ります。	継続	子ども青少年局
44 施設における緊急保護	必要に応じて、保護が可能な施設においてDV被害者等の緊急保護を行います。	継続	子ども青少年局
45 多様な状況にある被害者の安全確保	DV被害者の性別に関係なく、緊急時における安全の確保が必要な場合の一時的な避難場所の提供を行います。	継続	子ども青少年局





(4)-⑰ 安心と安全に配慮した支援

DV 被害者等の自立支援は、DV 被害者等及びその関係者の安全確保を図ることが重要であるため、DV 被害者等の住所や居所等の個人情報のほか、その支援を行う施設や団体の所在地等、DV 被害者等にかかる情報について、適切な管理に努めます。

事業	内容	方向性	所管
46 DV 被害者等にかかる情報管理	DV 被害者等の支援に関わる関係局、関係機関において、DV 被害者等の個人情報保護及び情報の適切な管理を行います。	継続	スポーツ市民局 子ども青少年局 はじめ関係局
47 DV 被害者とその関係者の情報保護にかかわる支援	配偶者暴力相談支援センターを始めとする DV 被害者支援に関わる関係部署において、住民基本台帳事務や国民年金などにおける被害者情報を保護するための支援策について、事案に応じ、DV 被害者とその関係者に対し、情報提供を行います。	継続	財政局 スポーツ市民局 健康福祉局 子ども青少年局 はじめ関係局



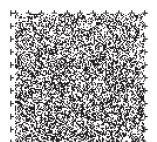
目標5 DV 被害者・困難な問題を抱える女性のこころのケアの充実



(5)-⑩ 精神的な支援

DV 被害者は、繰り返される暴力の中で、身体的な怪我のほか P T S D（心的外傷後ストレス障害）等の障害を抱えることや追跡の恐怖、経済的な問題、将来への不安等により精神的に不安定な状態にある場合もあります。また、性暴力被害者は相談をためらいがちで、長期に渡る心身の不調から複合的な困難な問題を抱える場合もあります。被害者等の心身の回復のための支援の充実を図ります。

事業	内容	方向性	所管
48 女性のための総合相談におけるカウンセリング事業	男女平等参画推進センターの女性のための総合相談において、必要に応じ、臨床心理士等によるカウンセリング事業を行います。	継続	スポーツ市民局
49 女性のための総合相談(女性の自立のためのグループプログラム等)	男女平等参画推進センターの女性のための総合相談において、DV の理解、セルフケア等について理解を深める講座等を行います。	継続	スポーツ市民局
50 親子支援プログラム事業	DV のある環境から離れ、地域生活を始めた DV 被害者とその子どものこころのケアと親子関係の回復のためのプログラムを行います。	継続	子ども青少年局
51 DV 被害者のためのサポートグループ事業	DV 被害者同士が集まり、体験や感情を共有し、情報を交換することにより、精神的な回復を図ります。	継続	子ども青少年局
52 DV 被害者とその子どものための心理的ケア	DV 被害者とその子どものための心理的ケアとして実施している親子カウンセリング事業について、今後、より長い期間のケアが実施できるよう検討します。	拡充	子ども青少年局
53 性暴力被害者等の心理的ケア	性暴力被害者等の中長期的な心理的ケアとして専門家によるカウンセリング事業の実施に向けて検討します。	新規	子ども青少年局



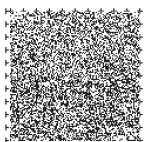
事業	内容	方向性	所管
54 精神保健福祉センター等による支援	精神保健福祉センターや保健センターは、身近な相談機関として、こころの健康に関する相談に応じ、医療機関等と連携して精神的支援を行います。	継続	健康福祉局
55 犯罪被害者等のための精神医療支援	犯罪被害により精神医療機関を受診した場合、医療費自己負担額の半額を支給します。	継続	スポーツ市民局

(5)-⑱ 対象者の孤立防止のための支援



DV 被害者等は、避難をする場合に、それまでに築いた地域社会との関わり、そこでの人間関係等も失うことになり、新たな場所で生活を始めることとなることから、将来への不安や孤立感等が解消されるよう、見守りながら継続的に支援を行います。

事業	内容	方向性	所管
56 見守り・同行支援事業	一時保護所や母子生活支援施設を退所した後など、地域で自立生活を始めた被害者を継続して支援していくために、電話相談や家庭訪問、裁判所等への付き添いなどを行います。	継続	子ども青少年局
30 (再掲)若年女性へのアウトリーチ事業	相談につながりにくい、つながっていない対象者を発見し、問題の解決や自立に向けた相談につながるよう繁華街や SNS 上での見回りや初期相談を実施します。	新規	子ども青少年局
50 (再掲)親子支援プログラム事業	DV のある環境から離れ、地域生活を始めた被害者とその子どものこころのケアと親子関係の回復のためのプログラムを行います。	継続	子ども青少年局



目標 6 関係する子どもの権利を尊重した支援

(6)-㉔ 子どもの権利擁護



安全確保を優先するため DV 被害者等とともに子どもが避難した場合、その子どもの意思が十分に考慮されないことがあることから、子ども一人一人が尊重されるよう権利の保障を図ります。さらに、支援者が被害者だけでなく子どもも被害当事者であるという認識をもって支援を行う必要があるため、子どもの権利について理解を深める取組を行います。

事業	内容	方向性	所管
57 子どもの権利擁護 機関の運営	子どもの権利侵害に関する相談等に対応する独立性が担保された第三者機関を運営するとともに、子どもの権利に関する普及啓発を推進します。	継続	子ども青少年局
58 子どもの権利擁護 機関との連携	安全確保のために DV 被害者等と避難した子どもに対して子どもの権利擁護機関の情報を提供する等して、子どもの権利保障を図ります。 また、支援者が子どもの権利を意識した支援ができるよう、理解を深めるための研修等を行います。	継続	子ども青少年局

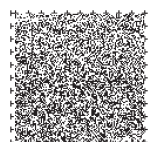
(6)-㉕ 子どものこころのケア



児童虐待の防止等に関する法律では、子どもが同居する家庭において、DV 等子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うことは児童虐待（心理的虐待）にあたりとされています。

さらに直接的な暴力を受けていることもあるため、傷ついた子どものこころのケアを行います。

事業	内容	方向性	所管
59 DV で避難した子どもへのこころのケア	被害者と避難し、生活が大きく変化したことにより不安を抱える子どもの気持ちに寄り添えるよう、リーフレットなどを活用し、心理的ケアを行います。	継続	子ども青少年局
60 児童相談所による子どもへの心理的ケア	子どもの心理的ケアを実施します。	継続	子ども青少年局



事業	内容	方向性	所管
50 (再掲)親子支援プログラム事業	DVのある環境から離れ、地域生活を始めた被害者とその子どものこころのケアと親子関係の回復のためのプログラムを行います。	継続	子ども青少年局
52 (再掲)DV被害者とその子どものための心理的ケア	DV被害者とその子どものための心理的ケアとして実施している親子カウンセリング事業について、今後、より長い期間のケアが実施できるよう検討します。	拡充	子ども青少年局

(6)-② 保育・教育の支援

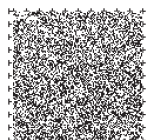


避難に伴う学校・幼稚園・保育所等の転園（校）により、子どもの生活環境が一変することは、子どもにとって大きな精神的負担になっていると考えられます。子どもが抱える不安や悩みを、関係機関が適切に受け止め、新たな環境で健やかに過ごすことができるよう連携して支援を進めます。

事業	内容	方向性	所管
61 保育所等の利用にかかる配慮	保育所等の利用調整において、児童福祉の観点から、DV被害者の世帯に対する優先的な配慮を行います。	継続	子ども青少年局
62 ひとり親家庭等への大学受験料等補助	経済的困難を抱えるひとり親家庭等の子どもの進学に向けたチャレンジを後押しするため、大学等受験料及び模試費用の補助を行います。	継続	子ども青少年局
63 ひとり親家庭の通学支援としての自転車駐輪場の料金負担軽減補助	ひとり親家庭の高校生が通学するための、地下鉄駅に設置された有料自転車駐輪場の定期駐車券購入にかかる費用補助の実施に向けて検討します。	新規	子ども青少年局
64 ひとり親家庭の高校生通学定期補助	ひとり親家庭の高校生の通学定期購入にかかる費用補助の実施に向けて検討します。	新規	子ども青少年局



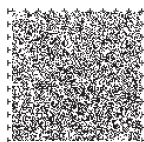
事業	内容	方向性	所管
65 ハートフレンドな なごやでの教育相談 事業	子どもの教育・養育上の問題に関するあらゆる内容について、子ども及びその保護者に寄り添い、問題を解決するために教育相談を行います。必要に応じて、児童相談所をはじめとした他の相談機関と連携を図ります。	継続	教育委員会
66 なごや子ども応援 委員会の運営	さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親を総合的に支援するため、常勤の専門職等を学校現場に配置し、幼少期から途切れのない支援を行います。	継続	教育委員会
67 スクールカウンセ ラーの配置	子どものさまざまな悩みや心配事に対応するため、スクールカウンセラーを幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校・高等学校に配置し、支援を充実します。	継続	教育委員会
68 就学援助	経済的に困窮している小中学生の保護者に対して学用品などの費用を援助します。	継続	教育委員会
69 中学生の学習支援 事業	ひとり親家庭、生活保護世帯等の中学生を対象に、学習習慣の定着や高校進学を目指した学習会を開催するとともに、児童の居場所づくりや保護者の養育支援等を総合的に実施します。	継続	健康福祉局 子ども青少年局



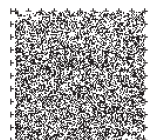
**(6)-㉓ 児童虐待対応との連携**

子どもの面前でのDVは、子どもの心理的虐待となることに加え、DV被害がある場合、子どもへの直接的な虐待の防止が困難になる傾向があるため、DV対応と児童虐待対応の連携した対応が必要となります。また、円滑な連携のために、双方の機関の職員がDVと児童虐待の特性や関連性を始め、機関の役割等について相互に理解し、包括的な支援を行います。さらに、被虐待経験者への支援につなげる事業を検討します。

事業	内容	方向性	所管
70 DV対応と児童虐待対応の連携	DV対応と児童虐待対応の担当職員等がDVと児童虐待の特性や関連性に関してそれぞれの研修を通じて理解し、早期発見に努めるとともに、DVと児童虐待が併存する場合は連携して対応します。今後は、円滑な連携のためのより実効性のある方策について取組を進めます。	継続	子ども青少年局
71 児童相談所等における相談支援	児童相談所等において、養護（児童虐待）・保健・非行・育成（不登校・しつけ等）などの相談支援を実施します。	継続	子ども青少年局
72 児童相談所の体制強化	被虐待児や虐待をした親への十分なケアを実施するなど、本市の子どもの安全で健全な発達環境を保障していくために、児童相談所における人材育成体制を強化します。	拡充	子ども青少年局
73 区役所・支所における児童虐待等への機能強化	こども家庭センターとしての支援体制整備を進めるため、統括支援員及び児童相談所と兼務の児童福祉司のさらなる配置に向けて検討します。	拡充	子ども青少年局
74 児童虐待防止における関係機関の連携	児童虐待等の問題解決のため、全市各区レベルの連絡調整（なごや子どもサポート連絡協議会等）、情報交換を実施するとともに、電算システムを活用して社会福祉事務所、児童相談所、保健センター等の情報共有を迅速・的確に行います。	継続	子ども青少年局



事業	内容	方向性	所管
75 名古屋市児童を虐待から守る条例の推進	「名古屋市児童を虐待から守る条例」によって児童虐待防止推進月間として定める5月、11月を中心に、児童虐待防止の講演会、オレンジリボンキャンペーンなどの広報・啓発等を行います。	継続	子ども青少年局
76 被児童虐待経験者への支援	被児童虐待経験があるが、社会的養護につながらなかった人を主な対象とした相談窓口の設置等を行い、その後の支援につなげる事業の実施に向けて検討します。	新規	子ども青少年局
77 なごやっ子 SOS	児童虐待に関することのみならず、子育てに関する悩みや不安に関する相談を、電話により24時間・365日の体制で受け付ける電話相談事業を行います。	継続	子ども青少年局



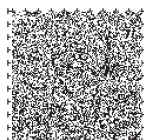
目標7 DV 被害者・困難な問題を抱える女性の自立・回復支援



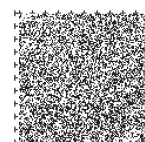
(7)-㉔ 自立・回復に向けた支援

自立に向けた支援は、主に区役所・支所において、事案に応じて実施します。ひとり親家庭支援策を始め、児童の福祉に関する事項の相談や必要な調査、母子生活支援施設における保護の実施、生活保護が必要な方への適切な適用や生活困窮者自立支援事業等の活用による自立支援を行います。また、困難な問題を抱える若者等の自立や回復につながる支援を行います。

事業	内容	方向性	所管
78 ひとり親家庭等 に対する総合的 な相談支援	施策の窓口である区役所・支所において、母子・父子自立支援員やひとり親家庭応援専門員を中心として、ひとり親家庭等への総合的な相談支援を行います。	継続	子ども青少年局
79 児童扶養手当等 の支給	ひとり親家庭等の収入を補完するための手当の支給による支援をします。	継続	子ども青少年局
80 ひとり親家庭等 医療費助成	ひとり親家庭等にかかる医療費のうち、保険診療にかかる自己負担分を助成します。	継続	子ども青少年局
81 母子父子寡婦福 祉資金の貸付	生活の安定と向上を目的として、生活資金、技能習得資金、修学資金などを原則無利子で貸し付けます。	継続	子ども青少年局
82 名古屋市寡夫福 祉資金の貸付	寡夫世帯を対象に生活の安定と向上を目的として、生活資金、技能習得資金、修学資金などを原則無利子で貸し付けます。	継続	子ども青少年局
83 母子生活支援施 設における支援	DV被害者等とその子どもを保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援します。	継続	子ども青少年局
84 社会的養護自立 支援拠点事業	社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった人等の孤立を防ぐため、関係機関との連絡調整を行うとともに、一時的に滞在する居住支援、生活支援を行う拠点の設置に向けて検討します。	新規	子ども青少年局



事業	内容	方向性	所管
22 (再掲) 子ども・若者総合相談センター	困難を有する子ども・若者とその保護者に対し、あらゆる相談に応じて情報提供や助言を行うほか、他機関と連携しながら自立まで一人ひとりに寄り添った伴走型相談支援を実施。また、若者本人が気軽に相談しやすい環境を整えるため、オープン型交流スペースやSNS相談を実施します。	継続	子ども青少年局
85 若者自立支援ステップアップ事業	就労に対し困難を有する若者に対し、就労意欲の醸成・確立をはかるため、市内2カ所のステップアップルームにおいてカウンセリングやセミナー等を実施するほか、電話・メール相談や親などの家族向けの情報交換会やライフプラン作成相談等の親支援サービスを実施します。	継続	子ども青少年局
86 繁華街における子ども・若者の居場所づくり事業	家庭や学校等に自分の居場所が見つからない子ども・若者が、繁華街において気軽に集まり安心して過ごせる居場所を屋外型で提供します。	継続	子ども青少年局
87 こども・若者シェルター開設	様々な状況により家庭等に居場所がない主に10代から20代までのこども・若者が、繁華街等で犯罪等に巻き込まれる状況があるなか、年齢等の事情により施設入所等の対象とならない者などが宿泊できる居場所となる「こども・若者シェルター」の設置に向けて検討します。	新規	子ども青少年局
88 特定妊婦訪問支援事業	精神的不安定等、複数のハイリスク要因を抱える妊産婦に対して、助産師が継続的な家庭訪問による支援を実施します。	継続	子ども青少年局
89 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親子の就職を困難にしている学歴の問題を解消し、正規雇用を中心とした就業につなげるため、高等学校卒業程度認定試験に向けた講座受講費用の一部を支給します。	継続	子ども青少年局



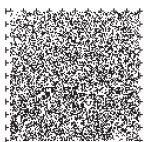
事業	内容	方向性	所管
90 生活困窮者の自立支援	複合的な課題を抱え生活に困窮している方への相談窓口として、「仕事・暮らし自立サポートセンター」を設置し、個別的で継続的な相談支援を行います。また、対象者を早期に把握し適切な支援につなぐために、地域との連携を行います。要保護状態にあるなど、生活保護が必要な方は、担当部署に適切につなぎ、支援を行います。	継続	健康福祉局
91 生活福祉資金の貸付	低所得者、障害者又は高齢者に対し、必要に応じた資金の貸付けと必要な相談支援を行います。	継続	健康福祉局
92 犯罪被害者等への支援金、見舞金	犯罪被害により当面必要な経費に充てるための費用を支給します。また、遺族が損害賠償請求権に基づく債務名義を取得したにも関わらず、約定通りに賠償が受けられない場合に見舞金を支給します。	継続	スポーツ市民局
93 犯罪被害者等への日常生活支援	犯罪被害により、日常生活に支障を来した被害者やその家族、遺族の居宅へヘルパーの派遣や食事の配達等の支援を行います。	継続	スポーツ市民局

(7)-㉔ 住まいの確保のための支援



DV 被害者等の自立を支援するためには、居住の安定を図ることは極めて重要です。配偶者暴力相談支援センター等の支援機関では、被害者等に対し、住宅の確保についての情報提供等を行うとともに、市営住宅への入居に際して、被害者等の自立支援のため優先入居の制度の活用を図ります。

事業	内容	方向性	所管
94 市営住宅を活用した支援	DV 被害者等の一時的な滞在場所として市営住宅を提供します。また、その後の生活再建に向け、居住の安定を図り、その自立を支援するため、市営住宅への入居に際して、一般募集とは別に、被害者向け等の募集を行います。	継続	子ども青少年局 住宅都市局



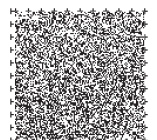
事業	内容	方向性	所管
95 住宅確保要配慮者 に対する居住支援 の促進	DV 被害者等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居円滑化を図るため、入居相談や生活支援等の居住支援サービスが適切に提供される仕組みづくりを進めます。	継続	住宅都市局
83 (再掲) 母子生活支 援施設における支 援	DV 被害者等とその子どもを保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援します。	継続	子ども青少年局
96 妊産婦等生活援助 事業	家庭生活に困難を抱え、居場所のない妊産婦等に対し、一時的な住まいを提供し、安全な出産をすることができる環境を整えるとともに、その後の養育に係る情報提供等の支援を行います。	新規	子ども青少年局
97 ひとり親家庭転居 費用補助金	ひとり親家庭の住環境や家計の改善のため、賃貸住宅等への転居にかかる費用補助の実施に向けて検討します。	新規	子ども青少年局

(7)-②⑥ 就業支援

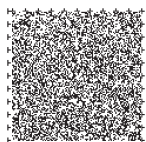


DV 被害者等の自立を支援する上で、就業支援を促進することは極めて重要です。配偶者暴力相談支援センターを始め支援機関は、DV 被害者等の状況に応じて、ハローワーク、仕事・暮らし自立サポートセンター等様々な就業支援機関等に関する情報提供を行い、当該関係機関と連携して、就業に向け支援を進めます。

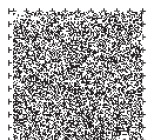
事業	内容	方向性	所管
20 (再掲)男女平等参 画推進センターに おける就業支援	男女平等参画推進センター等において、就労支援セミナー等を実施します。	継続	スポーツ市民局
98 ジョイナス.ナゴヤ における就業支援	就業相談（キャリアカウンセリング）、自立支援プログラム策定、心理カウンセリングを実施します。	継続	子ども青少年局



事業	内容	方向性	所管
99 職業紹介等	就業促進活動、求人情報提供、就業支援講習会、就業相談等、ひとり親家庭等一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな就業支援を行います。	継続	子ども青少年局
100 自立支援給付金事業	ひとり親家庭の自立を支援するため、就業に有利な資格取得のための支援として、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金を支給します。	継続	子ども青少年局
101 若者自立支援ジャンプアップ事業	就労に対し困難を有する若者の職業的自立に向け、社会体験機会の提供及び相談対応のほか就職活動・就労に必要なコミュニケーション能力や基礎的技術を習得するための各種プログラムを提供する「なごや若者サポートステーション（厚生労働省事業）」を活用した就労支援事業を実施します。	継続	子ども青少年局
102 若者・企業リンクサポート事業	就労に対し困難を有する若者に対し、就職先に合わせて若者本人のスキルを向上させる就労支援のみならず、若者本人の特性等に合った企業をマッチングすることや、就職後も職場定着がはかれるよう、企業側へ働きづらさの解消に向けた助言等を行うなど、若者と企業の双方を支援します。	継続	子ども青少年局
103 一体的就労支援事業	ハローワークによる区役所就労支援コーナー及び巡回相談を実施し、一体的な就労支援を行います。	継続	健康福祉局 子ども青少年局
90 (再掲)生活困窮者の自立支援	複合的な課題を抱え生活に困窮している方への相談窓口として、「仕事・暮らし自立サポートセンター」を設置し、個別的で継続的な相談支援を行います。また、対象者を早期に把握し適切な支援につなぐために、地域との連携を行います。要保護状態にあるなど、生活保護が必要な方は、担当部署に適切につなぎ、支援を行います。	継続	健康福祉局



事業	内容	方向性	所管
104 なごやジョブサ ポートセンター における就業支 援	職業紹介や就職準備セミナーなどの就業支 援を行います。	継続	経済局



目標8 多様なDV被害者・困難な問題を抱える女性への支援の充実

配偶者暴力防止法において、職務関係者は、被害者等の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重しなければならないとされており、それを踏まえ、被害者個々の立場、状況に十分配慮して相談支援を行います。

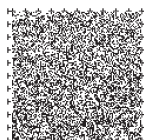
DV被害者等が高齢者又は障害者である場合は、高齢者虐待又は障害者虐待にも該当する場面があることを認識し、これらの虐待に関する相談支援機関とも十分な連携を図り、支援を進めます。また性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の被害者等多様な状況にあるDV被害者の相談、支援についても十分な配慮が必要なことから、支援者の理解の深化を図ることが必要です。さらに、DVは、他の家族等への暴力の可能性もあることから、関係機関との連携を進めます。

国の女性支援基本方針において、困難な問題を抱える女性であれば、年齢、障害の有無、国籍等を問わず、支援の対象者となるとされており、それを踏まえて相談支援を行います。

(8)-⑳ 外国につながる方への支援



事業	内容	方向性	所管
105 女性及び児童への相談援助活動における通訳等派遣事業	日本語による意思疎通が十分にできない被害者等が相談に来た際に、社会福祉事務所等へ通訳者を派遣し円滑に相談できるように努めます。	継続	子ども青少年局
106 多言語による各種相談等	名古屋国際センターでは、法律相談や心のカウンセリング、トリオホン等を活用した生活相談等の多言語（英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語等）による各種相談事業を推進します。	継続	スポーツ市民局
107 日本語教育相談センターでの相談事業	外国人児童生徒の「初期日本語集中教室」「日本語通級指導教室」への就学相談及び翻訳・通訳派遣等を通じた支援を行い、日本語指導が必要な児童生徒の学校生活への適応を図ります。	継続	教育委員会





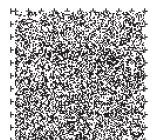
(8)-㉔ 高齢の対象者への支援

事業	内容	方向性	所管
108 社会福祉事務所、いきいき支援センター等による連携した支援	高齢のDV被害者等に対して、配偶者暴力相談支援センターを始め、社会福祉事務所、いきいき支援センター等の関係機関が相互に連携して、個々の状況に配慮した支援を行います。	継続	健康福祉局 子ども青少年局
109 高齢者虐待相談センターにおける相談支援	高齢者虐待相談センターでは、DV被害も含めた高齢者虐待について相談を受け、社会福祉事務所やいきいき支援センターと連携を図りながら適切な対応を行います。	継続	健康福祉局
110 高齢者就業支援センター	高齢者が社会の担い手として活躍できるように就業に関する相談や情報提供、技能講習などの就業支援を行います。	継続	健康福祉局



(8)-㉕ 障害のある対象者への支援

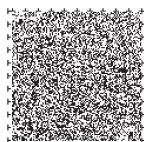
事業	内容	方向性	所管
111 社会福祉事務所、保健センター等による連携した支援	障害のあるDV被害者等に対して、配偶者暴力相談支援センターを始め、社会福祉事務所、保健所等の関係機関が相互に連携して、個々の状況に配慮した支援を行います。	継続	健康福祉局 子ども青少年局
112 障害者虐待相談センターにおける相談支援	障害者虐待相談センターでは、DV被害も含めた障害者虐待について相談を受け、社会福祉事務所や障害者基幹相談支援センターと連携を図りながら適切な対応を行います。	継続	健康福祉局
113 障害者基幹相談支援センターにおける相談支援	障害者の身近な相談窓口を各区に設置することで、障害者（児）とその家族の方の地域における生活を支援します。	継続	健康福祉局





(8)-㉔ 多様な状況にある対象者への支援

事業	内容	方向性	所管
114 性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)のDV被害者の理解と配慮	性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)の被害者の相談、支援について、それぞれの状況に配慮した支援ができるよう支援者に対して研修等を通じて理解を深め、適切に対応します。	継続	スポーツ市民局 子ども青少年局
115 部落差別への理解と配慮	支援者が部落差別について正しい理解と認識を深めるための研修等を実施し、差別に配慮した支援と適切な対応に努めます。	継続	スポーツ市民局 子ども青少年局
116 文化センターにおける各種事業	地域社会全体の中での福祉の向上や、人権啓発の住民交流の拠点となるコミュニティセンターとしての各種事業(生活相談・高齢者相談等の各種相談、人権に関わる啓発事業、保健福祉・教養文化等の各種講座・教室の開催)を実施します。	継続	スポーツ市民局
117 犯罪被害者等総合支援窓口	犯罪被害者等からの相談に応じ、希望や必要に応じて同行支援を行い、本市支援事業を活用した支援を行うほか、支援が受けられる関係機関の案内を実施します。	継続	スポーツ市民局



基本方向3

総合的な支援体制の強化

DV防止・女性支援基本計画を推進していくため、DV防止法に基づく関係機関・民間団体等から構成される配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する協議会や女性支援新法に基づく支援調整会議を開催するなど連携を推進します。また、支援者向けの研修の充実など組織的対応力の向上を図るとともに、総合的な支援体制の強化を目指します。

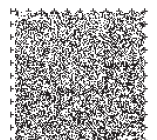
目標9 総合的な推進体制の強化と関係機関等との連携推進

(9)-⑳ 総合的な庁内連携の推進



DVや女性が抱える困難な問題には、複合的な問題が含まれており、ひとつの機関のみで支援を行うことは困難であるため、重層的な庁内会議において必要な情報共有を図るとともに、被害者等の支援にかかる協議を行い、DV防止・女性支援計画に基づく施策・事業の進行管理に努め、庁内の連携を進めます。

事業	内容	方向性	所管
118 庁内連携の推進	<p>「名古屋市男女平等参画推進協議会」では、DV防止をはじめとした男女平等参画の推進にかかる施策の総合的な企画及び連絡調整に関する事項について調査審議し、全庁的な対策を進めます。</p> <p>また、庁内連絡会議において、関係局における取組み等に関する情報共有を図り、計画に基づく施策が効果的に推進されるよう、関係局の連携等を進めます。</p>	継続	スポーツ市民局 子ども青少年局

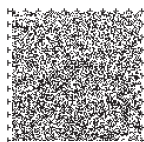




(9)-⑳ 関係機関・民間団体との連携・協力の推進

DV 被害者等を早期発見し、適切な保護、自立に繋げていくため、関係機関と相互に十分な連携を図りながら対応します。また、DV 被害者等支援に関する豊富な経験や専門知識を有する民間団体の理解と協力は重要であり、DV の防止や困難な問題を抱える女性の相談、保護、同行支援に至る様々な場面で民間団体が行う先進的な取組も活用して、緊密に連携を図ります。

事業	内容	方向性	所管
119 関係機関・民間団体との連携	法に基づく DV 被害者支援協議会及び女性支援調整会議を新たに立ち上げ、関係機関・民間団体の取組が効果的に機能するよう各構成機関等の取組の共有等を行い、連携を進めます。 また、それぞれの実務者会議を新たに立ち上げ、より具体的な取組についても連携を進めます。	拡充	スポーツ市民局 子ども青少年局
35 (再掲) 関係機関連携会議の実施	必要に応じ、関係機関が集まり、個別のケースについて支援の検討を行います。	継続	子ども青少年局
120 愛知県女性相談支援センターとの連携	DV 被害者等の安心と安全の確保のため、一時保護を行う愛知県女性相談支援センターと緊密に連携して支援します。	継続	子ども青少年局
121 警察との連携	DV 被害者等の安心と安全のため、愛知県警察が主催する「ストーカー・DV 等関係機関連絡会議」に参画し意見交換を行うなど、愛知県警察と緊密に連携することで被害の防止を図るとともに、緊急対応を行います。	継続	子ども青少年局
122 DV 被害者支援団体との連携・協力	DV 被害者等の支援に関し、経験の豊富な民間団体との連携による DV 被害者等の安全確保のため、ニーズに合わせて補助を拡充します。 より一層の連携・協力を図り、民間団体の支援を行います。	拡充	子ども青少年局



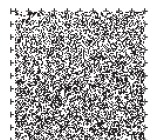
事業	内容	方向性	所管
123 他の自治体との広域的連携	広域的な連携等に関して、愛知県女性相談支援センターや関係する自治体との連携を十分に図って支援します。	継続	子ども青少年局
38 (再掲) 専門家(弁護士)との連携	愛知県弁護士会と連携し、DV相談等の支援者等が、弁護士から法的な問題について助言を受ける「DV相談等法律問題援助事業」を実施し、より適切な支援を行います。また、近年の法的問題の増加を考慮し、より多く、また幅広い相談に対応できるようにします。	拡充	子ども青少年局
74 (再掲) 児童虐待防止における関係機関の連携	児童虐待等の問題解決のため、全市各区レベルの連絡調整(なごや子どもサポート連絡協議会等)、情報交換を実施するとともに、電算システムを活用して社会福祉事務所、児童相談所、保健センター等の情報共有を迅速・的確に行います。	継続	子ども青少年局

(9)-③ 適切な苦情処理の実施



申出のあった苦情について、適切かつ迅速に対応し、職務執行の改善に反映するよう努めます。

主な事項	内容	方向性	所管
124 苦情処理の取組み	男女平等参画苦情処理制度等を活用して、適切かつ迅速な対応を行います。	継続	スポーツ市民局 子ども青少年局



目標 10 支援者及び組織の対応力の強化



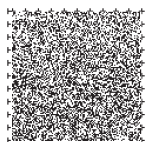
(10)-㉔ 支援者のスキルアップと育成支援

適切な支援には、新しい課題や制度等について、十分な理解が必要です。

DV 被害者等の支援を進めるにあたっては、相談・保護・自立・心身の回復までを視野に入れた切れ目のない支援が重要であり、公的機関・民間団体の支援者が共通理解と相互信頼を深め、支援者のスキルアップ・組織的対応力の強化等のための研修の充実を図ります。

また、支援者の育成支援に取り組みます。

事業	内容	方向性	所管
31 (再掲) DV に関する研修の充実	相談支援業務に従事する職員に対し、担当者、課長補佐級、管理職等の階層別研修や新任職員、中堅職員等の段階別研修に加えて、法律問題や事例検討等専門的な研修を実施します。	継続	子ども青少年局
32 (再掲) コンサルテーション機能の充実	区役所・支所等が、支援困難事例に対応ができるよう配偶者暴力相談支援センターに区役所・支所での相談経験がある相談員を配置するとともに、分野別に外部のスーパーバイザーによる支援を実施します。さらに、多様化する相談内容に対応するため、助言・スーパーバイズが可能な領域を拡大します。	拡充	子ども青少年局
36 (再掲) 困難な問題を抱える女性への支援に関する研修の充実	相談支援業務に従事する職員に対し、担当者、課長補佐級、管理職等の階層別研修や新任職員、中堅職員等の段階別研修など、困難な問題を抱える女性への支援について幅広く知識の獲得や支援スキルの向上のための研修を実施します。	拡充	子ども青少年局
125 支援者への研修	支援に関係する職員や公的機関・民間団体の支援者の知識や支援スキルの向上のための研修を実施します。 また、困難な問題を抱える女性への支援についても、知識や支援スキルの向上のための研修を実施します。	拡充	スポーツ市民局 子ども青少年局
126 支援者の育成	民間団体での支援の活動を活発にしているため、支援者養成研修の実施に向けて検討します。	新規	スポーツ市民局 子ども青少年局





(10)-㉓ 組織的対応のための体制整備

DV 被害者等の相談について、危険性や緊急性を客観的に査定して、組織内で支援方針を決定する仕組みを整備するとともに、相談支援の質を平準化するための方策を検討し、組織的対応を実施します。

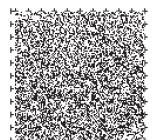
主な事項	内 容	方向性	所 管
127 支援体制	研修による支援者の育成や支援の質の向上を図るとともにアセスメントツールの活用等による組織的対応を行います。	継続	子ども青少年局



(10)-㉔ 支援者のメンタルヘルス

DV 被害者等からの相談支援業務に従事する支援者は、その職務の特性から、自分自身をすり減らしてしまうことで、バーンアウト（燃え尽き）状態につながってしまうことや、被害者等と同様な被害の心理的経験を経て精神的ダメージを受けること（二次受傷）があります。これらの状況を防止するため、支援者のメンタルヘルスに必要な対策を行います。

主な事項	内 容	方向性	所 管
128 支援者のこころのケア	相談支援業務に従事する職員が、バーンアウト（燃え尽き）状態や DV 等の二次受傷に陥ることがないように、セルフケアの方法などを学ぶ機会を提供します。	継続	子ども青少年局
129 支援者の安全対策	相談支援業務に従事する職員が加害者から不当な危害を加えられないように、職員等の個人情報を守るなど、安全対策に努めます。	継続	子ども青少年局

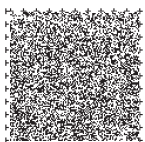




(10)-⑳ 二次的被害防止のための関係職員等への研修

支援者の言動が DV 被害者等をさらに追い詰め、傷つけること（二次的被害）の防止のためには、DV 被害者等と直接関わる部署の職員等に対する研修及び啓発が重要であり、DV 被害者等の置かれた状況を深く理解し、DV 被害者等に寄り添う支援を行うよう、一層の充実を図ります。

主な事項	内 容	方向性	所 管
130 職務関係者研修	職員等に対し、二次的被害防止のための研修を行います。	継続	スポーツ市民局 子ども青少年局



第4章 計画の推進

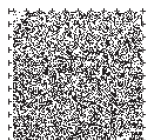
1 推進体制

DV防止・女性支援に関する施策は広範多岐にわたり、ひとつの機関で支援を行うことは困難です。「名古屋市男女平等参画推進協議会」において必要な情報共有に努めるとともに、DV防止・女性支援の推進に関する課題事項について調査・審議を行います。

また、庁内連絡会議及び法に基づくDV被害者支援協議会及び女性支援調整会議において、施策、事業について代表者レベル、実務者レベルでの協議を行い、関係部署・関係機関の連携を緊密に行い、計画の着実な推進を図ります。

2 実施状況の公表

この計画に基づく施策については、年度ごとに実施状況を公表します。



資料編

- ・ 名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援並びに
 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画 検討経過 …………… 65

- ・ 名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第5次）及び
 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画の策定に係る懇談会
 委員名簿 …………… 66

- ・ 名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第5次）及び
 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画の策定に係る懇談会
 開催要綱 …………… 67

- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 …………… 69

- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策
 に関する基本的な方針 …………… 80

- ・ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 …………… 113

- ・ 困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する
 基本的な方針 …………… 117

名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援並びに

困難な問題を抱える女性に関する基本計画 検討経過

区 分	内 容
現状・ニーズ把握	<ul style="list-style-type: none"> ○ 名古屋市第10回男女平等参画基礎調査を実施 (令和6年7月～8月) ○ 配偶者からの暴力(DV)被害者及び困難な問題を抱える女性に関する調査を実施 (令和6年8月～令和7年3月)
懇談会での意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> ○ 配偶者暴力防止等基本計画(第5次)及び女性支援計画策定に係る懇談会において、関係団体・関係機関から推薦された懇談会委員から意見を聴取 (第1回 令和6年7月、第2回 令和7年6月、 第3回 令和7年10月、第4回 令和8年2月) ○ 名古屋市社会福祉審議会 (令和8年1月)
組織での検討	<ul style="list-style-type: none"> ○ 名古屋市男女平等参画推進協議会 第1回 令和7年6月 第2回 令和7年12月 第3回 令和8年2月(書面開催) ○ 名古屋市男女平等参画推進協議会幹事会 第1回 令和7年5月 第2回 令和7年7月 第3回 令和7年11月 第4回 令和8年2月(書面開催) ○ DV庁内連絡会議 (令和7年11月)
市民からの意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> ○ パブリックコメント (令和7年12月～令和8年1月)

名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第5次）及び
 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画の策定に係る懇談会
 委員名簿

	氏 名	所 属
有 識 者	浅井 裕美	一般社団法人 愛知県医療ソーシャルワーカー協会
	内山 和美	社会福祉法人 名古屋市社会福祉協議会
	○ 岡村 晴美	愛知県弁護士会
	北本 美代子	愛知県・名古屋市母子施設連盟
	谷口 由希子	名古屋市立大学大学院 人間文化研究科
	永田 朝美	一般社団法人 愛知県精神保健福祉士協会
	永田 悦子	一般社団法人 名古屋市医師会
	◎ 松嶋 桂子	名古屋市配偶者暴力防止参与
	吉見 昌貢	公益財団法人 名古屋国際センター事業課
民 間 団 体	蛭沢 光	特定非営利活動法人 ひだまりの丘
	小尾 康友	社会福祉法人 中央有鄰学院
	片岡 笑美子	一般社団法人 日本フォレンジックヒューマンケアセンター
	亀井 かな	かけこみ女性センターあいち
	近藤 八津子	公益財団法人 名古屋YWCA
	塚崎 真澄	特定非営利活動法人 CAPNA
	和田 芳子	(和田委員 第2回懇談会～委員交代)
行 政 機 関	内藤 一昭	愛知県警察本部生活安全部人身安全対策課
	寺田 裕志	(寺田委員 第2回懇談会～委員交代)
	日比野 恵美	区民生子ども課
	二村 俊介	(二村委員 第2回懇談会～委員交代)
	平田 深根子	日本司法支援センター愛知地方事務所
	森川 明子	愛知県福祉局地域福祉課
	小澤 美紀	(小澤委員 第2回懇談会～委員交代)
	横井 秀樹	名古屋市中央児童相談所
	松尾 亮	(松尾委員 第2回懇談会～委員交代)
吉田 稔	愛知県女性相談センター	

委員数：21人 (◎：座長、○：座長代理)

名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第5次)及び困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画の策定に係る懇談会開催要綱

(趣旨)

第1条 名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第5次)及び困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画(以下「基本計画」という)の策定にあたり、有識者等の意見を聴取することを目的として、基本計画の策定に係る懇談会(以下「懇談会」という。)を開催する。

(定義)

第2条 この要綱において、「配偶者」、「配偶者からの暴力」及び「被害者」とは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条に定めるものをいう。

2 この要綱において、「困難な問題を抱える女性」とは困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第2条に定めるものをいう。

(意見交換、意見聴取)

第3条 懇談会において、基本計画の策定に関する事項についての意見交換及び意見聴取等を行う。

(構成)

第4条 懇談会は、次に掲げる者のうちから子ども青少年局長が選任するもの(以下「委員」という。)により構成する。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関して優れた識見を有する者

(2) 男女平等参画、女性福祉、子ども青少年の支援に関して優れた識見を有する者

2 委員は自ら指名する者を代理として出席させることができる。

3 懇談会は必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。

(座長)

第5条 懇談会の座長及び座長代理は委員の中から名古屋市が決定する。

2 座長は、懇談会の議事を進行する。

3 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(懇談会の公開)

第6条 原則として公開とする。ただし、座長が必要と認めるときは、懇談会に諮って、非公開とすることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(謝金)

第8条 委員が懇談会に出席したときは、謝金を支給する。

2 前項に規定する謝金の額は、日額12,600円とする。ただし、名古屋市非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例に定める職員に関しては、この限りでない。

(庶務)

第9条 懇談会の庶務は、子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、子ども青少年局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年6月3日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、基本計画を公表した日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年6月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年3月31日から施行し、令和6年6月3日から適用する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)
最終改正：令和七年法律第八十四号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条の四）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条—第三十一条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。
(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 4 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 4 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がある家族を同伴する場合においては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者

(第五項において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところによ

り、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下

「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）（第十一号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報受信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であつて、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以

下この号及び次号において同じ。) (同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。) の位置に係る位置情報を取得すること。

十一 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置(以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。)を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十一号までに掲げる行為(同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。)をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人の同意)がある場合に限る、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけ

ること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

一 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。)その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

(退去等命令)

第十条の二 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。)から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。)の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあつたときは、六月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地
二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地
二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であつ

て、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時に於ける事情

三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時に於ける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時に於ける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時に於ける事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項

第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定に

かかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、

即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かななければならない。

5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項か

ら第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一	前条の規定によ	当該掲示を始め

項ただし書	る措置を開始した	た
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
第百三十三條の三第一項	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項及び第百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調査（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調査
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調査の内容に	調査の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調査	調査
	当該電子調査	当該調査
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調査の内容	調査の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調査を作成して

第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書 記録しなければ	調書 記載しなければ

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁

しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。)
	、被害者	、被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であ

		った者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後

三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすもの同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があつた場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定
平成二十六年十月一日

附 則 （令和元年六月二六日法律第四六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年五月一九日法律第三〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

(保護命令事件に係る経過措置)

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「新法」という。)第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適

用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置)

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十一条第三項、第一百六十条第二項、第八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。)を準用する」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という。)の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号) 抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定(「の謄本」

の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百四十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第四百八十三条の改正規定、同法第四百八十九条の改正規定及び同法第四百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第五百五十一条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 （令和七年一二月一〇日法律第八四号）

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針

令和 5年 9月 8日
内閣府、国家公安委員会、
法務省、厚生労働省告示第1号

第1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

配偶者からの暴力は、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者（配偶者からの暴力が行われた場合における当該配偶者又は配偶者であった者をいう。以下同じ。）に罪の意識が薄いという傾向にある。このため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性がある。

配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための不断の取組が必要である。

また、同性カップル間の暴力や被害者が男性、外国人、障害者などの場合があること、暴力の形態には身体的・精神的・経済的・性的なものなど多様な形があり得ることも留意が必要である。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含む被害者の保護を図ることが必要である。また、国民一人一人が、配偶者からの暴力は身近にある重大な人権侵害であることをよく理解し、配偶者からの暴力を容認しない社会の実現に向け、積極的に取り組んでいくことが必要である。

2 我が国の現状

（1）法制定及び改正の経緯

平成 13 年 4 月、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、法が制定され、保護命令の制度や、都道府県の配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）による相談や一時保護等の業務が開始された。

平成 16 年 5 月には、配偶者からの暴力の定義の拡大、保護命令の制度の拡充、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針の策定及び都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「都道府県基本計画」という。）の策定等を内容とする法改正（以下「平成 16 年改正」という。）が行われ、平成 16 年 12 月に施行されるとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本

的な方針が策定された。その後、順次都道府県基本計画が策定された。

平成 19 年 7 月には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を更に推進するため、保護命令の制度の拡充、市町村（特別区を含む。以下同じ。）における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「市町村基本計画」という。）の策定及び支援センター業務の実施について市町村の努力義務とすること等を内容とする法改正（以下「平成 19 年改正」という。）が行われ、平成 20 年 1 月に施行された。

平成 25 年 6 月には、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力及び被害者についても、配偶者からの暴力及び被害者に準じて法の適用対象とすることを内容とする法改正（以下「平成 25 年改正」という。）が行われ、平成 26 年 1 月 3 日に施行された。この改正により、法律の題名は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められた。

令和元年 6 月には、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされる配偶者からの暴力の被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき機関として児童相談所を法文上明確化するとともに、その保護の対象である被害者にその同伴する家族も含めることとする法改正が行われた。

令和 5 年 5 月には、配偶者からの暴力等の実情に鑑み、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）及び都道府県基本計画の記載事項の拡充、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する協議会に関する規定の創設、接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者の範囲の拡大、保護命令の期間の伸長等の保護命令の制度の拡充等を内容とする法改正（以下「令和 5 年改正」という。）が行われ、令和 6 年 4 月 1 日に施行することとされた。

また、令和 5 年 6 月には、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 53 号。以下「手続デジタル化法」という。）により、保護命令手続における情報通信技術の活用を内容とする法改正が行われ、同法の公布の日から 5 年以内に施行することとされている。

（2）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策の現状

ア 都道府県基本計画及び市町村基本計画

都道府県基本計画は、47 都道府県全てにおいて策定されている。市町村基本計画は、令和 4 年 10 月時点で 1,320 市町村において策定されている。

イ 配偶者暴力相談支援センター

平成 14 年 4 月には 87 施設であったが、令和 5 年 4 月時点で 47 都道府県及び 137 市町村において、合計 311 施設が、支援センターとしての機能を果たしている。

ウ 相談

支援センターで受け付けた相談の件数は、平成 14 年度には 35,943 件であったが、令和 3 年度には 122,478 件となり、増加している。このほか、

国が実施する「DV相談プラス」において、令和3年度には54,489件の相談を受けている。

令和3年度に受け付けた相談件数について、人口比で見ると、人口1万人当たりの相談件数が最も多い都道府県では24.4件であるのに対して、少ない都道府県では2.1件であり、大きな地域差が見られる。

女性相談支援センター等における来所による夫等の暴力の相談件数について見ると、平成13年度では13,071件であったものが、令和3年度には34,265件となっており、女性相談支援センター等における来所による相談件数全体に占める夫等の暴力に関する相談の割合も19.2パーセントから45.5パーセントと増加している。

また、警察が対応した配偶者からの暴力事案等の相談等の件数は、平成14年で14,140件であったものが、令和4年には84,496件となっている。

エ 一時保護

女性相談支援センターが一時保護を行った者等のうち、夫等の暴力を入所理由とする者は、平成13年度では2,680件であったものが、令和3年度には2,087件となっている。

オ 保護命令

令和3年の保護命令の発令件数は1,335件となっている。その内訳を見ると、被害者に関する保護命令のみが発令された件数が352件、被害者に関する保護命令に加えて、「子」及び「親族等」への接近禁止命令が同時に発令された件数が301件、被害者に関する保護命令に加えて、「子」への接近禁止命令が発令された件数が519件、被害者に関する保護命令に加えて、「親族等」への接近禁止命令が発令された件数が163件となっている。また、保護命令の発令件数のうち、退去命令を含む発令件数は382件、再度の申立てに係る発令件数は180件となっている。

3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

(1) 基本方針

ア 基本方針の目的

基本方針は、全国あまねく適切に施策が実施されるようにする観点から、法や制度の概要に触れつつ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）に関する施策についての基本的な方針を示したものであり、都道府県基本計画及び市町村基本計画（以下「基本計画」という。）の指針となるべきものである。したがって、基本計画は、基本方針に則して策定されることが必要である（法第2条の3第1項）。また、基本方針は、都道府県又は市町村の判断により、都道府県基本計画又は市町村基本計画に独自の施策等を盛り込むことを妨げるものではない。

イ 配偶者からの暴力及び被害者の範囲

法において、「配偶者からの暴力」は、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力又は心身に有害

な言動」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力又は心身に有害な言動を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力又は心身に有害な言動を含むと規定されている。ただし、法第3章については、配偶者又は配偶者であつた者からの身体に対する暴力に限るとされている。このため、基本方針においても、第2の3及び4（2）イについては、配偶者又は配偶者であつた者からの身体に対する暴力に限るものとする。

また、令和5年改正により、接近禁止命令等の申立てをすることができる者については配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫を受けた者が、退去等命令の申立てをすることができる者については配偶者からの身体に対する暴力又は被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫を受けた者が「被害者」とされている。

ウ 生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者への準用

法第28条の2において、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手（以下ウにおいて「特定関係者」という。）からの暴力（当該特定関係者からの身体に対する暴力又は心身に有害な言動をいい、当該特定関係者からの身体に対する暴力又は心身に有害な言動を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあつては、当該特定関係者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力又は心身に有害な言動を含む。）及び当該暴力を受けた者について、法第2条及び第1章の2から第5章までの規定を準用することとされている。このため、基本方針の内容についても、法と同様に特定関係者からの暴力及び当該暴力を受けた者について準用することとする（ただし、法律婚又は事実上婚姻関係と同様の事情にある者のみを対象とするものを除く。）。)

(2) 都道府県基本計画及び市町村基本計画

ア 基本計画の目的

基本計画は、広範多岐にわたる配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を、総合的に、かつ、地域の実情を踏まえきめ細かく実施していく観点から、第一線で中心となってこれらの施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。

法第2条の3第1項において、都道府県は、基本方針に則して、都道府県基本計画を定めなければならないとされており、既に全都道府県において、策定が行われている。

また、地域に根ざしたきめ細かな支援のためには、都道府県のみならず、最も身近な行政主体である市町村の役割も大変重要である。被害者に対する自立支援施策の充実等が求められることに鑑み、平成19年改正により、市町村における取組を一層促進するため、法第2条の3第3項において、市町村は、基本方針に則し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、市町村基本計画を策定するよう努めなければな

らないとされたものである。

なお、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）における支援の対象となる困難を抱える女性には、配偶者からの暴力の被害者が含まれているところであり、同法第7条第1項の規定に基づく困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（令和5年厚生労働省告示第111号）における配偶者からの暴力に係る記載にも則して定めることが重要である。

イ 基本計画の基本的視点

（ア）被害者の立場に立った切れ目のない支援

配偶者からの暴力について、その深刻な事態や被害者が持つ恐怖や不安を被害者の立場に立って理解するとともに、配偶者であるかどうかにかかわらず、決して暴力は許されるものではないという認識に基づいて、基本計画を検討することが必要である。

また、配偶者からの暴力は、その防止から、通報や相談への対応、保護、自立支援等多くの段階にわたって、多様な関係機関等による切れ目のない支援を必要とする問題であり、配偶者からの暴力の防止から被害者の保護、自立支援に至る各段階について、施策の内容を検討することが必要である。

（イ）関係機関等の連携

配偶者からの暴力は複雑な問題であり、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護は、一つの機関だけで対応することは困難である。幅広い分野にわたる関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）が、認識の共有や情報の交換から、具体的な事案に即した協議に至るまで、様々な形でどのように効果的に連携していくかという観点から、基本計画を検討することが必要である。

また、関係機関等の連携を図る場として、令和5年改正により、法第5条の2から第5条の4において協議会が規定されている（第3の2（2）参照）。

（ウ）安全の確保への配慮

配偶者からの暴力は、被害者の生命・身体の安全に直結する問題であり、被害者が加害者の元から避難した後も、加害者からの追及への対応が大きな問題となる場合が少なくない。このため、情報管理の徹底等、被害者及びその親族、支援者等の関係者（以下「被害者及びその関係者」という。）の安全の確保を常に考慮することが必要である。

（エ）地域の状況の考慮

都市部と農山漁村の間の相違をはじめ、人口構造や産業構造、更には社会資源の状況等地域の特性は様々であり、配偶者からの暴力の問題について現在直面している課題も異なることから、全国あまねく適切に施策が実施されるよう基本方針に則しつつ、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とすることが必要である。

都道府県及び市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、都道府県及び市町村は、基本計画の策定又は見直しに際し、それぞれの役割や相互協力の在り方についてあらかじめ協議することが必要であ

る。また、策定後も、互いに情報を交換し認識を共有するため、定期的な意見交換の場を持つことが望ましい。

ウ 都道府県基本計画における留意事項

（ア）被害者の支援における中核としての役割

都道府県の支援センターは、被害者に対し、各種の援助を行う上で中心的な役割を果たすものであり、特に、女性相談支援センターは、心理学的な援助をつかさどる職員、女性相談支援員、心理療法担当職員等が配置されている被害者の支援の中核であって、専門的な援助を必要とする事案や、処遇の難しい事案への対応に当たることが必要である。また、専門的知識及び技術等を必要とする事案について市町村等から助言等を求められた場合は、適切に対応することが必要である。

（イ）一時保護等の適切な実施

女性相談支援センターが行う一時保護や都道府県が行う女性自立支援施設への入所決定については、被害者に対する支援の中で極めて重要な役割であり、適切に実施することが必要である。また、その際、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針を踏まえた対応が必要である。

また、民間団体においては、民間シェルターやステップハウス等の運営を行っているものがあり、このような民間団体とも連携して被害者の立場に立って適切な一時保護等を実施することが重要である。

さらに、被害者の保護を図るためには、一時保護等を行う施設の所在地や利用者に係る情報等の厳重な秘匿を図る必要がある。

（ウ）市町村への支援

広域的な観点から、市町村基本計画の策定をはじめ、市町村の実施する施策が円滑に進むよう、市町村に対する助言や情報提供、市町村間における調整の支援等を行うことが望ましい。また、女性相談支援センターをはじめとする都道府県の支援センター等において、市町村職員に対し実務面の研修を行うことや、市町村職員の研修に講師を派遣すること等も考えられる。

特に、福祉事務所を設置していない町村に対しては、きめ細かな助言等十分な支援を行うことが望ましい。

（エ）広域的な施策の実施

広域的な対応を行うことで、効率的な推進が可能な施策については、都道府県が中心となることが望ましい。具体的には、職務関係者の研修、被害者のための通訳の確保、医療関係者向けマニュアルの作成、夜間・休日における相談、居住地での相談を避けたいという被害者や男性からの相談への対応等が考えられる。

（オ）他の法律に基づき都道府県が策定することとされている計画等との関係

都道府県基本計画は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律等、他の法律に基づき都道府県が策定する計画等であって、都道府県基本計画と盛り込む内容が重複するものと一体のもの

して策定することも考えられる。また、他の法律に基づく既存の計画等であって内容が重複するものを見直しを行い、都道府県基本計画とすることも考えられる。

ただし、このような場合でも、基本方針に則した内容とすることが必要である。

エ 市町村基本計画における留意事項

(ア) 身近な行政主体としての施策の推進

市町村基本計画においても、地域の実情に合わせ、啓発等による配偶者からの暴力の防止から被害者の支援まで、幅広い施策がその内容となり得るが、被害者に最も身近な行政主体として求められる基本的な役割については、どの市町村においても、特に積極的な取組を行うことが望ましい。

具体的には、市町村の基本的な役割として、相談窓口を設け、被害者に対し、その支援に関する基本的な情報を提供すること、一時的な避難場所を確保する等により、緊急時における安全の確保を行うこと、及び一時保護等の後、被害者が地域で生活していく際に、関係機関等との連絡調整を行い、自立に向けた継続的な支援を行うことが考えられる。

(イ) 既存の福祉施策等の十分な活用

地域における被害者の自立支援に際しては、最も身近な行政主体であり、福祉施策等の実施主体である市町村の役割が重要である。保育所や母子生活支援施設への入所、生活保護の実施、母子父子寡婦福祉施策の活用等、福祉や雇用等の各種の施策を十分に活用する必要がある。このため、被害者の自立支援という観点から利用できる既存の施策にどのようなものがあるか、また、それらを被害者の状況に応じて活用するためにどのような方策が考えられるかについて、福祉施策等の所管部局も含め、幅広い検討を行うことが望ましい。

(ウ) 市町村基本計画と配偶者暴力相談支援センターとの関係

支援センターそのものの速やかな設置が困難な場合であっても、市町村基本計画の策定を先行して行い、(ア)の身近な行政主体として求められる基本的な役割を中心に、市町村基本計画に基づく施策の推進を図ることが望ましい。

また、その市町村基本計画の内容に応じて、法第3条第3項各号に掲げられた支援センターの業務に相当する機能を果たす部局や機関を決め、施策の実施に取り組むことが望ましい。

(エ) 地域の状況に応じた市町村基本計画の策定

人口規模が大きく、被害者からの相談件数等が多い場合等、市町村の状況に応じて、市町村の基本的な役割のみならず、基本方針の中で主に都道府県が行うことが望ましいとされている施策の中からも、積極的に市町村基本計画に盛り込み、実施することが望ましい。

なお、市町村基本計画は、他の法律に基づき市町村が策定する計画等であって、市町村基本計画と盛り込む内容が重複するものと一体のものとして策定することも考えられる。また、他の法律に基づく既存の計画等であって内容が重複するものを見直しを行い、市町村基本計画とすることも考えられる。

ただし、このような場合でも、基本方針に則し、

かつ、都道府県基本計画を勘案した内容とすることが必要である。

第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の内容に関する事項

1 配偶者暴力相談支援センター

支援センターは、被害者の支援を行う上で中心的な役割を果たす施設であり、法第3条第1項において、都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が支援センターとしての機能を果たすようにするものとするものとされている。

また、同条第2項においては、市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が支援センターとしての機能を果たすよう努めることとされている。

都道府県及び市町村の支援センターにおいては、相互の役割分担について、必要に応じ、連絡調整を行うことが望ましい。

また、支援センターにおいては、加害者が訪問すること等も想定し、安全確保のための対策を講ずることが必要である。

(1) 都道府県の配偶者暴力相談支援センター

都道府県において、支援センターとしての機能を果たしている女性相談支援センターは、一時保護を行うという他の支援センターにはない機能を有している。また、都道府県の支援センターは、法施行時より被害者の支援を行ってきた経験を生かし、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。

同一都道府県内の複数の施設において、支援センターの機能を果たすこととした場合、相互に有機的に連携し、その機能を発揮する観点から、都道府県は、これらの施設の連携の中心となる施設（都道府県が設置する施設に限る。以下「中心施設」という。）を1か所指定することが必要である。中心施設は、市町村の支援センターとの連携にも特に配慮することが必要である。

(2) 市町村の配偶者暴力相談支援センター

市町村の支援センターは、被害者にとって最も身近な行政主体における支援の窓口であり、その性格に即した基本的な役割について、中心的な業務として特に積極的に取り組むことが望ましい。

具体的には、相談窓口を設け、配偶者からの暴力を受けた被害者に対し、その支援に関する基本的な情報を提供すること、一時保護等の後、地域での生活を始めた被害者に対し、事案に応じ、適切な支援を行うために、関係機関等との連絡調整等を行うとともに、身近な相談窓口として自立に向けた継続的な支援を行うことが考えられる。

また、当該市町村の住民以外からの相談が寄せられた場合にも円滑な支援ができるよう、こうした場合の対応について、あらかじめ近隣の市町村及び都道府県の支援センターと検討しておくことが望ましい。

(3) 民間団体との連携

法第3条第6項において、支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとするものとされている。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護については、この問題に取り組む民間団体も大きな役割を担っており、被害者の多様な状況に対応するためには、このような民間団体と支援センターとが対等な関係性において、必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。このため、日頃から、日常の業務の中で、両者が情報を共有し緊密な関係を構築していくことが必要である。

民間団体との連携の例としては、相談業務、広報啓発業務、同行支援等の自立支援、研修等における専門的知見の活用、法第5条の2等に基づく協議会（以下「法定協議会」という。）への参加の招請等様々なものが考えられる。実際の支援に当たっては、必要に応じ、民間団体と意見交換、調整を行って、対応することが望ましい。また、支援センターについては、当該支援センターの業務の委託について、別途法令の定めがある場合を除き、その業務の全部又は一部を民間団体に委託することも可能である。業務の委託を含め、どのような連携を行うかは支援センターの状況、個々の被害者の状況等個別の事案に即して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を効果的に行う観点から、当該地域で活動する民間団体の状況及びその意見を踏まえて、それぞれの支援センターにおいて判断することが望ましい。なお、法第3条第4項の規定により一時保護の委託を受けた者については、同条第5項において守秘義務が、法第30条において守秘義務違反について罰則が設けられている。

2 女性相談支援員

法第4条において、女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができるとされている。女性相談支援員は、被害者にとっての相談窓口となり、必要に応じて関連施策や制度等の活用、関係機関との連携等を図りつつ、継続的な支援を行う役割を担っている。基本計画の策定及び見直しにおいては、その十分な活用について、検討を行うことが必要である。

なお、女性相談支援員が設置されていない市町村においては、その設置について、不断に検討するよう努めることが必要である。

女性相談支援員は、女性相談支援センター、福祉事務所等において配偶者からの暴力の被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

また、被害者は不安感を抱えながら相談に訪れることが多いため、被害者にとっての安全を第一に考え、相談内容はもとより、相談したこと自体についても秘密が守られる環境の中で、その訴えが十分受け入れられることが重要である。したがって、女性相談支援員は、被害者の立場に立って共に問題解決を図ろうとする援助者であることについて被害者の理解を得ること及び信頼関係に基づいて援助を行うことが必要である。

さらに、問題の解決に当たっては、被害者自らが選択、決定することが基本であり、女性相談支援員は、このために必要な情報を提供し、適切な助言を行うことが必要である。また、女性相談支援員は、被害者の自立の促進、保護命令の制度の利用、保護施設の利用等についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整等、法第3条第3項各号に掲げる業務について中心的な役割を担うものであり、こうした各種の援助が的確に実施されるよう、関

連の法律や施策、制度等について十分な知識を得るよう努めるとともに、国及び地方公共団体においては、必要な研修等の提供に努めることが必要である。

3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

(1) 通報

ア 一般からの通報

(ア) 通報の意義とその必要性

配偶者からの暴力は、家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難である上、被害者も加害者からの報復や家庭の事情等様々な理由から支援を求めることをためらうことも考えられる。被害者を支援するための情報を広く社会から求めるため、法第6条第1項において、配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、その旨を通報するよう努めなければならないこととされており、通報先については、この通報の趣旨が被害者の保護であることから、被害者の支援の中核である支援センター、また、暴力の制止等の緊急の対応も必要となることから、警察官とされている。

(イ) 国民に対する啓発

都道府県及び市町村においては、配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。また、配偶者からの暴力の防止に関する理解を深めるための啓発を行う際には、その内容に応じ、通報の趣旨等についても適切に周知することが望ましい。

国においては、通報についての法の規定とその趣旨等について、様々な機会を利用して啓発に努める。

また、身体に対する暴力のほか、精神的暴力などの心身に有害な影響を及ぼす言動が行われている場面に遭遇した者が、暴力を看過することなく、暴力の継続を防ぎ、加害者に知られないよう支援センター等の相談支援機関を教示することや支援センターに通報することを啓発するなど被害者が適切に保護される社会的土壌を構築していくことが重要である。その際、男性、外国人、障害者、高齢者、性的マイノリティなど多様な被害者がいることも併せて啓発することが望ましい。

イ 医師その他の医療関係者等からの通報

(ア) 通報の意義とその必要性

医師その他の医療関係者（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、医療ソーシャルワーカー等をいう。以下同じ。）は、日常の業務を行う中で、配偶者からの暴力の被害者を発見しやすい立場にあることから、医療関係者には、被害者の発見及び通報において積極的な役割が期待される。

そのため、法第6条第2項においても、医療関係者が業務を行うに当たって配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見した場合には通報することができることとされ、通報先は、一般からの通報と同様に支援センター又は警察官とされている。また、同条第3項により当該通報は守秘義務違反に当たらないとされている。医療関係者にとっては、この趣旨を踏まえ、配偶者からの暴力の被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又

は警察官に対して通報を行うことが必要である。

また、身体に対する暴力のほか、精神的暴力などの心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた被害者を発見した場合においても、必要に応じて、被害者の意思を尊重しつつ、通報を行うことも考えられる。

(イ) 被害者の意思との関係

配偶者からの暴力の被害者に対する支援は、被害者自身の意思を尊重して行われることが必要である。具体的には、被害者の意思に反し通報が行われると、被害者の受診が妨げられたり、被害者の安全が脅かされたりするおそれもある。そのため、医療関係者は、原則として被害者の明示的な同意が確認できた場合にのみ通報を行うことが望ましい。ただし、被害者の生命又は心身に対する重大な危害が差し迫っていることが明らかな場合には、そのような同意が確認できなくとも積極的に通報を行うことが必要である。

(ウ) 被害者に対する情報提供

法第6条第4項に規定されているように、医療関係者は、被害者が自らの意思に基づき支援センター、女性相談支援員、相談機関等を適切に利用できるよう、これらの関係機関に関する積極的な情報提供を行うことが必要である。その際、情報提供が加害者に知られないよう留意することが必要である。このため、医療機関においては、医療ソーシャルワーカー等の被害者に対する情報提供の窓口を決めておくなど、被害者が受診した場合の医療機関としての対応をあらかじめ検討しておくことが望ましい。また、医療機関による情報提供に資するよう、地方公共団体において、被害者向けのカード・パンフレット等を医療機関に提供することが望ましい。

(エ) 医療関係者に対する周知

医療関係者による通報や情報提供等を通じた被害者の支援を図るため、都道府県において、関係団体に協力を求め、医療関係者に対し、通報や情報提供に関する法の規定とその趣旨、支援センター、女性相談支援員、相談機関の機能等について、医療関係者向けの広報や研修、医療関係者に対する関係機関の法定協議会への参加の呼び掛け、医療関係者を対象とした対応マニュアルの作成や配布等の様々な機会を利用して周知を行うことが望ましい。また、市町村においても、関係団体に協力を求め、医療関係者に対して、関係機関の法定協議会への参加の呼び掛けを行うなど、機会を捉えて周知を行うことが望ましい。

国においては、都道府県及び市町村におけるこうした取組が着実に根付くよう、関係団体への働き掛け等に努める。

(オ) 福祉関係者

市町村、児童相談所等の職員、民生委員、児童委員等の福祉関係者は、医療関係者と同様、相談援助業務や対人援助業務を行う中で、配偶者からの暴力の被害者を発見しやすい立場にあることから、(ア)から(エ)までに準じた対応を行うことが望ましい。

(2) 通報等への対応

ア 配偶者暴力相談支援センター

(ア) 被害者への説明及び助言等

法第7条において、支援センターは、被害者に關

する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、法第3条第3項の規定により支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとするものとされている。

国民から通報を受けた場合、支援センターは、通報者に対し、加害者に知られないように被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。また、被害者と連絡を取ることができた場合は、支援センターが行う業務の内容等について説明し、助言を行うことが必要である。

学校や保育所等、こどもにかかわる関係機関から支援センターに通報があった場合には、通報者を通じて被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。

医療関係者から通報を受けた場合、支援センターは、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に向き、被害者の相談に応じるとともに必要な説明や助言を行うか、又は被害者との面接が難しい場合には、電話により直接被害者と連絡を取ることによって、状況を把握し、説明や助言を行うことが望ましい。この場合、こうした接触を加害者に知られないように十分注意することが必要である。また、必要に応じ、通報のあった医療機関に向き、医療関係者に、配偶者からの暴力の特性等について説明を行い、今後の協力を要請することが望ましい。

なお、相談等通報以外の形で、被害者以外から支援センターへ連絡があった場合であっても、その内容が身体に対する暴力に関するものや被害者の生命又は心身に重大な危害が生じるおそれがある場合には、通報として扱うことが必要である。

(イ) 危害が急迫している場合の対応

現に被害者に対する危害が急迫していると認められるときは、警察にその旨を通報するとともに、被害者に対し、一時保護を受けることを勧奨するなどの措置を講ずることが必要である。なお、こうした危害が急迫している場合への対応を可能とするため、都道府県において少なくとも1つの施設で、夜間、休日を問わず対応することが必要である。また、加害者が通報者に対し、何らかの報復行為等を行うことも考えられることから、通報者の氏名等の個人情報の取扱いには十分注意することが必要である。

なお、精神的暴力など心身に有害な影響を及ぼす言動が行われている場合についても、被害者の生命又は心身に重大な危害が生じるおそれがある場合には、同様の対応が必要である。

(ウ) 子に関する情報への対応

児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条第4号において、児童が同居する家庭において、配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことは、児童虐待に当たるとされている。また、児童が直接、暴力の対象となっている場合もあり得る。このため、通報の内容から児童虐待に当たると思われる場合には、同法に基づき、支援センターから、市町村、

都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所に通告を行うことが必要である。また、その後の被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族）に対する支援に際しては、児童相談所等と十分な連携を図りながら協力するものとする（法定協議会の活用について、第3の2（3）参照）。

（エ）高齢者又は障害者に関する情報への対応

被害者が高齢者又は障害者である場合は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に規定する高齢者虐待又は障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に規定する障害者虐待にも該当する場合がある。通報の内容から高齢者虐待又は障害者虐待にも当たると思われる場合には、これらの法律に基づき、支援センターから、市町村に通報を行うことが必要である。また、その後の支援センターにおける被害者に対する支援に際しては、市町村と十分な連携を図ることが望ましい。

イ 警察

法第8条において、警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされている。

警察において配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。また、被害者の意思を踏まえ、加害者を検挙するほか、被害者に被害届の提出の意思がないときであっても、必要に応じて被害者に被害の届出を働き掛け、あるいは説得を試みる必要がある。また、説得にかかわらず被害の届出をしない場合であっても、当事者双方の関係を考慮した上で、必要性が認められ、かつ、客観証拠及び逮捕の理由がある場合には、加害者の逮捕をはじめとした強制捜査を行うことを検討する必要がある。

また、刑事事件としての立件が困難と認められる場合であっても、加害者への指導警告を行うなど配偶者からの暴力による被害の発生を防止するための措置を講ずることが必要である。特に、被害者に対しては、加害者の検挙の有無にかかわらず、個別の事案に応じ、必要な自衛措置に関する助言、支援センター等の関係機関の業務内容及び保護命令の制度の教示等被害者の立場に立った措置を講ずることが必要である。

なお、身体に対する暴力のほか、脅迫、住居侵入等の刑罰法令に抵触する行為が認められる場合については、同様に適切な対応を講ずることが必要である。

4 被害者からの相談等

被害者からの相談に際しては、被害者が配偶者からの暴力により心身に影響を受けていることに留意し、被害

者に寄り添い、被害者の意思を尊重した対応が重要である。また、相談内容や対応が外部に漏えいした場合、当該被害者への危害のリスクが高まるのみならず、他の被害者が相談をためらうことになることから、相談の有無、具体的内容等の秘密保持を徹底することが必要である。

（1）配偶者暴力相談支援センター

法第3条第3項第1号において、支援センターは、被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介することとされている。

ア 相談窓口の周知

被害者が、配偶者からの暴力を受けることなく安全に生活していくためには、被害者への支援等に関する情報を入手し、それを活用することが重要である。しかし、配偶者からの暴力により、被害者は孤立し、利用できる支援等に関する情報を入手する機会も制限されている場合が少なくない。また、離婚した後であっても暴力が継続することもある。さらに、被害者自身に、自ら受けている暴力が重大な人権侵害であるという認識がないために、相談に至らないことも多い。

このため、支援センターにおいては、配偶者からの暴力は重大な人権侵害であり、被害者だけで悩むことなく相談窓口を利用するよう、広く周知するとともに、関係機関が連携して被害を認識した場合に相談窓口に関する情報提供が行われる体制を構築することが必要である。その際には、今後の生活についての被害者自身の意思が固まっていない段階であっても、早期に相談窓口を利用し、様々な支援に係る情報等を得るよう呼び掛けることが望ましい。また、被害者が利用しやすいように相談の受付時間を設定するなど、被害者の立場に立った工夫をすることが望ましい。外国人である被害者に対しては、外国語による相談窓口の広報を行うことも考えられる。さらに、性別に応じた相談窓口を設けるなど、被害者の性別にかかわらず、相談しやすい環境の整備に配慮することが望ましい。障害者である被害者が相談しやすい環境を整備するため、支援センターのバリアフリー化を進めるとともに、電話以外の方法による相談窓口を設置することが望ましい。

また、支援センターを設置していない市町村においても、相談窓口又は情報提供の窓口を設置し、身近な行政主体として相談を受け付ける先の周知を行うことが望ましい。

なお、生活の本拠を共にする関係以外の交際相手については、婚姻関係に至った場合における暴力の予防という観点において、引き続き、相談窓口の利用を周知し、相談に対応する。女性相談支援センターにおいては、生活の本拠を共にする関係以外の交際相手からの暴力に関するものも含め、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき、困難を抱える女性への支援を行うこととされている。これらのほか、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターなど相談者の被害・状況に応じた様々な相談機関があることから、被害の潜在化の防止を図る観点から、これらの相談窓口の周知も併せて行うことが望ましい。

イ 相談を受けた場合の対応

支援センターにおいて被害者の相談に当たる職員は、被害者から電話による相談があった場合には、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、被害者に来所して相談したいとの意向があれば、これを促すことなどが必要である。また、来所した被害者の面接相談を行う場合には、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、被害者の抱える問題を適切に理解して、利用可能な支援制度等についての情報提供を含め、問題解決に向けて助言を行うこと等が必要である。さらに、保護を受けるか否かについては被害者本人が判断し決定すべきことであることから、被害者に対し、関係機関の業務内容の説明や助言を行うとともに、必要な援助を受けることを勧奨すること等も必要である。

被害者に対する支援を行うに当たっては、被害者の国籍、障害の有無等を問わずプライバシーの保護、安心と安全の確保、受容的な態度で相談を受けること等、被害者の人権に配慮した対応を行うことが必要である。被害者が、男性、外国人、障害者、高齢者、性的マイノリティ等であることによって、支援を受けにくいということにならないよう、情報提供、相談の対応、施設整備等の面において、それぞれの被害者の立場に立った配慮を行うことが望ましい。交際関係にある同性間でも暴力が行われることがあることに留意し、性的マイノリティ全般についての心ない言動を慎むことはもちろん、先入観を持たず、被害者の状況等にに応じた対応を行うことが必要である。

また、不適切な対応により、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることをないよう留意することが必要である。

なお、支援センターを設置していない市町村においても、上述のような対応を参考にしながら対応に当たることが必要である。

さらに、通報への対応と同様に、相談の内容から児童虐待に当たると思われる場合には、市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所に通告することが必要である。通告に当たっては、児童虐待に係る通告義務について、必要に応じ、被害者に対し、説明を行うことが望ましい。また、その後の被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族）に対する支援に際しては、児童相談所等と十分な連携を図りながら協力するものとする。

また、相談の内容から高齢者虐待又は障害者虐待に当たると思われる場合には、市町村に通報することが必要である。また、市町村への通報に当たっては、被害者に対し、説明を行うことが望ましい。その後の支援センターにおける被害者に対する支援に際しては、市町村と十分な連携を図ることが望ましい。

(2) 警察

ア 相談を受けた場合の対応

被害者からの相談については、被害者に対し、緊急時に 110 番通報すべき旨や自衛手段を教示することとどまらず、関係機関の紹介、加害者に対する指導警告等警察がとり得る各種措置を個別の事案に

応じて被害者に教示し、被害者の意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行うことが必要である。

また、相談に係る事案が暴行、脅迫等刑法法令に抵触すると認められる場合は、被害者の意思を踏まえ、検挙に向けての迅速な捜査を開始するほか、被害者に被害届の提出の意思がないときであっても、必要に応じて被害者に被害の届出を働き掛け、あるいは説得を試みる必要がある。また、説得にもかかわらず被害の届出をしない場合であっても、当事者双方の関係を考慮した上で、必要性が認められ、かつ、客観証拠及び逮捕の理由がある場合には、加害者の逮捕をはじめとした強制捜査を行うことを検討する必要がある。

刑事事件として立件が困難と認められる場合であっても、被害者及びその関係者に危害の及ぶおそれがある事案については、加害者に対する指導警告を行うなど積極的な措置を講ずることが必要である。加害者に対して指導警告を行う際には、加害行為をしていることの自覚を促すなど、沈静化を図る観点からの対応にも配慮する必要がある。

さらに、被害者及びその関係者に対して、加害者からの復縁等を求めているつきまとい等の行為がある場合には、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号。以下「ストーカー規制法」という。）を適用した措置を厳正に講ずることが必要である。

なお、被害者に接する際には、被害者の負担を軽減し、かつ、二次的被害を与えないよう、女性警察職員による被害相談対応、被害者と加害者とが遭遇しないような相談の実施等被害者が相談しやすい環境の整備に努めることが必要である。

警察以外の関係機関による対応がふさわしいと考えられる場合は、被害者に対し、支援センター等の関係機関の業務等について説明し、これらの機関に円滑に引き継ぐことが必要である。

なお、引継ぎを行う場合には、単に当該機関等の名称及び連絡先を教示するだけでなく、当該機関等に連絡するなど確実に引継ぎがなされる必要がある。

イ 援助の申出を受けた場合の対応

法第 8 条の 2 において、警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。とされている。

警察が行う援助は、次に掲げる措置のうち、適切なものを選択することにより行うこととされている。

(ア) 被害者に対し、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するため、その状況に応じて避難その他の措置を教示すること。

(イ) 加害者に被害者の住所又は居所を知られない

ようにすること。

(ウ) 被害者が配偶者からの暴力による被害を防止するための交渉を円滑に行うため、被害者に対する助言、加害者に対する必要な事項の連絡又は被害防止交渉を行う場所としての警察施設の供用を行うこと。

(エ) その他申出に係る配偶者からの暴力による被害を自ら防止するために適当と認める援助を行うこと。

なお、生命、身体、自由、名誉又は財産に対する脅迫を受けた被害者については、法第8条の2の規定による援助の対象ではないが、身体に対する暴力を受けた被害者に準じて必要な援助を行うことが必要である。

(3) 人権擁護機関

法務省の人権擁護機関では、法務局における人権相談窓口や「女性の人権ホットライン」といった専用電話において、配偶者からの暴力を含めた様々な相談に応じ、相談等を通じて配偶者間の暴力の疑いのある事案を認知した場合には、被害者の安全を最優先とし、支援センターや警察等の関係機関と連携を図りながら、被害者に必要な助言、一時保護施設等への紹介等の援助を行うなど、事案に応じた適切な措置を講じ、被害者の保護、救済に努める。

(4) 民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体では、相談業務、同行支援、自立支援など大きな役割を担っている。被害者の抱える困難に対応するため、支援センター等は、被害者が民間団体に相談していることが判明した場合には、その状況を聴き、支援センター等における相談業務がより的確に実施されるように努めるほか、民間団体の特長を生かし、地域の実情に応じ、行政と民間団体が共同して配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることが必要である。

5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

被害者は、繰り返される暴力の中で心的外傷後ストレス障害（PTSD）等の障害を抱えることもあり、また、加害者からの追及の恐怖、経済的な問題、将来への不安等により精神的に不安定な状態にある場合もある。

同伴する家族も同様に心理的被害を受けている場合が多く、特に子については、配偶者に対する暴力による心理的虐待に加え、転居や転校をはじめとする生活の変化等により、種々の大きな影響を受けやすい。さらに、子自身が親からの暴力の対象になっている場合もある。

法第3条第3項第2号において、支援センターは、被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこととされている。

(1) 被害者に対する援助

ア 女性相談支援センターにおける援助

事案に応じ、医学的又は心理学的な援助をつかさどる職員、女性相談支援員、心理療法担当職員、看護師等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。心理療法担当職員の配置については、被害者への心理的援助を適切に行うため、その積極的な配置・活用を行うことが望ましい。

女性相談支援センターにおいては、心身に大きな

被害を受けている被害者や同伴する家族に対して、心理学的な援助をつかさどる職員等による心理学的諸検査や面接を行い、被害者の心理的な被害の状況を把握して、事案に応じた心理学的側面からの援助等を行うことが必要である。

また、疾病等の有無や診療の要否について、医学的な面から判定し、被害者の心身の健康状態を踏まえて、今後の必要な措置について検討するなど、適切に対応することが必要である。性的な被害による心的外傷等を抱えている者の場合は、同被害の対応について専門的な知見を有し被害直後からの支援を総合的に行う性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等の支援機関とも早期に連携し、心的外傷の被害回復支援に取り組みながら、日常生活の回復の支援等につなげていくことが重要である。

イ 地域での生活における援助

繰り返し家庭内で暴力を受けてきた被害者が心理的な安定を取り戻すためには、加害者の元から避難した後も、回復のための一定の期間を経る必要がある。このため、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、被害者の回復を図るために、カウンセリングを行うことや、カウンセリング等の専門家や知見を有する民間団体等と連携し、適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。また、被害者の状況に応じ、精神保健福祉センター、保健所における精神保健に関する支援やグループホームの活用についても検討することが必要である。

被害者の回復には、配偶者からの暴力という体験を有する被害者同士が、体験や感情を共有し、情報を交換し合う自助のためのグループに参加することが有効とされることから、支援センター等においては、地域の実情に応じて、こうした自助のためのグループ等の情報についても被害者に提供することが望ましい。また、支援センターや男女共同参画センター等において、これらのグループの形成や継続に対する支援を行うことが望ましい。

(2) 子に対する援助

ア 児童相談所等における援助

子の目の前で配偶者に対する暴力が行われること等、直接子に対して向けられた行為ではなくても、子に著しい心理的外傷を与えるものであれば児童虐待に当たるものであり、児童相談所においては、医学的又は心理学的な援助を必要とする子に対しては、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、個々の子の状況に応じてカウンセリング等を実施することが必要である。被害者が避難先から地域に戻り生活を始めた場合又は他の地域から転居し生活を始めた場合等、子が安心して安定した生活ができるよう、継続的な支援を行うことが必要である。

なお、子に対する医学的又は心理学的な援助は児童相談所が中心となって対応するものであるが、虐待を受けた子やその家庭に対する援助については、市町村もその役割を担っている。このため、市町村は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）

を活用し、援助が必要な子やその家庭に関する情報に関係機関で共有し、必要に応じて、母子保健サービスや子育て支援サービス等により援助を行うことが必要である。

女性相談支援センターに一時保護されている子であっても、子の目の前で配偶者に対する暴力が行われていたこと等により心理的外傷を受けていたり、あるいは子自身が暴力を受けている例も見られることから、児童相談所は、女性相談支援センターや医療機関等と連携して、個別的な心理療法やカウンセリング等の援助を行うなど、子の状況に応じ適切に対応することが必要である。

イ 学校等における援助

日常生活の中で、被害者の子が適切な配慮を受けられるようにするためには、学校や保育所等における対応が重要である。このため、学校及び教育委員会並びに支援センターは、事案に応じ、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていることや、必要に応じ、教育センターや教育相談所に配置されている臨床心理の専門家による援助も受けられることについて、被害者やその子に適切に情報提供を行うことが必要である。

また、教育委員会、学校、保育所等の関係機関と支援センターが連携して、学校生活等において、被害者の子が適切な配慮を受けられるようにするため、子と日常的に接することが多い教員、養護教諭、スクールカウンセラー等の教育関係者や保育士等の保育関係者に対して、児童虐待に関する留意事項に加え、配偶者からの暴力の特性、子や被害者の立場や配慮すべき事項等について、研修等の場を通じて周知徹底を図ることが必要である。

(3) 医療機関との連携

被害者本人及びその子を支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合には、支援センターは医療機関への紹介又はあっせんを行うことが必要である。このような業務を円滑に進めることができるよう、支援センターは、地域の医師会や医療機関との十分な連携を図るとともに、日頃から、配偶者からの暴力の問題に関する情報の提供や医療機関の状況の把握を行うことが望ましい。

その場合、支援センターは、医療機関に対し、被害者の個人情報の取扱い等被害者の立場を踏まえた配慮について申し入れることが望ましい。

生計困難な被害者については、事案に応じ、無料低額診療事業（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 3 項第 9 号に規定する事業をいう。以下同じ。）の利用について情報提供を行うことが望ましい。なお、都道府県等は、生計困難な被害者について積極的に無料低額診療事業の対象とするよう、各医療機関に対し指導等を行うとともに、受診の手續等が円滑に進むよう、市町村社会福祉協議会等の関係機関に対しても十分な協力をするよう周知徹底を図ることが望ましい。

また、医学的又は心理的な支援を必要とする被害者への支援を図る観点のほか、接近禁止命令等の申立てにおいては、迅速な裁判の観点から、申立ての際に、うつ病、心的外傷後ストレス障害（PTSD）、適応障害、不安障害又は身体化障害についての医師の診断書を添付することが必要となる（別添第 3 の 3（1）参照）ことから、

支援センター等の保護命令の制度の利用に関する援助を行う機関においては、こころの相談の窓口、全国医療機関検索等を活用することや、夜間休日精神科救急医療機関案内窓口・精神科救急情報センター等との連携等を図ることが必要である。

6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

(1) 緊急時における安全の確保

法第 3 条第 3 項第 3 号において、支援センターは、被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族）の緊急時における安全の確保を行うこととされている。

緊急時における安全の確保は、女性相談支援センターの一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等を指すものであり、一時保護が行われるまでの間、女性相談支援センターに同行支援を行うことも含むものである。また、被害者が正に暴力を受け得る状態にある場合のみを対象とするものではなく、加害者が不在である間や保護命令が発令されている間に被害者が駆け込んできた場合等も対象となるものである。被害者の状況から、加害者から危害を加えられるおそれが高い場合には、警察と連携を図って被害者の安全の確保を図ることが必要である。

緊急時における安全の確保は、その趣旨を踏まえ、身近な行政主体である市町村において、支援センターが設置されている場合はもとより、設置されていない場合であっても、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。支援センターが設置されている市町村においても、支援センターにおいて直接行う方法に必ずしも限定することなく、被害者の安全等を考慮して、実施方法を検討することが望ましい。また、市町村の取組の状況によっては、必要に応じ、都道府県において、実施されることが望ましい。

実施に当たっては、担当部局と支援センター、女性相談支援センター一時保護所、警察等関係機関の間で、連絡体制や加害者からの追及への対応等についてあらかじめ協議しておくことが必要である。

(2) 一時保護

法第 3 条第 3 項第 3 号及び同条第 4 項において、被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族）の一時保護は、女性相談支援センターが自ら行い、又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成 13 年厚生労働省告示第 254 号）に規定する基準を満たす者に委託して行うものとされている。

一時保護については、被害者本人の意思に基づき、法第 1 条第 1 項に規定する配偶者からの暴力から保護することが必要と認められる場合、同居する者等からの暴力から保護することが必要と認められる場合、被害者の心身の健康の確保及び関係機関による回復に向けた支援につなぐために保護することが必要と認められる場合、その他、一時保護を行わなければ、支援対象者の生命又は心身の安全が確保されないおそれがあると認められる場合に行うものである。

なお、必要な場合であっても一時保護が行われない場

合があった旨の指摘があることに十分留意し、必要な一時保護（一時保護委託を含む。）を適切に実施する必要がある。

ア 一時保護までの同行支援等

一時保護所への来所までの間に、被害者の状況から同行支援等の支援が必要な場合は、被害者からの相談に応じた支援センター等において対応することが望ましい。夜間等の対応については、緊急時における安全の確保の一環として、市町村又は都道府県において、被害者に対し、一時的な避難場所の提供等を行うことが望ましい。なお、既に、関係機関の協議により対応方針について合意がなされている場合にはそれによることも考えられる。また、地域の状況により、市町村又は都道府県においてこうした対応を行うことが現時点では困難な場合においては、支援センターをはじめとする関係機関において、当面の対応をあらかじめ協議することが必要である。

なお、被害者が一時保護所に来所して一時保護の申請を行うまでの間、加害者から危害を加えられるおそれが高い場合には、支援センター等と警察が連携して警戒措置を講ずるなど、被害者の保護を図ることが必要である。

イ 一時保護の決定と受入れ

（ア）一時保護の申請と決定

一時保護には、被害者本人が直接来所して申請する場合のほか、女性相談支援センター以外の支援センター、福祉事務所、警察、児童相談所等の関係機関からの連絡が契機となって一時保護が行われる場合がある。被害者は金銭や被保険者証等を所持せず一時保護される場合も多く、加害者からの追及のおそれ等もあることから、福祉事務所、警察等関係機関と速やかに連絡を取るなど、緊密な連携を図ることが必要である。

特に、福祉事務所については、被害者の状況から、迅速な生活保護の適用等が必要となる場合も多いことから、福祉事務所を経由して、被害者からの一時保護の申請を受け付けることも考えられる。ただし、その場合であっても、速やかな一時保護の実施が必要な場合には、福祉事務所を経由していない申請についても適切に受入れを行うことが必要である。

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、被害者の安全の確保、負担の軽減等に配慮しつつ、被害者が一時保護委託契約施設に直接来所した場合も含め、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。

なお、女性相談支援センターにおいては、生活の本拠を共にする関係以外の交際相手からの暴力に関するものも含め、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を有している女性について、一時保護を行わなければ、支援対象者の生命又は心身の安全が確保されないおそれがあると認められる場合等には一時保護を行うこととされている。

（イ）一時保護の受入れ

一時保護に当たっては、被害者本人の状況、同伴

する家族の有無等を勘案し、女性相談支援センターが自ら行うほか、女性自立支援施設、母子生活支援施設、民間シェルター等、状況に応じ適切な一時保護委託先で保護することが必要である。

一時保護の受入れに当たっては、入所者の緊張と不安を緩和し、安心して援助を受けることができるという気持ちを持つよう留意することが必要である。また、女性相談支援センターにおいては、入所者の疾病や心身の健康状態等により、医学的又は心理学的な援助を行うなど、適切な職員を配置し、医学的又は心理学的な援助をつかさどる職員、女性相談支援員、心理療法担当職員、看護師等関係する職員が連携して問題の整理・解決を図ることが必要である。

ウ 一時保護の期間

一時保護の期間は、援助の施策のうちどれが最も適当であるかを決定し、女性自立支援施設や母子生活支援施設への入所の措置等を講ずるまでの期間や、短期間の援助等を行うために必要と見込まれる期間である。このため、一定期間を過ぎたことを理由に機械的に一時保護を終了することはあつてはならず、終了後の支援対象者の生活の安定の確保が図られるまで一時保護を継続すべきであり、一時保護所又は委託先の入所者の状況に応じて、その期間を延長する等の柔軟な設定をすることが必要である。

エ 同伴する子への対応

同伴する子については、同時に児童虐待を受けている可能性もあることから、アセスメントを行うとともに、被害の早期発見・早期介入に向けた支援が適切に実施されるよう、あらかじめ、児童相談所と密接に連携を図ることが必要である。また、同伴する子が年長の男児である場合等、女性相談支援センターで保護することが適当でないと判断される場合には、親子で入所可能な施設等に一時保護委託するなどの配慮を行うことが必要である。

さらに、一時保護をした地方公共団体においては、同伴する子が一時保護中でも子の教育を受ける権利が保障されるよう、通学時の安全確保や一時保護所内での学習支援等を含め、教育委員会や学校等と連携するとともに、被害者本人及び同伴する子に対して必要な情報提供を行うことが望ましい。

オ 一時保護を委託する施設

一時保護については、被害者の状況、地域の実情等に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準に規定する基準を満たす女性自立支援施設、母子生活支援施設、民間シェルター等に対して委託が行われている。

一時保護委託施設における食事の提供、保健衛生、防災及び被服等の支給については、一時保護所と実質的に同等の水準のものとなるようにするとともに、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性、安全の確保、秘密の保持等に関する研修を受けた職員により入所者の一時保護を行うことが必要である。

女性相談支援センターが、委託の適否及び委託先施設の決定を行う際には、それぞれの被害者の状況と、委託する施設の特性を考慮し、その被害者にと

って最も適当と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。また、男性の一時保護については、あらかじめ、その保護に適した施設を委託先として検討し、必要な場合に一時保護の委託を行う等の対応を行うことが必要である。さらに、外国人、障害者、高齢者、性的マイノリティなど様々な配慮を必要とする被害者にも対応できるよう、あらかじめ多様な一時保護委託先を確保しておくことが望ましい。なお、高齢者虐待又は障害者虐待にも当たる可能性もあることから、市町村と密接に連携を図ることが必要である。

女性相談支援センターが民間団体に一時保護を委託した場合でも、一時保護した者に対する委託者としての責任は引き続き女性相談支援センターが負っており、一時保護後、女性自立支援施設や母子生活支援施設への入所等、次の段階の支援に移行するために、女性相談支援センターと一時保護を委託された施設は、入所者の処遇等について緊密な連携を図ることが必要である。

カ 一時保護後の対応

女性相談支援センターによる一時保護後は、女性自立支援施設、母子生活支援施設等への入所のほか、民間シェルターをはじめとする民間団体の活用、帰宅や実家等への帰郷、賃貸住宅等での生活等が考えられるが、女性相談支援センターにおいては、被害者への支援が途切れることのないよう配慮することが必要である。

具体的には、退所後も女性相談支援センターの専門的な支援を必要とする被害者については、引き続き、女性相談支援センターにおいて、来所相談等に応じることが考えられる。また、地域での生活を始めた被害者については、その身近にあって相談しやすい、市町村の支援センター等の相談窓口を引き継ぐこと等が考えられる。なお、他の機関に引継ぎを行う場合には、被害者の希望に応じて、単に当該機関等の名称及び連絡先を教示するだけでなく、当該機関等に連絡して担当者名を確認し、当該担当者との面接が確実に行われるようにするなど、実質的に引き継ぐことが必要である。

(3) 女性自立支援施設等

ア 女性自立支援施設

法第5条において、都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができることとされている。

保護された被害者については、必要な場合は女性自立支援施設への入所の措置を講ずることが必要である。なお、被害者の個別の事情に応じて、一時保護を経ずとも直接入所の措置を行うなど柔軟な対応を講ずることも必要である。女性自立支援施設においては、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。

また、女性自立支援施設の退所後においても、安定して自立した生活が営めるよう、被害者の希望に応じて、福祉事務所等の関係機関と連携し、相談、指導等の援助を継続して実施することが望ましい。

なお、女性自立支援施設が設置されていない都道府県においては、その設置について、不断に検討す

ることが必要である。

イ 母子生活支援施設

同伴する子がいる被害者については、一時保護所を退所した後、必要な場合は母子生活支援施設への入所の措置を講ずることが必要である。母子生活支援施設においては、適切な職員を配置し、子の保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

(4) 広域的な対応

被害者の支援については、加害者等の追及から逃れるため、都道府県域を越えて一時保護又は施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

ア 一時保護

一時保護における広域的な連携に関しては、被害者が支援を求めた女性相談支援センターと、被害者が一時保護を希望する都道府県の女性相談支援センターとが連絡、調整を行いつつ、原則として、次に掲げる取扱いが行われることが必要である。

(ア) 被害者が他の都道府県の一時保護所等に移る際には、双方の女性相談支援センターが確認し、送り出し側の職員等が同行支援すること。なお、事前に双方の女性相談支援センターの協議により、同行支援の必要がないと判断した場合は、この限りではないこと。また、これに係る費用については、送り出し側が負担すること。

(イ) 一時保護に係る費用は、受入れ側の都道府県が負担すること。ただし、送り出し側の都道府県が、一時保護委託施設と契約している場合を除くものとする。

イ 施設入所

一時保護後の施設入所における広域的な連携に関しては、現に地方公共団体間の申合せがある場合はその申合せによることとし、ない場合は、次に掲げる取扱いが行われることが望ましい。

(ア) 他の都道府県の女性自立支援施設に被害者が入所するときの入所に係る費用は、送り出し側の都道府県が負担すること。

(イ) 他の都道府県の母子生活支援施設に被害者が入所するときの入所に係る費用は、被害者の住所地が送り出し側の女性相談支援センターの管轄区域内にある場合は、被害者の住所地を管轄する福祉事務所のある市等及び一時保護を行った女性相談支援センターがある都道府県が負担し、被害者の住所地が不明又は送り出し側の女性相談支援センターの管轄区域外にある場合は、一時保護を行った女性相談支援センターの所在地を管轄する福祉事務所のある市等及び一時保護を行った女性相談支援センターがある都道府県が負担すること。

(ウ) (ア) 及び (イ) のいずれの場合も、被害者が入所する施設へ移る際には、送り出し側の女性相談支援センター職員等が同行支援し、その費用については送り出し側が負担すること。

7 被害者の自立の支援

法第3条第3項第4号において、支援センターは、被

害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、また、同項第6号において、被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこととされている。加えて、法第4条において、女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができることとされているとともに、法第8条の3において、福祉事務所は、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされている。

国においては、各項目に記載している事項のほか、被害者が利用できる経済的支援等の被害者の自立の支援に係る各府省の施策について地方公共団体に情報提供する。都道府県及び市町村においては、支援センターや女性相談支援員等、被害者支援を行う機関や職員等への必要な情報が届くよう努めるほか、当該都道府県及び市町村が独自に行う被害者が利用できる経済的支援等の被害者の自立に係る施策について、支援センター所管部局等の被害者支援を担当する部局との情報共有を行うとともに、都道府県においては、当該都道府県の施策について、管内市町村に共有する必要がある。

なお、令和5年改正により、「被害者の保護」に被害者の自立を支援することを含むこととされており、被害者の自立の支援については、基本方針及び都道府県基本計画の必要的記載事項になっている。

(1) 関係機関等との連絡調整等

被害者が自立して生活しようとする際、就業機会の確保、住宅や生活費の確保、被害者の子の就学の問題等、複数の課題を同時に抱えており、その課題解決にかかわる関係機関等は多岐にわたる。それらの機関が、認識を共有しながら連携を図って被害者の自立を支援する必要があることから、関係機関等との連絡調整は極めて重要である。

関係機関等との連絡調整については、関係機関の法定協議会を組織し、日頃から関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。

また、個々の事案について、被害者からの相談内容に基づき、自立支援プログラムの策定や実施など、自立支援のために必要な措置が適切に講じられるよう、支援センターが、関係機関等と積極的に連絡調整を行うことが望ましい。

なお、支援センターを設置していない市町村においても、都道府県が組織する法定協議会への参加や関係機関等との連絡調整を行い、被害者に対し、自立に向けた継続的な支援を行う窓口を設置し、これらの役割を果たすことが望ましい。

ア 手続の一元化・オンライン化、ワンストップ・サービスの構築の推進

複数の窓口に対し、被害者が個別に出向いて繰り返し自身の置かれた状況を説明し、支援を受けるための手続を進めることは、加害者に遭遇する危険性が高まる上、心理的にも、被害者にとって大きな負担となることが指摘されている。このため、行政手続のオンライン化や被害者支援に係るワンストップ・サービスの構築を推進することが望ましい。庁内の関係部局や関係機関においてあらかじめ協議

の上、被害者の相談内容や、希望する支援の内容を記入する共通の様式を設け、その様式に記入することによって、複数の窓口に係る手続を並行して進められるようにすることが望ましい。また、その手続を行う際にも、一定の場所に関係部局の担当者が出向くことによって、被害者が、一か所で手続を進められるようにすることが望ましい。

その際には、個人情報の適正な管理の観点から、様式に記入する内容は、どの手続にも必要な基本的な事項に限られるよう留意することが必要である。

イ 同行支援

被害者は、加害者の元から避難して新しい生活を始めるに際して強い不安や負担感を持ち、自身で様々な手続を行うことが難しい場合も少なくない。このため、支援センターにおいて、事案に応じ、関係機関への同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。その際、民間団体の協力を求めることが考えられる。

同行支援の内容としては、被害者が関係機関において手続を行う際に、支援センターの職員等が同行し、被害者の安全に配慮するとともに、必要に応じ、当該関係機関に対し、被害者の置かれた状況等について補足して説明を行い、関係機関の理解を得ることによって手続が円滑に進むよう支援を行い、また、被害者に対し、手続の方法等を分かりやすく教示すること等が考えられる。

(2) 被害者等に係る情報の保護

被害者の自立の支援においても、被害者及びその関係者の安全確保を図るため、被害者の相談情報、住所や居所はもとより、被害者の支援を行う施設や団体の所在地等、被害者等に係る情報の管理に細心の注意が求められる。支援センターにおいては、被害者の支援にかかわる関係機関等に対し、被害者等に係る情報管理の徹底を呼び掛けることが必要である。

支援センターは、被害者に対し、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、以下の措置等が執られていることや関連する制度改正（令和6年4月に施行される被害者等の保護のための登記事項証明書の住所情報の公開の見直し等を内容とする不動産登記法の改正（令和3年法律第24号）等）について、事案に応じ、情報提供等を行うことが必要である。また、被害者が外国人住民である場合についても対象となることに留意して適切に実施することが必要である。

ア 措置の目的

配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為（例えば、生活の本拠を共にする関係以外の交際相手からの暴力など）の被害者を保護するため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等及び除票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交付等について、不当な目的により利用されることを防止する。

イ 申出の受付

市区町村長は、配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者から、ウに掲げる支援措置の実施を求める旨の申出を受け付ける。

申出を受け付けた市区町村長は、警察、支援セン

ター、児童相談所等の意見を聴き、又は裁判所の発令する保護命令の決定書の写し若しくはストーカー規制法に基づく警告等実施書面等の提出を求め、その他適切な方法によって支援措置の必要性を確認し、市区町村長において判断を行う。この支援措置の必要性の確認に当たっては、被害者の負担の軽減に留意する。

ウ 支援措置

加害者が判明している場合、加害者からの請求又は申出については、「不当な目的」（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 12 条第 6 項（同法第 15 条の 4 第 5 項、第 20 条第 5 項及び第 21 条の 3 第 5 項において準用する場合を含む。））があるもの、同法第 12 条の 3 第 1 項、第 15 条の 4 第 3 項、第 20 条第 3 項若しくは第 21 条の 3 第 3 項に掲げる者に該当しないもの又は同法第 11 条の 2 第 1 項に掲げる活動に該当しないものとし、交付しないこと又は閲覧させないこととする。

また、加害者の代理人として特定事務受任者から住民票の写し等の交付の申出があった場合又は受任している事件又は事務の依頼者が加害者である特定事務受任者から住民票の写し等の交付の申出があった場合は、当該申出を拒否することとする。

なお、弁護士等からの申出があった場合は、当該申出が相当と認められるかを判断する必要があることから、当該申出の対象が支援措置の対象となっている被害者である場合には、当該弁護士等の依頼者が加害者であるか否か確認することとする。

その他の第三者からの申出については、加害者が第三者になりすまして行う申出に対し交付すること又は閲覧させることを防ぐため、個人番号カード等の写真が貼付された身分証明書の提示を求めるなど、本人確認をより厳格に行う。

また、加害者からの依頼を受けた第三者（特定事務受任者を含む。）からの申出に対し交付する又は閲覧させることを防ぐため、利用の目的等についてもより厳格な審査を行う。

エ 関係部局における情報の管理

加害者や加害者からの依頼を受けた第三者に対し、被害者等に係る情報を提供する事例が見受けられるが、住民基本台帳の閲覧等の制限が設けられている趣旨を踏まえれば、閲覧等の制限の対象となっている被害者の情報の取扱いについては特に厳重な管理が求められる。このため、選挙管理委員会や国民健康保険、国民年金、介護保険、税務、児童手当等住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。住民基本台帳担当部局においては、これらの関係部局との連携に努めることが必要である。

国においては、住民基本台帳の閲覧等の制限が適切に実施されるよう、上記の事項について、周知に努める。

(3) 生活の支援

ア 福祉事務所

法第 8 条の 3 において、福祉事務所は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）、児童福祉法、母

子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされている。

福祉事務所においては、事案に応じ、児童及び妊産婦の福祉に関する事項の相談や必要な調査を実施し、母子生活支援施設の利用を促すとともに、生活保護が必要な者に対しては、後述の点に特に留意して適切な保護及び支援を実施することが必要である。

イ 母子・父子自立支援員

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子・父子自立支援員は、母子家庭の母及び父子家庭の父又はこれに準ずる状態にある者の自立支援を図るため、職業能力の向上及び求職活動等就業についての相談や生活一般についての相談に応じるとともに、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金や母子父子寡婦福祉資金貸付金、児童扶養手当などに関する相談及び支援を行うことが必要である。

ウ 生活保護

生活保護制度は、資産や能力等全てを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度である。

支援センターにおいては、被害者に対し、事案に応じ、生活保護制度の適用について、福祉事務所に相談するよう、情報提供等を行うことが必要である。また、福祉事務所においては、被害者が相談・申請を行う場所や、被害者から生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

なお、女性相談支援センターが行う一時保護により施設に入所する者については、居住地がない者とみなし、原則として当該施設所在地を所管する保護の実施機関が保護の実施責任を負い、現所在地保護を行うことが必要である。ただし、入所者の立場に立って広域的な連携を円滑に進める観点から、当該施設が所在する都道府県内又は近隣都道府県間において地方公共団体相互の取決めを定めた場合には、それによることとされている。

国においては、被害者に対する生活保護の適用について、保護の要件を満たす場合には適切に保護を適用するよう、周知に努める。

エ 子とともに生活する被害者への支援

支援センターにおいては、被害者に対し、事案に応じ母子生活支援施設における保護及び支援の実施、児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付け、児童手当の支給等について、情報提供等を行うことが必要である。なお、遺棄されてから経過した期間及び遺棄の態様等から判断し、遺棄された時点から 1 年以上遺棄の状態が継続すると見込まれる場合については、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 1 項第 3 号に規定する「配偶者から遺棄されている女子」又は同条第 2 項第 3 号に規定する「配偶者から遺棄されている男子」に当たるものとして差し支えないとされており、母子父子寡

婦福祉資金貸付金の貸付けのほか、同法上の他の措置及び支援についても対象になる。

国においては、児童扶養手当について、児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）に規定する婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）を解消した場合及び児童扶養手当法施行令（昭和 36 年政令第 405 号）に規定する父又は母に 1 年以上遺棄されて（父又は母が監護義務をまったく放棄しており、父又は母の監護意思及び監護事実が客観的に認められない場合など、父又は母による現実の扶養を期待することができない場合をいう。）いる場合に加え、同令に規定する父又は母が保護命令を受けた児童についても、一定の要件を満たす場合には支給が可能であることを含め、こうした措置が適切に行われるよう、市町村等に対し周知に努める。また、児童手当については、加害者から受給事由消滅届が提出されていなくても、一定の要件を満たす場合には被害者の請求に基づき支給が可能であることを含め、こうした措置が適切に行われるよう、市町村等に対し周知に努める。

また、児童扶養手当の遺棄の認定に当たり個別に必要となる書類は、原則として本人の申立書（福祉事務所長等が証明したもの）及び遺棄調書であり、被害者に必要以上に書類の提出を求めることがないように留意する必要がある。

（4）就業の支援等

ア 就業の支援

被害者の自立を支援する上で、被害者の抱える心的外傷後ストレス障害（PTSD）等の障害、安全確保の問題など、被害者一人一人の状況に応じ、被害者に対する就業支援を促進することが極めて重要である。支援センターにおいては、被害者の状況に応じて公共職業安定所、職業訓練施設、男女共同参画センター等における就業支援等についての情報提供と助言を行い、事案に応じ、これらの関係機関と連絡調整を行うなど、被害者の就業に向け、支援に努めることが必要である。また、被害者が生活に困窮する場合には、生活困窮者自立支援制度と連携して支援を行うことも考えられる。

公共職業安定所及び職業訓練施設においては、被害者の心身の安全に配慮するとともに、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、被害者が当該公共職業安定所の管轄区域外での就職を希望する場合には、就職希望地を管轄する公共職業安定所と連携して就業支援を実施することが必要である。

子のいる被害者については、本人が希望する場合、公共職業安定所等は、事業主に対し、被害者が特定求職者雇用開発助成金及びトライアル雇用助成金の対象となり得ることを必要に応じて周知し、制度を活用するよう働き掛けることが望ましい。被害者の職業能力、求職条件等から職業訓練の受講の必要性が高いと認められる者に対しては、公的職業訓練の受講のあっせんを努めることが必要である。

また、子のいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金等の

制度の対象となり得ることから、支援センターにおいては、こうした制度の活用についても積極的に促すことが必要である。

都道府県等においては、女性自立支援施設や母子生活支援施設等の退所者に対する就職時の身元保証等、被害者の自立に向けた支援に努めることが必要である。

国においては、こうした支援が適切に行われるよう、関係機関に対して周知に努める。

イ 雇用保険

配偶者から暴力を受け、配偶者との同居を避けるため住所又は居所を移転したことにより離職した場合には、特定理由離職者として、雇用保険の失業等給付（基本手当）の給付制限を受けないこととなる等の取扱いがなされることから、支援センターにおいては、当該取扱いに係る情報提供や対象となる被害者について申立てを促すことが必要である。

（5）住宅の確保

被害者の自立を支援するためには、被害者の居住の安定を図ることは極めて重要である。このため、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）に定める住宅確保要配慮者には、配偶者からの暴力の被害者が含まれるものであることも踏まえ、都道府県及び市町村はこのような被害者が自立して生活することができるように、受け皿となる住宅の確保に努めることが必要である。

国においては、被害者に対する住宅の供給の促進を図るため、関係機関に対して周知に努める。

ア 公営住宅への入居

公営住宅への入居については、国において、地域の住宅事情や公営住宅ストックの状況等を総合的に勘案して、事業主体の判断により、優先入居の取扱いを行うことができることが明らかにされているとともに、収入認定や保証人の要否について、被害者の実情を勘案して弾力的に運用するよう事業主体に配慮を求めている。また、入居者資格のない者も含めて被害者が公営住宅を目的外使用することができるようにするとともに、円滑な入居を可能とするため、当該目的外使用の手続を簡素化している。

今後とも、公営住宅の事業主体において、福祉部局、支援センター等の関係者とも連携の上、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居の制度が一層活用されることが必要である。また、被害者が若年単身である場合に対応した目的外使用の実施等についても、特段の配慮を行うことが必要である。

また、支援センター等においては、被害者の希望に応じ、地方公共団体における公営住宅の空き室等の問合せ窓口の情報提供を行うほか、事案に応じて、問合せ窓口を活用し、被害者に公営住宅について情報提供等を行うことが必要である。

イ 民間賃貸住宅への入居

国においては、住宅確保要配慮者に関する居住支援に係る各般の施策を進めるほか、民間賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人が確保されない場合、民間の家賃債務保証会社等に関する情報の提供について、支援センターとの連携を図るよう、民間賃貸住宅にかかわる団体に対する要請に努める。

また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者の住宅の確保に向けて、身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

支援センター等においては、被害者の希望に応じ、セーフティネット登録住宅（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第8条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅をいう。）の情報提供システムについて情報提供を行うほか、事案に応じて、同情報提供システムを活用し、被害者に住宅について情報提供等を行うことが必要である。

(6) 医療保険

支援センターは、被害者から医療保険に関する相談があった場合、次に掲げる事項について、事案に応じた情報提供等を行うことが必要である。また、国においては、次に掲げる事項について、市町村等関係機関に対して周知に努める。

ア 健康保険においては、被扶養者は被保険者と生計維持関係にあることが必要であり、生計維持関係がなければ被扶養者から外れること。

イ 国民健康保険組合の行う国民健康保険においては、組合員の世帯に属していなければ、その対象から外れること。

ウ 被害者は、支援センター等が発行する証明書等（子等の家族を同伴している場合には、その同伴者に係る証明書等を含む。）をもって保険者へ申し出ることにより、被扶養者又は組合員の世帯に属する者から外れることができること。

エ 被扶養者又は組合員の世帯に属する者から外れた場合には、国民年金の第3号被保険者については、第1号被保険者となる手続が必要になること。

オ 市町村の行う国民健康保険においては、事実上の住所及び他の公的医療保険に加入していないことの確認により、配偶者とは別の世帯として、国民健康保険に加入することが可能であり、市町村において相談すること。

カ 後期高齢者医療広域連合の行う後期高齢者医療においては、事実上の住所の確認により、配偶者とは別の世帯として、後期高齢者医療の被保険者となることが可能であり、市町村の後期高齢者医療担当窓口において相談すること。

キ 国民健康保険及び後期高齢者医療においては、被害者が保険料や一部負担金の支払いが困難である場合には、個々の実情に応じて当該保険料や当該一部負担金の減免又はこれらの徴収猶予を受けられる可能性があるため、市町村又は国民健康保険組合に相談すること。

ク 第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること。健康保険においては、被害者が被扶養者から外れるまでの間の受診については、加害者である被保険者は第三者と解して、被害者は保険診療による受診が可能であること。事業主又は保険者は、被害者が緊急的に受診せざるを得ない場合において、被保険者証を現に所持しない場合については、証明書等の提示を受けることで所要の資格証明書を交付することができること。

ケ 医療費通知の送付により、被害者が受診した医療機関について、加害者に伝わるおそれがある場合には、被害者が加入している医療保険の保険者に対し、医療費通知の送付先の変更等を依頼すること。

(7) 年金

支援センターは、被害者から国民年金等に関する相談があった場合、次に掲げる事項について、事案に応じた情報提供等を行うことが必要である。また、国においては、次に掲げる事項について、市町村等関係機関に対して周知に努める。

ア 被害者が国民年金の第3号被保険者であって、当該被害者がその配偶者の収入により生計を維持しなくなったものは、第3号被保険者から第1号被保険者となる手続が必要となること。

イ アの手続は、現在住んでいる市町村において行うこと。その際、基礎年金番号通知書や年金手帳等の基礎年金番号が分かる書類が必要となること。

ウ 第1号被保険者になった場合は、自らが保険料を負担する義務が生じること。

エ 第1号被保険者は、生活保護法による扶助を受けている場合や、経済的に保険料の納付が困難な場合等においては、保険料の免除制度等があることから、市町村において相談すること。

また、配偶者からの暴力が原因で避難している被害者が保険料の免除を申請する場合は、加害者の所得は審査の対象としない特例があるので、年金事務所において相談すること。

オ 国民年金、厚生年金保険及び船員保険に関し、被害者が年金事務所において手続を行うことにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われることとなるので、必要に応じ、年金事務所において相談すること。

カ 配偶者からの暴力が原因で被害者が避難している間に加害者が死亡し、被害者が遺族年金の裁定請求を行う場合については、裁定請求の際、年金事務所において、その旨を相談すること。

(8) 子の就学・保育等

被害者の保護と自立の支援を図る上で、同居する子の就学・保育等は、極めて重要である。支援センターは、教育委員会や学校、福祉部局と連携し、被害者に対し、事案に応じ、同居する子の就学や保育について情報提供等を行うことが必要である。

なお、教育委員会、学校、保育所等は、被害者の子の転出先や居住地等の情報を適切に管理することが必要である。また、国においては、次に掲げる事項について、市町村等関係機関に対して周知に努める。

ア 就学

被害者の子の就学については、様々な事情によって住民基本台帳への記録がなされていない場合であっても、その子が住所を有することに基づいて就学を認める扱いがなされている。また、転出先の学校においては、被害者等の安全を確保するために情報提供の制限が必要な場合においては、転出元の学校へは転出の事実のみを知らせるなどの対応も考えられる。これらのことを踏まえ、支援センターにおいては、被害者等の安全の確保を図りつつ、子の教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、

学校と連絡を取るとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。

イ 保育・子育て支援

(ア) 保育所への入所

保育所への入所については、児童福祉法上、保護者が就労・疾病等の理由により就学前の児童を保育することができない場合に、その保護者から申込みがあった場合には、市町村は、保育所においてそれらの児童を保育しなければならないこととなっている。その際、一つの保育所への入所の希望が集中した場合には、市町村において公正な方法で、選考を行うことが可能である。

国においては、市町村に対し、保育所へ入所するこどもを選考する場合においては、母子家庭等のこどもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、保護者が求職中であっても保育所への申込みが可能であること、戸籍及び住民票に記載がない子であっても、居住している市町村において保育所への入所の申込みが可能であること、被害者が加害者の元から避難したことにより世帯の負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難と認められる場合には、その個々の家計の収入の実態を踏まえた適切な保育料が徴収されるようにすることについても、市町村に対し周知徹底に努める。

(イ) その他の子育て支援

支援センターは、ファミリー・サポート・センターや子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）等、保育所以外の子育て支援についても、市町村における実施状況を踏まえ、事案に応じ、情報提供を行うことが必要である。

また、一時預かり事業についても、子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用等）での利用が可能であり、被害者が生活再建に必要な手続を行う際など、関係部局で連携を図り、適切に情報提供を行うことが重要である。

ウ 子への接近禁止命令や電話等禁止命令への対応

被害者の子への接近禁止命令や電話等禁止命令の発令も可能であることから、支援センターは、制度の趣旨及び概要について、教育委員会及び学校、保育所等に周知を図ることが必要である。また、支援センター及び警察は、被害者及びその子への接近禁止命令や電話等禁止命令が発令された場合には、その旨を教育委員会及び学校、保育所等に法定協議会の枠組み等を活用し直ちに情報を共有することが必要である。

エ 予防接種等

支援センターは、子とともに遠隔地で生活する被害者について、住民票の記載がなされていない場合であっても、居住していることが明らかであれば、滞在先の市町村において予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づく定期の予防接種や母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）に基づく健診が受けられることについて、事案に応じた情報提供等を行うことが必要である。

国においては、こうした支援が適切に行われるよう、市町村等関係機関に対する周知に努める。

(9) 被害者の自立の支援における留意点

被害者支援に関する各制度について、保護命令が発令されていない場合であっても、配偶者からの暴力を理由に被害者が避難していることが確認できる場合については、個々の制度に基づき被害者の状況に応じた適切な対応が必要である。

(10) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

支援センターは、各々の実情を踏まえ、事案に応じ、離婚調停手続、子との面会交流、多重債務問題等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。

日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）では、「DV等被害者法律相談援助」として、配偶者からの暴力等の被害者を対象に、被害の防止に必要な法律相談を実施（一定の資産基準を満たす場合は無料）しているほか、「民事法律扶助」として、配偶者からの暴力の被害者を含む資力の乏しい方に対し、無料法律相談や弁護士費用等の立替えを行っている。

支援センターにおいては、事案に応じ、こうした法テラスの制度に関する情報提供を行うことが必要である。また、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）における住所等に関する閲覧等制限決定の仕組みについて情報提供を行うことが望ましい。このほか、被害者が弁護士による法律相談等のサービスを利用しやすいようにするため、支援センターにおいて、弁護士会及び法テラス地方事務所との連携を図ることが重要である。

また、住民基本台帳への記録がなされていない場合であっても、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく要介護認定等を受けて、施設介護サービス費の支給等の介護給付等を受けることが可能であることや、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく施設入所支援等についても同様に、支給決定を受けることが可能であることについて、事案に応じた情報提供等を行うことが必要である。

なお、住民票を移していない場合等の一般旅券の発給に関しては、各都道府県の一般旅券申請窓口に相談するよう、事案に応じた情報提供等を行うことが必要である。

8 保護命令の制度の利用等

(1) 保護命令の制度の利用

法第 3 条第 3 項第 5 号において、支援センターは、保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこととされている。

ア 被害者への説明

支援センターは、被害者に対し、保護命令の制度について説明し、被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行い、被害者が円滑に保護命令の申立てができるようにすることが必要である。その際には、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されることとなること、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができないなどの場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能なときは、審尋等の期日を経ずに発令するようにその事情を申し出ることができることなどについても、被害者に対し説明することが必要である。また、保護命令の申立てから決定までの間について

は、事案に応じ、被害者の一時保護を検討するとともに、被害者に対し、自身の安全の確保に十分留意するよう説明することが必要である。なお、その間に、現に被害者に対する危害が急迫していると認められるときは、警察にその旨を通報するとともに、被害者に対し、一時保護を受けることを勧奨するなどの措置を講ずることが必要である。

また、保護命令の申立て後に申立てが却下された場合や、命令の発令後に被害者がその取消しを申し立てた場合等であっても、支援センターでは、被害者の希望に応じ、引き続き相談、助言等の援助を行うことについて、あらかじめ説明することが必要である。

イ 関係機関への連絡

関係機関への連絡については、必要に応じ、支援センターが地方裁判所に対し、支援センターの連絡先、裁判所内で加害者が被害者を待ち伏せするおそれがあることから警備が必要であること、支援センターの関係者が申立人の裁判所への出頭につき添うこと等を連絡することが考えられる。

また、保護命令が発令された後の被害者の安全確保を速やかに行うため、支援センターに相談した被害者が保護命令の申立てを行う際には、事前に警察に情報提供を行うことが望ましい。

なお、保護命令の具体的な手続は、別添のとおりである。

ウ 保護命令手続のデジタル化への対応等

国においては、保護命令手続のデジタル化に関する情報を適時適切に地方公共団体に共有する。

支援センター等においては、手続デジタル化法により、今後、インターネットを利用して保護命令の申立て等を行うことができるようになることを踏まえ、同法の施行も見据えつつ、インターネットの利用が困難な被害者への対応など同法の施行後の支援の在り方について検討を進めていくことが望ましい。

(2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

ア 警察

法第 15 条第 3 項において、保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとされている。

警察において同項による通知を受けた場合は、速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、配偶者からの暴力による被害を防止するための留意事項及び緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。被害者の親族等への接近禁止命令が発令されている場合は、これらの者に対しても加害者からの暴力による被害を防止するための留意事項及び緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。

また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

警察が同項に基づく通知を受けた場合で、その通知に係る保護命令について支援センターへも通知

が行われたときには、被害者の安全確保について、支援センターと警察が連携して被害発生の防止に努めることが必要である。具体的には、警察が把握した加害者の言動等について、支援センターと情報の共有を行い、被害者の保護に努めることが考えられる。

なお、保護命令違反のほか、加害者が、被害者に対し、暴行、傷害、脅迫、住居侵入、器物損壊、ストーカー行為等刑法に触れる行為を行った場合には、被害者の意思を踏まえ、各種法令を適用した措置を厳正に講ずることが必要である。

イ 配偶者暴力相談支援センター

法第 15 条第 4 項において、保護命令を発した場合であって、支援センターの職員に相談等を求めた事実があり、かつ、申立書にその旨の記載があるときには、裁判所書記官は、速やかに保護命令が発せられた旨及びその内容を当該支援センターの長に通知するものとされている。

支援センターにおいて同項による通知を受けた場合は、速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、被害者の住所又は居所を管轄する警察に対して、特に被害者が一時保護所、女性自立支援施設等を退所する場合、遠隔地へ避難する場合、転居の連絡を受けた場合等に、被害者の安全確保に必要な情報を提供するとともに、警察から、保護命令を受けた加害者の状況等に関する情報の提供を受け、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。事案に応じ、支援センターの職員と警察職員が同席して、保護命令発令後の被害者の安全確保の方法等について検討することも考えられる。

また、必要に応じ、法定協議会の枠組みの活用等により、支援にかかわる関係機関及び民間団体に対して、保護命令が発せられたこと及びその内容を伝え、被害者の安全確保に一層配慮することや、危険性が高いと考えられる場合には、遠隔地への避難を検討するなど、保護命令の発令を踏まえた今後の支援の方針について、共通の認識を持てるよう関係機関等と連絡調整を行うことが望ましい。

9 職務関係者による配慮・研修及び啓発

(1) 職務関係者による配慮

法第 23 条第 1 項において、配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（以下「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならないとされている。

ア 配偶者からの暴力の特性に関する理解

職務関係者においては、配偶者からの暴力は外部からその発見が困難な家庭内で行われるため潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあり、被害が深刻化しやすいという特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を

行うことが必要である。

特に被害者と直接接する場合は、被害者が配偶者からの暴力により心身とも傷ついていることに十分留意することが必要である。こうしたことに対する理解が不十分なため、被害者に対し、不適切な対応をすることで、二次的被害が生じるものないよう配慮することが必要である。

イ 被害者等に係る情報の保護

職務関係者が職務を行う際は、被害者及びその関係者の安全の確保を第一に考えつつ、具体的には、加害者の元から避難している被害者の居所が加害者に知られてしまう、あるいは被害者を支援している者の氏名等が加害者に知られてしまうといったものないよう、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。

また、加害者の元から被害者と共に避難している子が通う学校や保育所においては、被害者から申出があった場合には、関係機関と連携を図りつつ、加害者に対して被害者の居所が知られることがないように、十分配慮することが必要である。

ウ 障害者の人権の尊重

法第 23 条第 1 項において、障害者である被害者への人権の尊重が必ずしも十分徹底されていないとの指摘があることを踏まえ、法においては、職務関係者は、被害者の障害の有無等を問わずその人権を尊重しなければならないこととされている。

全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有している。

配偶者からの暴力に係る被害者の保護に職務上関係のある者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）における不当な差別的取扱いの禁止（同法第 7 条第 1 項。行政機関等が事務・事業を行うに当たり、障害を理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることによる、障害者の権利利益の侵害の禁止。）、合理的配慮の提供（同条第 2 項。行政機関等が事務・事業を行うに当たり、個々の場面で障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があったときに行われる必要かつ合理的な取組であり、実施に伴う負担が過重でないものの提供。）など、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

エ 外国人の人権の尊重

外国人は、我が国・地域社会の構成員の一員であり、我が国が目指すべき共生社会においては、外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会を実現することが重要である。法においては、その制定時に、外国人である被害者等の人権の尊重が必ずしも十分徹底されていないとの指摘があることを踏まえ、職務関係者は、被害者の国籍を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならないことが確認された。法が対象としている被害者には、在留資格の有無を問わず、日本在住の外国人も当然含まれている。

支援センターの職員、警察官はもとより、出入国在留管理行政に関わる職員を含め、職務関係者は、このことに十分留意した上で、外国人の被害者の保護においては、在留資格の有無やその種類により被害者の置かれた状況が様々であることや、言葉の問題、文化・習慣の違いなどを十分意識して対応することが必要である。とりわけ、外国人の支援等の行政に従事する職員は、全ての手続において、その職務上、外国人の被害者に接する可能性があることを常に意識し、配偶者からの暴力に関する知識、認知手法・対処手法等の習得に努めることが重要である。また、被害者を認知した場合は、その対応において被害者の心身の状況に配慮するとともに、秘密保持に配慮し、被害者と丁寧に意思疎通を行い、支援センター等と連携して対応することが必要である。

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）においては、「正当な理由」がある場合を除き、所定の期間内に住居地の届出をしないことや、配偶者の身分を有する者としての活動を 6 月以上行っていないことが在留資格取消事由とされているが、外国人である被害者が配偶者からの暴力を理由として避難したり、又は保護を必要としている場合は、「正当な理由」がある典型的な事例として、在留資格の取消しを行わないこととされている。

また、関係機関は、加害者の家族であることを理由に在留資格が認められている被害者が、加害者である配偶者からの暴力から逃れることなどを理由に在留資格の変更を希望する場合には、地方出入国在留管理局への連絡等により必要な支援につなげることが適切である。

なお、被害者が不法滞在外国人である場合には、関係機関は地方出入国在留管理局と十分な連携を図りつつ、加害者である配偶者からの暴力を受けるなどして、在留諸申請に係る配偶者の協力を得ることができないために、被害者が不法滞在の状況にある事案も発生していることを踏まえ、事案に応じ、被害者に対し適切な対応を採ることが必要である。また、国においては、被害者から在留期間の更新や在留資格の変更等の申請があった場合には、被害者の立場に十分配慮しながら、個々の事情を勘案して、人道に適切に対応するよう努める。

(2) 職務関係者に対する研修及び啓発

法第 23 条第 2 項において、国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする事とされている。

職務関係者に対してこうした研修及び啓発を実施することは、被害者が安心して支援を受けることのできる環境の整備につながるとともに、関係機関が配偶者からの暴力の問題について共通の認識を持つことにより、関係機関の連携協力の強化にも資するものである。職務関係者に対する研修及び啓発の実施に当たっては、以上に述べたような、配偶者からの暴力の特性や多様性、被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。

研修の場においては、秘密の保持や個人情報の管理の徹底、加害者に対する適切な対応方法等、実践的な知識や留意点、関連する法制度について幅広く情報を提供す

ることが必要である。また、ロールプレイ等を用いて、実際の業務に直結する研修を行うことも考えられる。

特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が重要である。支援センターにおいては、関係機関の職員に対する研修等に講師を派遣するなど、二次的被害を防止する観点から、職務関係者に対する研修の実施について、関係機関に積極的な働き掛けを行うことが望ましい。研修の実施については、オンラインの活用、異動期を考慮しつつ広く参加を呼び掛けること、民間団体との共同で行うなどの工夫も考えられる。

また、相談員等被害者の支援に直接携わる職員については、その職務の特性から、職務遂行の過程でいわゆる「バーンアウト（燃え尽き）」状態等心身の健康が損なわれることがあり、こうしたことのないよう、当該職員の所属する機関において配慮することが必要である。具体的には、職場での研修や専門的立場からの助言、指導の実施等が考えられる。加えて、給与等の待遇について、従事する職務の内容や責任の程度、在勤する地域等に十分留意しつつ、地域の実情等を踏まえ適切に定めるべきものである。

国及び地方公共団体においては、上記の事項に十分配慮して、職務関係者に対する研修の実施、相談の手引等の作成や配布、二次的被害の防止に必要な情報の提供等に積極的に努める。

10 苦情の適切かつ迅速な処理

法第9条の2において、支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとされている。

苦情の処理に当たっては、一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより、円滑・円満な解決の促進や信頼性、適正性の確保を図ることが必要である。

関係機関においては、申出のあった苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。関係機関において、苦情処理制度が設けられている場合には、その制度やその利用によって不利益を被らないことを分かりやすく周知するとともに、その制度に則して処理を行うことが必要である。

11 教育啓発

法第24条において、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとされている。

配偶者からの暴力の防止の観点からは、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有していくことが必要である。啓発は国民各界各層を対象に行うことが必要であり、被害者が受けた暴力の実態や、配偶者に対して暴力を振るうことは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることへの認識が、性別を問わず国民に共有されるように取り組んでいくことが必要である。また、啓発に当たっては、

配偶者からの暴力には、身体に対する暴力のみならずいわゆる精神的暴力及び性的暴力等の身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動も含まれること、男性、外国人、障害者、高齢者、性的マイノリティなど多様な被害者がいること、また、子が同居する家庭における配偶者に対する暴力が行われること等、直接子に対して向けられた行為ではなくても、子に著しい心理的外傷を与えるものであれば児童虐待に当たるものであることなどに留意することが必要である。

(1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的である。

啓発の方法については、ポスター・パンフレットの作成・配布のほかにも、シンポジウムの開催や、地域における各種団体の研修会や講座等（オンラインによるものを含む。）の機会を活用するなど様々な方法が考えられる。また、市町村では、その広報紙への掲載や自治会等の協力を得たパンフレットの回覧等、住民に身近な場所で、地域に密着した形の啓発を進めるとともに、都道府県ではシンポジウムの開催やテレビやSNS等の活用等により広域的な方法での啓発にも取り組むことが考えられる。さらに、配偶者に対する暴力には、具体的にどのような行為があるのか、また、配偶者に対して暴力を振るうことは、重大な人権侵害であり、暴行罪、傷害罪、脅迫罪、不同意性交等罪等の犯罪にも該当し得ることについて、自らの身近な問題として考えてもらうきっかけとなるよう、啓発の内容を工夫することが必要である。

こうした啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する的確な理解と防止に関する協力が得られるよう努めることが必要である。

被害者の支援のための仕組み等についても啓発を行うことが必要であるが、その場合、一時保護や一時保護後の自立支援を行う施設（民間団体によるシェルターやステップハウスを含む。）の所在地等については、加害者等に知られないよう工夫するなど、被害者の安全や当該施設の運営への危害のおそれを十分考慮し、被害者の立場に立った啓発を行うことが必要である。また、外国人や障害者等である被害者に対しても、適切な情報が提供されるよう留意することが必要である。

国においては、上記の事項に十分配慮して、毎年11月12日から2週間にわたって実施している「女性に対する暴力をなくす運動」を中心として、ポスター・パンフレットの作成・配布、テレビやSNS等を通じた積極的な広報啓発に努めるとともに、こうした広報啓発に対する認知度の把握に努める。また、「女性の人権を守ろう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、啓発資料の配布等、積極的な啓発に努める。

(2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。特に、配偶者からの暴力の防止には、若年層に対し、配偶者や交際相手からの暴力の問題について考える機会を積極的に提供することが有用であることから、SNS等を活用した若年層にも届きやすい広報媒体を活用しつつ、関係機関との連携や民間団体の協力などにより、若年層を対象とした啓発活動を行うことが望ましい。

また、人権教育においては、「自分の大切さとともに

他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動にまで現れるようにすること等が求められており、学校において、暴力を伴わない人間関係を構築する観点から、人権教育の中で、この問題を取り上げることも考えられる。なお、高等学校や大学等への専門的な知識や経験を有する有識者等の派遣により教育啓発を実施している地方公共団体等の事例もあることから、この事例のような方法による教育啓発の実施も考えられる。

こどもたちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育」では、親密な間柄の相手から振られる身体的暴力、精神的暴力、性的暴力及び経済的暴力についても取り扱っており、引き続き、全国の学校での取組を推進していく。

国においては、引き続き、地方公共団体等における好事例の収集及び情報提供に努めるとともに、若年層を対象とした啓発活動の重要性について、若年層と日常的に接することが多い教育関係者等に対する理解を促進するための周知等に努める。

12 調査研究の推進等

法第 25 条において、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとするものとされている。

なお、調査研究に当たり、被害者と接する必要がある場合には、被害者の心身の状況、その置かれている環境等に十分配慮することが必要である。

(1) 調査研究の推進

ア 加害者プログラムの実施の推進等

加害者を対象とし、加害者プログラムに参加する動機付けのある加害者に働き掛けることで、加害者に自らの暴力の責任を自覚させるとともに暴力の再発を防ぐための取組は、配偶者からの暴力の防止に向けて考えられる重要な施策の一つであり、被害者支援につながるものである。

国は、内閣府において、令和 2 年度から令和 4 年度の調査研究事業において加害者プログラムを試行的に実施し、令和 5 年 5 月、地方公共団体が実施する際の留意事項について「配偶者暴力加害者プログラム 実施のための留意事項」として整理し、地方公共団体に配布した。この「実施のための留意事項」等を活用した加害者プログラムの実施を推進するとともに、その実施状況等を踏まえ、更なる知見の蓄積を図りつつ、加害者プログラムの全国的な実施に向けた取組を進める。

都道府県等においては、被害者支援の観点から、当該「実施のための留意事項」も活用し、民間団体等と連携するなどして、加害者プログラムの実施に取り組むことが望ましい。その際、関係機関との連携協力のため、法定協議会を活用することも考えられる。

また、受刑者等や保護観察に付された者に対しては、暴力事犯者に対するプログラムについて検討又は実施を進めているところであり、加害者の問題性に応じて、配偶者からの暴力の特性等に配慮した処

遇の実施に努める。

イ 被害者の心身の健康の回復

被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、調査研究の推進に努めることが必要である。

国においては、従来から各種の調査研究を推進しているところであり、配偶者からの暴力の被害の実態把握や、被害者及び同伴する子の自立支援に寄与するため、引き続き調査研究の推進に努める。

(2) 人材の育成等

被害者の支援を担う人材が、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分理解していることは、きめ細かでニーズに合致した自立支援を行っていく基盤となることから、関係機関においては、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。特に、指定管理者が支援センターの施設を管理する場合、その指定の際には、相談の手引等の配布、二次的被害の防止に必要な情報の提供等により、被害者の支援に支障がないようにすることが必要である。その際、当該情報の管理を徹底させることが必要である。

13 民間の団体に対する援助等

法第 26 条において、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとするものとされている。

配偶者からの暴力の防止及び自立支援を含む被害者の適切な保護は、国及び地方公共団体において主体的に取り組んでいるところである。

しかしながら、民間シェルターをはじめとする民間団体の中には、法制定以前からこの問題に取り組むなど、被害者の支援のための豊富なノウハウを有し、一人一人の多様なニーズに柔軟に対応した支援に取り組んでいる団体も多くあり、被害者支援において重要な役割を果たしている。また、この問題に関連する民間団体は、人権擁護委員連合会や弁護士会、司法書士会、調停協会連合会、医師会、歯科医師会、看護協会、医療社会事業協会、民生委員児童委員協議会、母子生活支援施設協議会等多くの団体があり、こうした団体の理解と協力は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る上で重要である。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが対等な立場で緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。

連携の例としては、一時保護の委託及びそれ以外の緊急時における安全の確保、相談業務、心理的ケア等の専門的支援、同行支援、居場所づくり等の自立支援、研修等における専門的知見の活用、広報啓発業務、加害者プログラムの実施、関係機関の協議会への参加の招請等様々なものが考えられる。支援センターについても、当該支援センターの業務の委託について、別途法令の定めがある場合を除き、その業務の全部又は一部を委託することが考えられる。なお、どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態と意見を踏まえ、民間団体等の有する豊富なノウハウやネットワークを、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に十分に

生かすという観点に立って、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

国においては、民間シェルター等における被害者支援の充実に向けた取組を推進するとともに、被害者支援に関する情報やノウハウ等の共有のための民間シェルターのネットワーク強化に向けた取組の促進に努める。

また、それぞれの地域における配偶者からの暴力の状況、公的な施設の状況、当該民間団体等への援助の必要性、適格性等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村の判断において、連携内容に応じ、情報提供、資料の提供を行うことが重要であるほか、財政的援助等の必要な援助を行っていくことが望ましい。

国においては、上記の事項に十分配慮して、研修会等の講師として民間団体の代表を招へいするとともに、民間団体等に対し、ホームページ等を通じ、各種の調査報告書や関連する施策に係る通達等も含め、きめ細かな情報の提供に努める。特に、官民連携による配偶者からの暴力被害者等に対する支援充実のため、国や地方公共団体が発出する配偶者からの暴力被害者支援に関する通知等については、ホームページへの掲載その他の方法により、民間シェルターをはじめとする民間団体に対する速やかな提供が望まれる。また、地方公共団体と民間団体との連携の下での被害者支援の充実のため、民間団体への財政的援助等の援助を推進するために必要な措置を講ずるとともに、好事例の収集・周知に努める。さらに、民間団体のスタッフ養成にも資する研修機会の提供等の取組への援助や、民間の団体に対する専門的な知識や経験を有するアドバイザーの派遣についても充実を図り、連携を取りつつ積極的な施策の展開に努める。

第3 国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

1 国の行政機関

中央府省において、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に係る施策を推進する体制を設け、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する現状について情報を共有し、施策の連携・推進、地方公共団体への適切な情報共有を図る。

また、国の行政機関において世帯に関わる施策を企画立案し、又は事業を行う際には、配偶者からの暴力の被害者に係る取扱いについても併せて検討する。地方公共団体からの制度にかかる照会について、適切に対応する。

被害者の保護に関する地方支分部局においては、地方公共団体と連携して被害者の適切な保護を図るとともに、地域の実情に応じ、地方公共団体から依頼があった場合には、法定協議会に参加する。

2 地方公共団体

法第9条において、支援センター、都道府県警察、福祉事務所及び児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとしてされている。

(1) 連携協力の方法

被害者の支援のためには、法に掲げられた機関をはじめ、人権擁護委員や、関連する施策を所管する関係機関

が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

このためには、支援センターを中心とした関係機関の法定協議会の組織、被害者の支援のモデルケースを想定し、マニュアル等の形で関係機関等の相互の協力の在り方をあらかじめ決めておくこと等が有効であると考えられる。

また、第2に記載されている配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための制度又は施策を所管する部局においては、被害者の保護の観点からも適切に制度又は施策を運用するとともに、支援センター等からの照会に適切に対応するなど、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に遺漏なきを期す必要がある。

(2) 法定協議会等

令和5年改正により、都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関等により構成される協議会を組織するよう努めなければならないこととされている。また、法第5条の2第2項において、市町村についても単独で又は共同して、協議会を組織することができることとされている。

地方公共団体において配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するに当たり関係機関等との連携及び協力を図る場として、法定協議会を積極的に活用することが想定されている。

なお、「共同して」とは、他の地方公共団体と共同して組織することを念頭において規定されており、広域的な事案への対応等が期待されるが、その際、共同して組織する地方公共団体の役割分担を明確にすることなどにより、協議会が円滑に運営されるよう留意する必要がある。

法第5条の2第3項において、法定協議会においては、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うこととされている。「被害者に関する情報」としては、被害者が置かれている状況を把握し、支援の内容を検討するために必要な情報が広く含まれる。「その他被害者の保護を図るために必要な情報」としては、加害者、被害者及び加害者の親族、被害者の支援者等の情報など被害者の保護を図るために必要な情報がある。また、「被害者に対する支援の内容に関する協議」としては、被害者の保護を図るための支援の内容に関する協議が広く含まれ、被害者に対する支援の一環として、配偶者からの暴力の防止についての協議（例えば、加害者プログラムの活用など）を行うことも含まれる。

また、法第5条の2第5項において、情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。「関係機関等」は、法定協議会を構成する関係機関等のみならず、広く配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に係る機関や団体、個人を含む。当該規定に基づく協力要求は、協議会としての組織決定を経る必要がある。協力を求められた関係機関等には、応諾義務がある。

協議会の事務に従事する者又は従事していた者については、法第5条の3において、協議会の事務について守

秘義務が課されており、違反した場合には罰則がある(法第 30 条)。被害者が支援を受けることをためらうことがないよう、また、加害者が了知した場合に被害が生じないよう、個人情報、個別の事案への対応やマニュアル等の類似の事案への対応に支障を及ぼすおそれがある情報など、暴力の防止及び被害者の保護の観点から秘密の保持に留意しなければならない。

ア 法定協議会等の構成

法定協議会を組織した際は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換や被害者に対する支援の内容に関する協議に関し、関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議や緊急時対応などにおいては会議の形式によらない関係機関等の構成員による情報交換・協議等、重層的な構成にすることが考えられる。

令和 5 年改正においては、改正前から基本方針を踏まえて協議会が開催されていることを踏まえ、法定協議会について規定したものであり、既に関係機関の法定外の協議会等を設置している地方公共団体においては、そうした場を法定協議会に改組し、具体的な事案についても現場における対応に重点を置いて、実践的、継続的な協議を行うことが想定されている。また、法定協議会がまだ組織されていない都道府県においては、法の規定を踏まえて法定協議会の組織について検討することが必要である。また、市町村においては、都道府県が組織する法定協議会への参加又は単独で若しくは共同して法定協議会の組織を検討することが必要である。

イ 協議会等への参加機関

協議会等へ参加する関係機関については、支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所、教育委員会等都道府県又は市町村の関係機関はもとより、公共職業安定所、公共職業能力開発施設、検察庁、法務局・地方法務局、地方出入国在留管理局、法テラスの地方事務所、年金事務所等の行政機関等について、地域の実情に応じ、参加を求めるところを検討することが望ましい。裁判所についても、オブザーバー等の形で、協議会に係る会議等の場への出席を求めるところも考えられる。特に、保護命令の制度の運用において調整を要する事項に関しては、これらの関係機関等が参加する協議会に係る会議等の場で検討することが望ましい。

また、被害者の保護、自立支援を図る上で、民間の団体の理解と協力は極めて重要である。このため、民間の支援団体(民間シェルター・ステップハウス、加害者プログラム実施団体、困難女性支援、生活困窮者支援、住宅支援、こども支援など)をはじめ、社会福祉協議会、人権擁護委員連合会や、弁護士会、司法書士会、調停協会連合会、医師会、歯科医師会、看護協会、民生委員児童委員協議会、母子生活支援施設協議会等、保護命令の制度の運用や被害者の自立支援に関連する様々な民間団体の参加についても、協議会等の性格や、その地域において被害者の支援に関して課題となっている事項等に応じて幅広く検討することが望ましい。

ウ 法定協議会が組織されたときの公表

法定協議会が組織されたときは、公表することとされている(法第 5 条の 2 第 4 項)。

公表については、「協議会の名称及び構成員の名称又は氏名について行うものとする。ただし、構成員のうち民間の団体又は個人の名称又は氏名の公表については、必要があると認めるときは、その全部又は一部についてその団体又は個人の数の公表をもって代えることができる。」「地方公共団体の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行う」とされている(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律施行規則(令和 5 年内閣府令第 59 号)第 2 条第 1 項)。

エ 法定協議会の定める事項

法定協議会の組織及び運営に関し、法第 5 条の 2 及び第 5 条の 3 に規定されている事項以外について、地域の実情に応じて各都道府県等の法定協議会が定めることとしている。

例えば、法定協議会に係る会議や緊急時対応等の重層的な体制(ア参照)、法定協議会に係る会議の構成員の考え方や任期、会長やその選任方法、事務局などの組織に関する基本的な事項、法定協議会に係る会議の定足数、議決方法や会議を非公開とする場合のほか、緊急時対応などにおいては会議の形式によらず関係機関等の構成員により情報交換・協議を行うことなどの運営に関する事項が考えられる(法定協議会で扱う個人情報については、オ参照)。

オ 法定協議会で取り扱う個人情報と個人情報保護法との関係 法定協議会においては、被害者の個人情報(被害に伴う病歴などの要配慮個人情報を含む。)のほか、加害者、被害者及び加害者の親族、被害者の支援者等の個人情報を取り扱うことが想定される。

この点、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。)において、民間事業者は、法令に基づく場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱い、要配慮個人情報を取得し、個人データを第三者に提供することができる(個人情報保護法第 18 条第 3 項第 1 号、第 20 条第 2 項第 1 号、第 27 条第 1 項 1 号)。また、行政機関等は、法令に基づく場合は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる(個人情報保護法第 69 条第 1 項)。

そして、法定協議会は、法第 5 条の 2 第 3 項においては、被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとされ、同条第 5 項においては、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができるとされており、法定協議会の構成員は、法定協議会の任務の範囲内で、個人情報を利用し相互に提供することが可能である。ただし、個人情報保護法の趣旨に鑑み、個人情報の取扱いは必要不可欠な場合に限定する必要があることから、個人情報を取り扱うのは個別ケース検討会議で被害者の保護のための具体的な対応を検討する場合や緊急時対応が必要となる場合のみとし、代表者会議や実務者会議については、事例集など特定の個人を識別することができない形にした上で共

有すること等が考えられる。

さらに、構成員は、個人情報保護法第 23 条及び第 66 条等に基づき、必要かつ適切な安全管理措置等を講ずることが必要である（「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機構等編）」（令和 4 年個人情報保護委員会告示第 1 号）等参照）。

また、個別の法定協議会が被害者等に関する個人情報を取り扱っている、又は取り扱っていないという事実自体が、加害者が被害者の居所を知る端緒になるおそれがあることや、法において守秘義務を設けていること等も踏まえ、厳重に注意して対応する必要がある。

（3）関連する地域ネットワークの活用

要対協、犯罪被害者等に係る被害者支援地域ネットワーク、高齢者及び障害者の虐待防止のためのネットワーク、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第 15 条第 1 項に規定する支援調整会議等、配偶者からの暴力の問題と関連の深い分野において、関係機関のネットワーク化が図られているところであり、こうした要対協等既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

なお、配偶者からの暴力と児童虐待が密接に関連するものであることを踏まえ、要対協及び法定協議会の活用などにより、児童相談所と支援センター及び福祉事務所の連携を一層強化し、個々の事案について、それぞれの立場で考え得る対応を積極的に共有して適切に対処することが求められる。支援センター又は福祉事務所を設置する地方公共団体においては、これら機関の要対協及び法定協議会への積極的な参画を働き掛けることが必要である。また、これら機関が設置されていない地方公共団体においても、都道府県等が設置する支援センターや福祉事務所、配偶者暴力相談支援担当部署等が参画することが考えられる。

また、配偶者からの暴力と児童虐待が同時に起きている事案に対応するため、法定協議会に要対協の構成員も含めて組織し、要対協及び法定協議会に係る個別ケース会議の合同開催等を行うことや緊急時において会議の形式によらずに関係機関等の構成員により情報交換・協議を行うことが考えられる。

（4）広域的な連携

被害者に対する加害者からの追及が激しい場合、保護命令発令後に退所又は転居する場合等は、市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられ、こうしたことを想定して、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

（5）連携協力の実効性の向上

配偶者からの暴力と児童虐待が密接に関連するものであることを踏まえ、それぞれの対応機関が緊密に連携し、考え得る対応を積極的に共有して適切に対処することが重要である。

これらの連携協力については、ガイドラインの作成や連携の好事例の共有、研修の拡充等により、配偶者からの暴力及び児童虐待の特性並びに連携の在り方等に係る

理解促進を図り、その実効性を向上させることが必要である。

第 4 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国においては、配偶者からの暴力をめぐる状況や、国及び地方公共団体における施策の実施状況を把握するとともに、被害者の保護に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取して、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 基本計画の策定・見直しに係る指針

（1）基本計画の策定

ア 現状の把握

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。

イ 関係機関等の連携

基本計画の策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、その他の関係機関とも連携して取り組むことが望ましい。

なお、市町村基本計画は都道府県基本計画を勘案して策定することが必要であるが、都道府県において都道府県基本計画の見直しに係る検討を進めている場合には、市町村基本計画の策定は、その見直しの完了を待って初めて可能となるものではなく、都道府県と市町村の間で協議を行う等相互に十分な連携を図りつつ、都道府県基本計画の見直しに係る検討と並行して、市町村基本計画の策定に係る検討を行うことが望ましい。

ウ 関係者からの意見聴取

基本計画の策定に当たっては、被害者の支援に取り組む民間団体など広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

（2）基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。見直しに当たっては、上記（1）に掲げる基本計画の策定に準じた対応を採ることが必要である。

見直しは、基本計画に定めた施策の実施状況を把握し、評価した上で行うことが必要である。また、それ以外の場合においても、施策の実施状況を適宜把握して評価することが望ましい。

なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

別添 保護命令の手続

第 1 概要

保護命令の制度とは、裁判所が、配偶者に対し、①被害者への接近等の禁止、②被害者への電話等の禁止、③被害者の同居の子への接近等の禁止及び電話等の禁止、④被害者の親族等への接近等の禁止（以下①から④まで

を「接近禁止命令等」という。)又は⑤被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去等を内容とする「保護命令」を発令し、配偶者がこれに違反した場合には刑事制裁を加えるとされている制度である(法第4章及び第6章)。また、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手(以下「特定関係者」という。)から暴力を受けた被害者についても保護命令の制度の対象とされている(法第5章の2)。

第2 保護命令の種類

1 被害者への接近禁止命令(法第10条第1項、第28条の2) 配偶者又は特定関係者に対し、命令の効力が生じた日から起算して1年間、被害者の住居(5の退去等命令の対象となる被害者と配偶者又は特定関係者が生活の本拠を共にする住居を除く。)その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものである。

なお、被害者への接近禁止命令の期間は、命令の申立ての理由となった状況が鎮まるまでの期間として、法制定時は6か月間とされていたが、令和5年改正により、1年間に延長された。また、これに伴い、被害者への電話等禁止命令、被害者の同居する未成年の子への接近禁止命令及び子への電話等禁止命令並びに親族等への接近禁止命令の期間も延長された。

2 被害者への電話等禁止命令(法第10条第2項、第28条の2)

(1) 被害者への電話等禁止命令の内容

配偶者又は特定関係者に対し、命令の効力が生じた日以後、前に又は同時に発令された被害者への接近禁止命令の有効期間が経過する日までの間、被害者に対して次に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものである。

- ① 面会を要求すること。
- ② その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- ③ 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- ④ 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下同じ。)の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

なお、「連続して」とは、短時間や短期間に何度もという意味であり、具体的には、連絡手段やそれにより送信した回数・間隔など個々の事案により判断されることとなる。また、「通信文等」において、「通信文その他の情報」としているのは、文章を送信する場合以外にも文章になっていないもの(記号等)を送信する場合を含む趣旨であり、「電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。」としているのは、白紙を送信する場合を含む趣旨である(以下同じ。)

- ⑤ 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前

6時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

⑥ 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

⑦ その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

⑧ その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

⑨ その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)第2条第1項第1号に規定する位置情報をいう。以下同じ。)を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下同じ。)(⑩の行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。)により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

⑩ その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為を行うこと。

被害者への接近禁止命令が発令されている状況であるにもかかわらず、被害者に対し、一定の電話等が行われる場合には、「戻らないといつまでも嫌がらせをされるのではないか」、「もっと怖い目に遭わされるのではないか」などといった恐怖心等から、被害者が配偶者の元へ戻らざるを得なくなったり、要求に応じて接触せざるを得なくなったりして、被害者が配偶者から身体に対する暴力を加えられる危険性が高まり、被害者への接近禁止命令の効果が減殺されてしまうことがあり得ることから、平成19年改正により、被害者への電話等禁止命令が設けられたものである。また、令和5年改正により、上記④、⑤、⑧、⑨、⑩の行為について、拡充が行われている。

(2) 「電子メールの送信等」の内容((1)④、⑤関係)

(1)④及び⑤の「電子メールの送信等」とは、次のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

① 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)第2条第1号に規定する電子メールをいう。)その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

ここでいう「電子メール」とは、特定の者に対し通信文その他の情報をその使用する通信端末機器(入出力装置を含む。)の映像面に表示されるようにすることによ

り伝達するための電気通信（有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は映像を送り、伝え、又は受けることをいう（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号）。）であって、

ア その全部又は一部においてシンプル・メール・トランスファー・プロトコル（SMTP）が用いられる通信方式を用いるもの

イ 携帯して使用する通信端末機器に、電話番号を送信のために用いて通信文その他の情報を伝達する通信方式を用いるものをいう（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第二条第一号の通信方式を定める省令（平成 21 年総務省令第 85 号））。

このうち、アには、パソコン・携帯電話端末による Eメールのほか、ウェブメールサービスを利用するものが含まれ、イには、SMS（ショート・メッセージ・サービス。携帯電話同士で短い文字メッセージを電話番号を用いて送信できるサービス。）が含まれるものと解される。

また、「その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信」としては、具体的には、いわゆる SNS（ソーシャル・ネットワークキング・サービス）のメッセージ機能等を利用した電気通信が該当する。

② ①のほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

このうち、「内閣府令で定めるもの」として、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律施行規則第 3 条において、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものとされている。

具体的には、被害者が開設しているブログ、ホームページ等への書き込みや、被害者の SNS のマイページにコメントを書き込む行為等のほか、被害者の SNS 等の投稿に「いいね」等の評価機能を用いて評価を付けることや被害者の SNS 等のアカウントに対してフォロー申請を送ること等が該当する。

（3）位置情報の無承諾取得（（1）⑨、⑩）に係る政令の内容

① 政令で定める装置及び政令で定める方法（（1）⑨関係）

「位置情報・・・を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるもの」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律施行令（令和 5 年政令第 237 号。以下「施行令」という。）第 1 条において、地理空間情報活用推進基本法第 2 条第 4 項に規定する衛星測位の技術を用いて得られる当該装置の位置に係る位置情報を電磁的記録として記録し、又はこれを送信する機能を有する装置をいうとされている。

具体的には、GPS を用いて位置情報を記録・送信する機能を有するスマートフォン等、位置情報を記録する機能を有する装置、位置情報を送信する機能を有する装置が該当する。

また、「政令で定める方法」は、施行令第 2 条において、

ア 位置情報記録・送信装置の映像面上において、電磁的記録として記録された位置情報を視覚によ

り認識することができる状態にして閲覧する方法

イ 位置情報記録・送信装置により記録された電磁的記録に係る記録媒体を取得する方法（当該電磁的記録を他の記録媒体に複写する方法を含む。）

ウ 位置情報記録・送信装置により送信された電磁的記録を受信する方法（当該方法により取得された位置情報を他人の求めに応じて提供する役務を提供する者から当該役務を利用して当該位置情報の提供を受ける方法を含む。）とされている。

具体的には、アとしては、ディスプレイで地図上に位置情報を表示し、閲覧すること、イとしては、位置情報の電磁的記録が蔵置されたハードディスク、メモリーカード、USB メモリ等の記録媒体を取得することや当該位置情報の電磁的記録を他の記録媒体にコピーすること、ウとしては、GPS から送信された位置情報に関する電磁的記録を受信することや位置情報サービスを利用して位置情報を取得すること等が該当する。

② 政令で定める行為（（1）⑩関係）

「その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為」は、施行令第 3 条において、

ア その所持する物に位置情報記録・送信装置を差し入れること

イ 位置情報記録・送信装置を差し入れた物を交付すること

ウ その移動の用に供されることとされ、又は現に供されている道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車、同項第 10 号に規定する原動機付自転車、同項第 11 号の 2 に規定する自転車、同項第 11 号の 3 に規定する移動用小型車、同項第 11 号の 4 に規定する身体障害者用の車又は道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）第 1 条第 1 号に規定する歩行補助車（それぞれその所持する物に該当するものを除く。）に位置情報記録・送信装置を取り付け、又は差し入れることとされている。

このうち、アとしては、被害者のバッグ等の持ち物の中に位置情報記録・送信装置を入れることが、イとしては、位置情報記録・送信装置を中に入れたぬいぐるみやキーホルダー等を郵便や手渡し等により交付すること、ウとしては、将来的に被害者が移動のために利用されると認められ又は利用されている自動車等（アに該当するものを除く。）に位置情報記録・送信装置を取り付ける行為や自動車等の中に入れる行為等が該当する。

3 被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令及び子への電話等禁止命令（法第 10 条第 3 項、第 28 条の 2）

（1）子への接近禁止命令

配偶者又は特定関係者に対し、命令の効力が生じた日以後、前に又は同時に発令された被害者への接近禁止命令の有効期間が経過する日までの間、被害者とその成年に達しない子が同居する住居（配偶者又は特定関係者と共に生活の本拠としている住居を除く。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する

場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものである。

具体的には、配偶者が被害者の幼年の子をその通園先等において連れ去り、配偶者の元に連れ戻してしまうと、その子の身上を監護するために被害者が自ら配偶者に会いに行かざるを得なくなるなど、被害者が配偶者との面会を余儀なくされると認めるべき場合があり、そのような場合には、被害者への接近禁止命令が発せられていても、被害者と配偶者が物理的に接近することにより被害者が配偶者から身体に対する暴力を加えられる危険性が高まり、その効果が減殺されてしまうことがあり得ることから、平成 16 年改正により、被害者への接近禁止命令の効果が減殺されることを防止するため、被害者の同居の子への接近禁止命令が設けられたものである。

(2) 子への電話等禁止命令

配偶者又は特定関係者に対し、命令の効力が生じた日以後、前に又は同時に発令された被害者への接近禁止命令の有効期間が経過する日までの間、被害者と同居する成年に達しない子に対して次に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものである。

- ① その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- ② 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- ③ 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。
- ④ 緊急やむを得ない場合を除き、午後 10 時から午前 6 時までの間に、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信すること。
- ⑤ 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- ⑥ その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- ⑦ その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- ⑧ その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（⑨の行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。
- ⑨ その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

被害者について接近禁止命令等が出される状況にもかかわらず、被害者と同居する子に対して①～⑨の行為が行われた場合には、被害者が要求に応じて面会せざるを得なくなることや、子が恐怖を抱くこと等により子が配偶者の下に戻った場合に被害者自ら配偶者に会いに行かざるを得なくなることがあり得ることから、子への接近禁止命令とあわせて被害者への接近禁止命令の実効性を

確保するため、令和 5 年改正により、設けられたものである。

4 被害者の親族等への接近禁止命令（法第 10 条第 4 項、第 28 条の 2）

配偶者又は特定関係者に対し、命令の効力が生じた日以後、前に又は同時に発令された被害者への接近禁止命令の有効期間が経過する日までの間、被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者又は特定関係者と同居している者を除く。以下「親族等」という。）の住居（配偶者又は特定関係者と共に生活の本拠としている住居を除く。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものである。

配偶者が被害者の親族等の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行う場合等には、被害者がその行為を制止するために配偶者との面会を余儀なくされる状態に陥る可能性が高いと考えられる場合があり、そのような場合には、被害者への接近禁止命令が発せられていても、被害者と配偶者が物理的に接近することにより被害者が配偶者から身体に対する暴力を加えられる危険性が高まり、その効果が減殺されてしまうことがあり得ることから、平成 19 年改正により、被害者への接近禁止命令の効果が減殺されることを防止するため、被害者の親族等への接近禁止命令が設けられたものである。その後、平成 25 年改正により、特定関係者にも拡大されている。

5 退去等命令（法第 10 条の 2、第 28 条の 2）

配偶者又は特定関係者に対し、命令が効力を生じた日から起算して 2 週間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 2 条第 22 号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、6 週間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものである。

平成 16 年改正により退去の期間が 2 週間から 2 週間に延長されるとともに、当該住居の付近をはいかいすることの禁止が加えられた。また、令和 5 年改正により、生活の本拠としている住居の所有者又は賃借人が被害者のみである場合についての特則が設けられた。

第 3 保護命令の申立ての手續

1 申立人

(1) 保護命令の申立てをすることができる被害者

- ① 接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者
接近禁止命令等（法第 10 条第 1 項から第 4 項まで）の申立てをすることができる被害者は、配偶者又は特定関係者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫を受けた者である（法第 10 条第 1 項、第 28 条の 2）。
- ② 退去等命令の申立てをすることができる被害者

退去等命令（法第 10 条の 2）の申立てをすることができる被害者は、配偶者又は特定関係者からの身体に対

する暴力又は生命若しくは身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫を受けた者である（法第 10 条の 2、第 28 条の 2）。

（2）「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む（法第 1 条第 3 項）。

また、配偶者からの身体に対する暴力を受けた場合にあっては、離婚直後の時期が一連の身体に対する暴力の危険性が最も高まる時期であると指摘されていること、配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に離婚をした場合にあっては、婚姻中の身体に対する暴力と離婚後において配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力は、一体的なものとして評価することが可能であること等の理由から、平成 16 年改正及び平成 19 年改正により、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であっても、要件を満たすときは、当該配偶者であった者に対して保護命令を発令することができることとされた（法第 10 条第 1 項、第 10 条の 2）。

特定関係者からの身体に対する暴力又は心身に有害な言動を受けた者については、配偶者からの暴力と同様に、婚姻と同様の共同生活を営んでいることによる「囚われの身」の状況が存在し、かつ、外部からの発見・介入が困難であり、かつ、継続的になりやすいと考えられるものであること、被害者の保護のために加害者に対する退去等命令が必要とされる事案も想定されること、生活の本拠を共にする関係にある場合の主たる判断要素である「生活の本拠を共にする」ことは、外形的事情を踏まえて裁判所が判断可能なものであり、この要件を設けることで保護命令の適用範囲の明確性が担保されることなどが考慮され、平成 25 年改正により、拡大されたものである。なお、特定関係者から身体に対する暴力又は心身に有害な言動を受けた後に生活の本拠を共にする関係を解消した場合についても、法の対象となっている（法第 28 条の 2）。

なお、申立人が相手方と同性の場合について、保護命令を求める申立てが認容されたものがある（この点、令和 5 年改正法に対して、「保護命令について同性カップルも対象となった例がある旨を周知徹底すること」との附帯決議がなされている。）。

（3）平成 16 年改正により、「配偶者からの暴力」については、身体に対する暴力に限らず、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を含むものとされたが（法第 1 条第 1 項）、保護命令の手続の対象とは異なる。

被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下「生命等に対する脅迫」という。）を受けた被害者については、身体に対する暴力を受けていなくても、その後配偶者からの身体に対する暴力を受ける一定程度の可能性が認められ、その保護の必要性が被害者等から強く求められていること等を受け、平成 19 年改正により、一定の要件を充たす場合には、生命・身体に危害が加えられることを防止するため、生命等に対する脅迫を受けた被害者についても、保護命令を申し立てられるものとされた。

（4）配偶者からの暴力は、加害者が自己への従属を強いるために用いることが指摘されている。このような配偶者からの暴力の特殊性に鑑み、害悪を告知することに

より畏怖させる行為について広く対象にする必要があることから、令和 5 年改正により、接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者の範囲について、生命又は身体に加え、自由、名誉、財産に対する脅迫を受けた被害者についても接近禁止命令等の申立ての対象とされた。

このうち、「自由」としては、身体・行動の自由、謝罪に関する意思の自由、職業選択の自由、性的自由などが対象となり得る。

また、告知される害悪の内容は、一般に人を畏怖させるに足りる程度のものであることが必要である。人を畏怖させるに足りる程度のものであるかどうかは、害悪の告知に至る経緯、加害者と被害者との関係、被害者の心理状況などの個別的事情をも考慮に入れることになると考えられる。

告知の方法は、言葉、態度・動作、暗示的方法や他人を介して間接的に通告する方法も含まれ得る。

2 管轄裁判所

保護命令の申立てに係る事件（以下「保護命令事件」という。）は、次の地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

（1）接近禁止命令及び退去等命令の申立てに係る事件

① 相手方である「配偶者又は特定関係者」の住所の所在地（法第 11 条第 1 項、第 28 条の 2）。

② 日本国内に相手方の住所がないとき又は住所が知れないときは、その居所の所在地（法第 11 条第 1 項、第 28 条の 2）。

③ 申立人の住所又は居所の所在地（法第 11 条第 2 項第 1 号、同条第 3 項第 1 号、第 28 条の 2）。

（2）接近禁止命令の申立てに係る事件

（1）のほか、配偶者又は特定関係者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫が行われた地（法第 11 条第 2 項第 2 号、第 28 条の 2）。

（3）被害者への電話等禁止命令、子への接近禁止命令、子への電話等禁止命令又は親族等への接近禁止命令の申立てに係る事件

接近禁止命令を発令する裁判所又は発令した裁判所（法第 10 条第 2 項から第 4 項まで、第 28 条の 2）。

（4）退去等命令の申立てに係る事件

（1）のほか、配偶者又は特定関係者からの身体に対する暴力又は生命若しくは身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫が行われた地（法第 11 条第 3 項第 2 号、第 28 条の 2）。

3 保護命令発令の要件

保護命令が発令される要件は、次のとおりである。

（1）接近禁止命令等に共通の要件

申立人である被害者（配偶者又は特定関係者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。）が、配偶者又は特定関係者（配偶者又は特定関係者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合若しくは関係を解消した場合にあっては、当該配偶者であった者又は当該特定関係者であった者）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大

きいこと（法第 10 条第 1 項）。

このうち、「心身に重大な危害」とは、少なくとも通院加療を要する程度の危害をいう。また、精神への重大な危害としては、うつ病、心的外傷後ストレス障害（PTSD）、適応障害、不安障害、身体化障害（以下「うつ病等」という。）が考えられる。配偶者等から身体に対する暴力等を受けたことにより、これらのうつ病等の通院加療を要する症状が出ており、配偶者等から更なる身体に対する暴力等を受けるおそれがある場合には、基本的に、社会的にも精神医学の見地からも、「重大な危害を受けるおそれが大きい」と評価し得るものと考えられる。このような場合には、配偶者等の側が「重大な危害を受けるおそれが大きい」とはいえないことについて、反証する必要があることになる。

また、迅速な裁判（法第 13 条）の観点から、上述の「うつ病等の通院加療を要する症状が出て」いるという事実を立証するため、申立て（下記 4 参照）の際に、うつ病等についての医師の診断書を添付することが必要である。なお、診断書の添付とは別に、身体に対する暴力等を受けたこと、配偶者からの暴力とうつ病等の因果関係、更なる身体に対する暴力等を受けるおそれが大きいこと等の接近禁止命令の要件について、主張・立証が必要となる。

（2）被害者への電話等禁止命令の発令のため特に必要とされる要件

裁判所が（1）の要件があることを認めて、被害者への接近禁止命令を発令したこと又は同時に発令すること（法第 10 条第 2 項本文、第 28 条の 2）。

（3）被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令、子への電話等禁止命令の発令のため特に必要とされる要件

ア 裁判所が（1）の要件があることを認めて、被害者への接近禁止命令を発令したこと又は同時に発令すること（法第 10 条第 3 項本文、第 28 条の 2）。

イ 被害者とその成年に達しない子（以下第 3、第 6 及び第 7 において単に「子」という。）と同居していること（法第 10 条第 3 項本文、第 28 条の 2）。

ウ 被害者とその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要であると認められること（法第 10 条第 3 項本文、第 28 条の 2）。

なお、この必要性の認定は、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の客観的事実の存在により認められる必要がある。

エ 子が 15 歳以上であるときは、その同意があること（法第 10 条第 3 項ただし書、第 28 条の 2）。

一定の判断能力を備えていると認められる 15 歳以上の子については、その意思を十分に尊重するために、その子の同意がある場合に限り、被害者の子への接近禁止命令、子への電話等禁止命令を発令することとされたものである。

（4）被害者の親族等への接近禁止命令の発令のため特に必要とされる要件

ア 裁判所が（1）の要件があることを認めて、被害者への接近禁止命令を発令したこと又は同時に発令すること（法第 10 条第 4 項本文、第 28 条の

2）。

イ 被害者とその親族等被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者又は特定関係者と同居している者を除く。）に関して配偶者又は特定関係者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要であると認められること（法第 10 条第 4 項本文、第 28 条の 2）。

なお、「親族」とは、被害者の民法第 725 条に規定する親族（6 親等内の血族、3 親等内の姻族等）であり、被害者の成年の子も含まれる。「被害者と社会生活において密接な関係を有する者」とは、被害者の身上、安全等を配慮する立場にある者をいい、職場の上司、支援センターや民間シェルターの職員のうち、被害者に対し現に継続的な保護・支援を行っている者等がこれに該当し得るものと考えられる。

また、上述の必要性の認定は、配偶者又は特定関係者が親族等の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の客観的事実の存在により認められる必要がある。

ウ 親族等が被害者の 15 歳未満の子でないときは、申立てに当たり、その同意（当該親族等が 15 歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）があること（法第 10 条第 5 項、第 28 条の 2）。

この命令の申立てに当たっては、当該親族等の意思又はその法定代理人の意思を十分に尊重するために、その親族等又はその法定代理人の同意を要するものとされたものである。被害者の子については、被害者の同居の子への接近禁止命令との均衡上、15 歳以上の子についてはその子の同意が必要であるが、15 歳未満の場合はその法定代理人の同意を要しないこととされている。

（5）退去等命令の要件

申立人である被害者（配偶者又は特定関係者からの身体に対する暴力又は生命若しくは身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下「身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫」という。）を受けた者に限る。）が、配偶者又は特定関係者（配偶者又は特定関係者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合若しくは関係を解消した場合にあっては、当該配偶者であった者又は当該特定関係者であった者）からの更なる身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいこと（法第 10 条第 1 項）。

このうち、「身体に重大な危害」とは、少なくとも通院加療を要する程度の危害をいう。

4 申立ての方法等

保護命令の申立ては、書面（申立書）でしなければならないとされている。手続デジタル化法の施行後は、一律に電子情報処理組織による申立てができることとなる（手続デジタル化法施行後の第 21 条、民事訴訟法第 132 条の 10）。

保護命令の申立てにおける記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者

は、10万円以下の過料に処するものとされている（法第30条）。

（1）接近禁止命令等の申立ての方法

接近禁止命令等の申立てにおける記載すべき事項は、配偶者暴力等に関する保護命令手続規則（平成13年最高裁判所規則第7号）の定める形式的記載事項（同規則第1条）のほか、次のとおりである（法第12条第1項、第28条の2）。

ア 身体に対する暴力等を受けた状況（身体に対する暴力等を受けた後に、元配偶者又は元特定関係者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該元配偶者又は元特定関係者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）。

イ アのほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情。

なお、「アのほか」としているのは、アの記載事項である身体に対する暴力等の内容や態様などの身体に対する暴力等を受けた状況についても、イの判断を基礎づける具体的な事情になるという趣旨である。

ウ 被害者の同居の子への接近禁止命令の申立てをする場合にあっては、被害者が同居している子に関して配偶者又は特定関係者（元配偶者又は元特定関係者を含む。）と面会することを余儀なくされることを防止するため子への接近禁止命令又は子への電話等禁止命令を発令する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情。

エ 被害者の親族等への接近禁止命令の申立てをする場合にあっては、被害者が親族等に関して配偶者又は特定関係者（元配偶者又は元特定関係者を含む。）と面会することを余儀なくされることを防止するため親族等への接近禁止命令を発令する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情。

オ 支援センターの職員又は警察職員に対し、アからエまでの事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無。

カ オにおいて相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があるときは、次の事項。

（ア）当該支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称。

（イ）相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所。

（ウ）相談又は求めた援助若しくは保護の内容。

（エ）相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容。

（2）退去等命令の申立ての方法

退去等命令の申立てにおける記載すべき事項は、配偶者暴力等に関する保護命令手続規則の定める形式的記載事項のほか、次のとおりである（法第12条第2項、第28条の2）。

ア 配偶者又は特定関係者からの身体に対する暴力又は生命若しくは身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下（2）において「身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫」という。）を受けた状況（身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、元配偶者又は元特定関係者からの身

体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該元配偶者又は元特定関係者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）。

イ アのほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情。

なお、「アのほか」としている趣旨は、（1）イと同じである。

ウ 支援センターの職員又は警察職員に対し、ア及びイの事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無。

エ ウにおいて相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があるときは、次の事項。

（ア）当該支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称。

（イ）相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所。

（ウ）相談又は求めた援助若しくは保護の内容。

（エ）相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容。

（3）保護命令の申立てに当たって提出すべき資料

（1）又は（2）の申立書に（1）カ又は（2）エの事項の記載がない場合には、申立書には、（1）アからエまで又は（2）ア及びイの事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人の宣誓認証を受けたものを添付しなければならない（法第12条第3項、第28条の2）。なお、手続デジタル化法により、電子情報処理組織による保護命令の申立てが可能とされたことに併せて、申立人の供述を記録した電磁的記録で公証人の宣誓認証を受けたものを添付することによることを可能とする法改正も行われ、同法の公布の日から5年以内に施行することとされている。

「宣誓認証」とは、書面の作成名義人が、公証人の面前において、その書面の記載の真実であることを宣誓した上で、その書面に署名若しくは押印し、又はその書面にある署名若しくは押印が自己の意思に基づくものであることを認めたことを、公証人が認証することをいう（公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項）。

公証人の宣誓認証を得るためには、公証人役場において、公証人に対し、宣誓認証の囑託をすることになる（公証人法第1条第2号、第28条、第60条）。書面の記載の虚偽であることを知って宣誓をした者は、10万円以下の過料に処せられる（公証人法第60条ノ5）。

なお、法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に宣誓認証を行わせることができる（公証人法第8条）。

（4）保護命令の申立ての手数料等

保護命令の申立てに要する手数料は、1,000円である（民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）第3条、別表第1の16の項）。手数料は、申立書に収入印紙を貼って納めなければならない（同法第8条）。手続デジタル化法の施行後は、郵便費用の予納の制度の廃止に伴い、手数料は、郵便費用に相当する額を含めて2,200円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合は、1,700円）。手続デジタル化法の施行

後の民事訴訟費用等に関する法律第3条、別表第1の42の項)。

また、(3)の申立人の供述を記載した書面について公証人の宣誓認証を嘱託するための手数料は、公証人手数料令(平成5年政令第224号)の定めるところによる。

第4 保護命令事件の審理

裁判所は、保護命令事件については、速やかに裁判することが要請されている(法第13条、第28条の2)。

保護命令を発令するには、相手方に反論の機会を保障する趣旨から、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経ることが原則とされているが、期日を経ることにより被害者の生命又は身体の安全の確保という保護命令の申立ての目的を達することができないときは、その期日を経ることなく、保護命令を発令することができる(法第14条第1項、第28条の2)。したがって、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができないなどの場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能なときは、被害者は、裁判所に対し、審尋等の期日を経ずに発令するように、その事情を申し出ることができる。

第5 保護命令の裁判とその効力

保護命令の申立てについては、裁判所は、理由を付した決定(口頭弁論を経ない場合には、理由の要旨を示した決定)により裁判することとされ(法第15条第1項、第28条の2)、保護命令の申立てに理由があると認めるときは、保護命令を発令しなければならない(法第10条第1項、第28条の2)。

保護命令の効力は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって生じる(法第15条第2項、第28条の2)。

保護命令の効力が生じた後に相手方が保護命令に違反した場合、そもそも保護命令は執行力を有しないものとされているため(法第15条第5項、第28条の2)、民事上の強制執行の対象とはならないが、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金という刑事上の制裁の対象となる(法第29条)。

第6 保護命令の裁判に対する不服申立て保護命令の申立てについての裁判に対しては、その裁判の告知を受けた日から1週間が経過するまでの間、即時抗告により不服を申し立てることができる(法第16条第1項、第21条、第28条の2、民事訴訟法第332条)。

この場合、保護命令の効力は停止されないのが原則であるが、即時抗告の申立人が、保護命令の効力の停止を申し立て、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明(裁判官に事実の存否に関し高度の蓋然性についての確信を抱かせる「証明」には至らないが、事実の存否に関し一応確からしいという蓋然性の心証を抱かせるもので足りると解されている。)があったときに限り、抗告裁判所(原裁判所の所在地を管轄する高等裁判所)又は記録の存する原裁判所(保護命令を発令する裁判をした地方裁判所)は、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる(法第16条第3項、第28条の2)。

なお、被害者への接近禁止命令について即時抗告があり、その効力の停止が命じられる場合において、被害者への接近禁止命令を前提とする被害者への電話等禁止命令又は被害者の同居の子若しくは親族等への接近禁止命令も発令されているときは、停止を命ずる裁判所は、これらの命令の効力の停止をも命じなければならない(法第16条第4項、第28条の2)。

第7 保護命令の取消し

1 抗告裁判所による取消し

保護命令を発令する裁判に対する即時抗告が申し立てられた場合において、抗告裁判所が保護命令の取消しの原因となる事情があると認めるときは、保護命令を取り消すこととなる。

また、被害者への接近禁止命令についての即時抗告を認めてこれを取り消す場合において、被害者への電話等禁止命令又は被害者の同居の子若しくは親族等への接近禁止命令も発令されているときは、抗告裁判所は、これらの命令をも取り消さなければならない(法第16条第6項、第28条の2)。

2 当事者の申立てによる取消し

保護命令を発令した裁判所は、次の場合には、保護命令を取り消さなければならない(法第17条第1項、第28条の2)。

① 保護命令の申立てをした被害者が、保護命令の取消しを申し立てた場合(法第17条第1項前段、第28条の2)。

② 退去等命令以外の保護命令にあっては、被害者への接近禁止命令の効力が生じた日から起算して3月を経過した後に、退去等命令にあっては、退去等命令の効力が生じた日から起算して2週間を経過した後に、これらの命令を受けた配偶者又は特定関係者が申立てをし、裁判所がこれらの命令の申立てをした被害者に異議がないことを確認した場合(法第17条第1項後段、第28条の2)。

また、当事者の申立てにより、被害者への接近禁止命令を取り消す場合において、被害者への電話等禁止命令又は被害者の同居の子若しくは親族等への接近禁止命令も発令されているときは、保護命令を発した裁判所は、これらの命令をも取り消さなければならない(法第17条第2項、第28条の2)。

3 子への接近禁止命令子への電話等禁止命令を受けた者の申立てによる取消し子への接近禁止命令、子への電話等禁止命令(以下3において「三項命令」という。)を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して6月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、法第10条第3項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる(法第17条第3項、第28条の2)。

裁判所は、三項命令の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者(被害者)の意見を聴かなければならないこととされている(法第17条第4項、第28条の2)。

また、取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる(法第17条第5項、第28条の2)。

取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない（法第 17 条第 6 項、第 28 条の 2）。

第 8 保護命令の再度の申立ての手續

1 発令の要件

(1) 接近禁止命令等の再度の申立て

最初の接近禁止命令等の発令の要件と変わるところはないが、接近禁止命令等が既に発令されていることから、「重大な危害を受けるおそれ大きい」との要件は、被害者が受けた暴力の重大性・被害の状況、命令期間における加害者の態度、申立て時の被害者の心身の状況その他の事情を考慮することとなると解される。

このうち、「命令期間における加害者の態度」については、被害者に対する嫌がらせの有無などのほか、加害者プログラムの受講状況及び受講後の加害者の態度について考慮要素の一つとされることも考えられる。他方、加害者プログラムへの参加が必ずしも加害者の脱暴力を保證するものではないことから、単に加害者プログラムを受講したことのみや受講中に問題がないことをもって「重大な危害を受けるおそれ」がないとはいえないことに留意しなければならない。なお、加害者プログラムを受講した証明書等の取扱いについて、「配偶者暴力加害者プログラム 実施のための留意事項」（令和 5 年 5 月内閣府男女共同参画局）では、プログラム参加前の面談等で、加害者に対して受講証明書を発行しない旨、あらかじめ説明しておくことが考えられるとしており、また、書面による何らかの証明書を発行する場合には、加害者が出席した期間や回数など、客観的な事実のみを記載することに加えて、受講したことをもって暴力を振るわなくなったことを証明するものではないことを明記するなど、誤解が生じないようにしなければならないとしている。

(2) 退去等命令

ア 退去等命令が発令された後に当該退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときの発令は、配偶者又は特定関係者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者、特定関係者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した場合にあっては、当該特定関係者であった者）と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限る（法第 18 条第 1 項本文、第 28 条の 2）。

このうち、「被害者の責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないこと」の例としては、①疾病又は負傷のため転居することが困難なとき、②子の修学に著しい支障を生じるとき、③親族の介護に著しい支障を生じるときが考

えられる。

①「疾病又は負傷のため転居することが困難なとき」とは、通院など治療のために居所を変えることが困難である状態にある被害者の生命等の保護の観点からの事情であり、単に主観的に治療が必要とするだけでは足りず、医師の診断書等により客観的に主張・立証する必要がある。

②「子の修学に著しい支障を生じるとき」とは、子の修学の継続の観点からそもそも被害者に転居先を探すことを期待することが社会通念上困難である事情であり、「著しい支障」は、一般的な転居に伴う生活上の支障では足りず、配偶者からの暴力の状況と相まって、子が障害児である場合や卒業を控えた場合で学習環境の変化が子の修学に著しい支障を与える場合が想定される。

③「親族の介護に著しい支障を生じるとき」は、子の修学と同様、そもそも被害者に転居先を探すことを期待することが社会通念上困難であると考えられるものである。「著しい支障」は、一般的に伴う生活上の支障では足りず、配偶者からの暴力の状況と相まって、当該親族が介護を必要とする状況から転居することにより生活環境の変化が親族の介護に著しい支障を与える場合が想定される。

イ ただし、上記アの要件を満たす場合であっても、再度の退去等命令を発することにより相手方である配偶者又は特定関係者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、裁判所は、退去等命令を発しないことができる（法第 18 条第 1 項ただし書、第 28 条の 2）。

なお、法第 18 条第 1 項ただし書の要件については、相手方である配偶者又は特定関係者において生活に特に著しい支障を生ずると認めるに足りる事情を主張立証する必要があると解されている。

2 再度の申立ての方法等

退去等命令以外の保護命令の再度の申立ての方法については、最初の保護命令の申立ての手續と変わるところはないが、退去等命令の再度の申立ての方法については、次のような申立書の記載事項等の特例がある。

(1) 申立書の記載事項等（法第 18 条第 2 項、第 12 条第 1 項、第 28 条の 2）

ア 配偶者又は特定関係者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況。

イ 配偶者若しくは特定関係者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力、特定関係者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した場合にあっては、当該特定関係者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力）又は配偶者若しくは生活の本拠を共にする交際相手からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者若しくは特定関係者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴

力、特定関係者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した場合にあっては、当該特定関係者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力)により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる再度の申立ての時のにおける事情。

ウ 配偶者又は特定関係者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者、特定関係者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した場合にあっては、当該特定関係者であった者)と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該退去等命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情。

エ 支援センターの職員又は警察職員に対し、ア及びイの事項並びにウの事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無。

オ エにおいて相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があるときは、次の事項。

(ア) 当該支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称。

(イ) 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所。

(ウ) 相談又は求めた援助若しくは保護の内容。

(エ) 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容。

(2) 申立てに当たって提出すべき資料

(1)の申立書に(1)オの事項の記載がない場合には、申立書には、(1)ア及びイの事項並びにウの事項についての申立人の供述を記載した公証人の宣誓認証のある書面を添付しなければならない(法第18条第2項、第12条第2項、第28条の2)。

(3) 保護命令の再度の申立ての手数料等

保護命令の再度の申立てに要する手数料は、保護命令の申立てと変わらない。

第9 保護命令手続のデジタル化

民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和4年法律第48号)の施行の日(同法の公布の日(令和4年5月25日)から4年以内に施行することとされている。)以降は、期日の呼出し、公示送達の方法、電子情報処理組織による申立て等の保護命令事件の手続について、同法による改正前の民事訴訟法の規定に準じた手続に関する規定が適用される(法第14条の2から第14条の4まで、第21条、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律(令和5年法律第30号)附則第3条)。

映像と音声の送受信による通話の方法による口頭弁論等(民事訴訟法第87条の2(民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和4年法律第48号)により新設))及びビデオ通話の方法による参考人等の審尋(民事訴訟法

第187条第3項及び第4項(民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和4年法律第48号)により新設))は、民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日から適用される(法第21条)。

また、手続デジタル化法により、同法の施行後は保護命令手続において情報通信技術の活用が図られることになっている。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

(令和四年法律第五十二号)

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）
- 第四章 雑則（第十六条—第二十二条）
- 第五章 罰則（第二十三条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条に

において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等 (女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
 - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理

由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(令四法六六(令四法五二)・一部改正)

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。))並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

- 2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
- 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。
- 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支

援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。
(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和二十四年法律第三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人

であることについての意識^{かん}の涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。
(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府

県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
 - 一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあつては、同項第三号に掲げるものに限る。）
 - 二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用
- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日
 - 二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日
 - 三 略
 - 四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

- 第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

- 第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。
- 2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一五日法律第六六号） 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日
(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄
(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針

令和 5年 3月29日
厚生労働省告示第百十一号

はじめに

1. これまでの経緯

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「法」という。）の成立以前は、我が国において、対象者が「女性であること」に着目した福祉的な支援のための施策は、法による改正前の売春防止法（昭和31年法律第118号。以下「旧売春防止法」という。）第4章の規定に基づく婦人保護に関する施策が中心であり、法に基づいて婦人相談所の設置、婦人相談員の委嘱、婦人保護施設の設置等の婦人保護事業が進められてきた。しかしながら、法に基づく婦人保護事業は、法第34条第3項において「性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子」と定義される「要保護女子」の「保護更生」を目的とするものであり、困難な問題に直面している女性の人権の擁護・福祉の増進や自立支援等の視点は不十分なものであった。

時代が下るにつれ、社会経済状況の急激な変化とともに、女性の高学歴化が進み、就業率が上昇した。また、婚姻に関する意識や家族関係の変化により、女性の支援ニーズも多様化したにもかかわらずそのような変化に対応するための法改正は行われないうまま、婦人保護施策は、その対象者を拡大する対応にとどまった。「売春」以外の、生活困難や家庭環境の問題等のさまざまな課題を抱えた女性が婦人保護事業の現場において増加したこと等も受け、昭和45年には、「昭和45年度婦人保護事業費の国庫負担及び補助について」（昭和45年厚生省社会局長通知）において、「婦人相談所又は婦人相談員がその受け付け時点において転落のおそれなしと認めた婦女子については、当該婦女子が正常な生活を営むのに障害となる問題を有しており、かつ、その障害となる問題を解決すべき機関が他にないと認められる場合に限り、転落未然防止の見地から当該障害となる問題が解決されるまでの間、婦人保護事業の対象者として取り扱って差し支えない」旨が示され、婦人保護事業の対象が「売春を行うおそれのある女子」以外にも拡大された。

また、平成13年に施行された配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）においては、法第3条から第5条までにおいて、婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設が、配偶者からの暴力を受けた者の支援を行う機関として位置づけられ、配偶者暴力防止等法が、婦人保護事業の根拠法のひとつとなった。

さらに、日本に入国した外国人女性が監禁されたり、「売春」を強要されたりといった人身取引の被害報告が増加したことを背景に、平成16年に「人身取引対策行動計画」（人身取引対策に関する関係省庁連絡会議決定）が策定された。警察署等において人身取引被害者を発見した場合の対応として婦人相談所等に当該女性の保護を依頼すべきこととされたことを踏まえ、厚生労働省からも、人身取引被害者の保護を実施する機関として婦人相談所が留意すべき事項を地方公共団体に向けて通知した。

加えて、累次の改正により、現行のストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第9条では、ストーカー行為等の相手方（被害者）に対する支援が明確に位置づけられたことから、婦人相談所等によるストーカー行為の被害者への適切な支援についても通知がなされている。

このように、女性達が直面している問題も多様化し、また複合的な困難な問題を抱える女性の増加も指摘されてきたと同時に、婦人保護事業の対象者も拡大してきたが、旧売春防止法における婦人保護に関する規定が抜本的に見直されることはなかった。これらの状況を受けて、旧売春防止法に婦人保護事業の根拠を置くことそのものの制度的限界が指摘されるようになり、女性活躍加速のための重点方針2018（平成30年6月12日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）においては、「婦人相談所等における支援について実施した実態把握の結果等を踏まえ、課題の整理を行い、社会の変化に見合った婦人保護事業の見直しについて有識者等による検討の場を設ける。その議論を踏まえつつ必要な見直しについて検討する」旨が決定された。

平成30年7月には、厚生労働省子ども家庭局長が有識者等の参集を求めた「困難な問題を抱える女性への支援の在り方に関する検討会」が開催され、婦人保護事業の将来的な在り方等について検討を行った。本検討会が取りまとめた「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会中間まとめ」（令和元年10月11日）においては、婦人保護事業の支援対象者像の拡大や、旧売春防止法を制度的根拠とすることの限界が改めて指摘され、「人権の擁護と男女平等の実現を図ることの重要性に鑑み、様々な困難な問題に直面する女性を対象とした包括的な支援制度が必要である」こと、「（略）女性が抱える困難な問題は、近年、複雑・多様化、かつ、複合的なものとなっており、旧売春防止法を根拠とした従来の枠組みでの対応は限界が生じている。このような認識のもと、女性を対象として専門的な支援を包括的に提供する制度について、法制度上も旧売春防止法ではなく、新たな枠組みを構築していく必要がある」こと、また「旧売春防止法に基づく「要保護女子」としてではなく、若年女性への対応、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害からの回復支援、自立後を見据えた支援など、時代とともに多様化した困難な問題を抱える女性を対象として、相談から保護・自立支援までの専門的な支援を包括的に提供できるようにすることが必要である」ことや「行政・民間団体を通じた多機関における連携・協働を通じて、支援が行き届きにくい者も対象とし、早期かつ、切れ目のない支援を目指すことが必要である」ことが指摘された。

このような状況の中で、国会においても、婦人保護事業の旧売春防止法からの脱却を目指す動きが強まり、令和4年5月、議員立法である法が成立した。法は令和6年4月1日から施行されるものであり、法の施行に伴い、旧売春防止法のうち、補導処分及び婦人補導院について規定した第3章並びに婦人保護事業について規定した第4章は廃止されることとなった。なお、婦人補導院については、以下の理由から廃止することとしており、当該廃止に伴い、関係法令（婦人補導院法（昭和33年法律第17号）、婦人補導院処遇規則（昭和33年法務省令第8号）及び婦人補導院組織規則（平成13年法務省令第5号））

についても廃止されることとなった。

- ・ 女性を婦人補導院に強制的に収容して矯正する補導処分の仕組みは、法の趣旨に合致しないこと
- ・ 法で新設する、困難な問題を抱える女性に関する包括的な支援体制により、従来の制度では婦人補導院における補導処分の対象となるような女性も含めて、支援可能となること
- ・ 近年の補導処分の件数が極めて低い水準で推移していること

2. 方針のねらい

旧売春防止法第4章に基づく婦人保護事業は、困難な問題に直面している女性の人權の擁護・福祉の増進や自立支援等の視点は不十分なものであった。また、婦人保護事業による支援の対象者が拡大してきた中においても、なお、制度や施設等の利用に円滑につながりにくい場合があること、旧売春防止法下での支援内容が実際の支援対象者のニーズに合わないこと、婦人保護事業の存在等に関する周知が不足していること、地方公共団体によって制度の利用に独自のルールが設けられている場合があること等を背景として、婦人保護事業は困難な問題を抱える女性への支援が重要な課題となっているにもかかわらず十分に活用されてこなかった。さらに、女性への支援に取り組む民間団体も現れてきているが、活動基盤が脆弱な状況が見られる。

法は、「売春を行うおそれのある要保護女子」の「保護更生」を目的とした旧売春防止法第4章とは異なり、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える、あるいは抱えるおそれのある女性を施策の対象とし、それらの女性が自らの意思を尊重されながら、その置かれた状況に応じてきめ細やかで、支援対象者に寄り添いつながり続ける支援を受けることにより、その福祉が増進され、自立して暮らすことができる社会を実現することを目的としている。

法のもとで実施される女性支援事業に関しては、これまで婦人保護事業の中核を担ってきた婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設が、名称を女性相談支援センター、女性相談支援員及び女性自立支援施設と変更した上で引き続き事業の中心となる。一方で、困難な問題を抱える女性に対しては、独自の支援を実施している民間団体が存在しており、これらの民間団体の特色である柔軟性のある支援や、これまでの活動の中で蓄積された知見や経験、育成されてきた人材等は、困難な問題を抱える女性への支援を進める上で有効である。この点を踏まえ、困難な問題を抱える女性への支援に当たっては、行政機関と民間団体は、双方の特色を尊重し、補完し合いながら対等な立場で協働していくことが求められる。また、女性支援に当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携と合わせて、女性支援を行う機関と、他の施策に関連する様々な機関が緊密に連携しながら、支援対象者の置かれた状況に応じてきめ細やかな、つながり続ける支援を実施する必要がある。

こうした地域での支援体制の構築に際しては、大きな地域格差が生じることのないよう、国において全国の支援体制の状況等の把握や課題分析等を行うとともに、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）が中心となり、困難な問題を抱える女性の人權の擁護、性暴力

や性的虐待、性的搾取等の性的な被害からの心身の健康の回復、生活再建等に必要となる支援体制の強化や地域福祉との連携の強化を図っていく必要がある。

さらに、旧売春防止法における旧婦人相談所、旧婦人相談員及び旧婦人保護施設は、配偶者暴力防止等法第1条に規定する配偶者からの暴力等及び配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた被害者（以下「配偶者暴力被害者」という。）への支援の受け皿として位置づけられてきた経緯があり、法施行後も引き続き、法の支援の対象者として配偶者暴力被害者が含まれることとなる。一方、配偶者暴力被害者については、配偶者暴力防止等法及び法の下位法令等に基づき支援を行う必要があることから、これまでも、困難な問題を抱える女性への支援の枠組の中において、配偶者暴力被害者への支援とそれ以外の者への支援が併存している状況が続いてきたところである。法の施行に当たっては、配偶者暴力防止等法と法の関係性を整理した上で、例えば、必要に応じて近隣自治体とも連携しつつ、配偶者暴力被害者をはじめとする所在地の秘匿性の必要性が高い場合と、地域に開かれた社会生活等が重要である場合、それぞれに適切な支援を提供できるような施設や支援の在り方の検討に努める必要がある。

また、法の施行に当たっては、地域によって困難な問題を抱える女性への対応に大きな格差が生じるべきではなく、支援対象者が全国どこにいたとしても、必要十分な支援を受ける体制を全国的に整備していく必要がある。一方で、困難な問題を抱える女性を巡る状況は地域の特性によって異なることも踏まえ、法は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本計画（以下「基本計画」という。）の策定を都道府県に義務づけるとともに、市町村に対しても努力義務として基本計画の策定を求めている。困難な問題を抱える女性への支援体制の構築を着実に進めるに当たっては、本基本方針に則って各地方公共団体が基本計画を定めることが重要である。

この基本方針は、法第7条第1項の規定に基づき、困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項、困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項及び都道府県等が策定する基本計画の指針となるべき基本的な事項について、法の趣旨や困難な問題を抱える女性の実態、支援対象者に対する支援の実態や課題等を踏まえて定めることにより、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策が国及び地方公共団体において総合的かつ計画的に展開され、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指すものである。国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施及び制度運営に関する予算等の検討に当たっては、この基本方針を十分に踏まえる必要がある。

3. 方針の対象期間

この基本方針の対象期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とする。なお、法その他の関係法令に改正があった場合は、その都度見直しを行うものとする。

第1 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

以下の記述について、特に記載がないものは、厚生労

働省子ども家庭局家庭福祉課（令和4年度当時）の調査による。

1. 女性相談支援センター（旧婦人相談所）の設置状況

令和3年4月1日時点で、女性相談支援センター（旧婦人相談所）は全国に49カ所存在する。また、女性相談支援センター（旧婦人相談所）は、配偶者暴力防止等法第3条第1項の規定により配偶者暴力相談支援センターとしての役割も担っている（配偶者暴力相談支援センターは全国で308カ所設置されている（令和4年9月1日現在））。

2. 女性相談支援センター（旧婦人相談所）の利用者の状況や推移

令和2年度に女性相談支援センター（旧婦人相談所）に相談に訪れた者の人数は10,591人（実人数）であり、その相談内容の内訳は夫等（配偶者（事実婚を含む。））からの暴力を受けた者（配偶者からの暴力を受けた後婚姻を解消した者であって、当該配偶者であった者から引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれがある者・生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手を含み、身体的暴力を受けた者に限らず、心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者を含む。）からの暴力に関する相談が60.1%と最多、暴力以外の家族・親族との問題（離婚問題を含む。）に関する相談が12.7%と2番目に多い結果となった。また、夫等以外の、子、親、親族等からの暴力に関する相談が9.3%、交際相手等からの暴力に関する相談が2.7%であり、夫等からの暴力に関する相談と合わせると、近しい者からの暴力に関する相談が72.1%を占めている。さらに、住居問題（帰住先なしを含む。）が6.4%等と続く。また、相談者の年齢層は、40歳以上が48.0%、20歳以上40歳未満が48.0%、18歳以上20歳未満が2.5%、18歳未満が0.4%である。女性相談支援センター（旧婦人相談所）への来所相談人数は、平成15年度の21,195人から、一貫して減少傾向にある。夫等からの暴力に関する相談人数は、平成21年度の9,882人が最多であったが、その後減少している。

女性相談支援センター（旧婦人相談所）により一時保護された女性は令和2年度で3,514人、その同伴家族は2,851人で、合計すると6,365人である。同伴家族の内訳としては、60.6%が乳児・幼児、28.3%が小学生、97.7%が18歳未満の児童となっている。一時保護所の利用率は全国平均で見ると14.1%（同伴家族を除く。）であるが、地域間の差が大きく、最も低い都道府県で2.0%、最も高い都道府県で64.3%となっている。一時保護の平均在所日数は17.1日であり、1～5日が最多の26.4%である一方、31日以上在所する者も15.3%存在する。また、令和2年度中の退所者3,454人の内訳をみると、一時保護後の行き先としては、9.5%が女性自立支援施設（旧婦人保護施設）、11.6%が母子生活支援施設、11.8%がその他の社会福祉施設、8.4%が民間団体となっている。そのほか、実家等に帰郷した者が14.4%、帰宅した者が15.4%、自立した者が13.2%等となっている。一時保護された女性の人数は、平成21年度の6,625人が最多であり、その後減少傾向にある。また、平成14年度に一時保護委託制度を創設しており、各都道府県の委託契約先となる施設数は令和3年4月1日現在で333施設存在する（同一施設が複数都道府県の委託契約先となる場合があるため、重複

がある。）。一時保護された女性のうち、委託先施設で保護された人数は、令和2年度で1,136人、その同伴家族は1,178人で、合計すると2,314人である。

3. 女性相談支援員（旧婦人相談員）の委嘱及び配置の状況

令和3年4月1日時点で、女性相談支援員（旧婦人相談員）の人数は1,594人、うち474人が都道府県（義務設置）、1,120人が市から委嘱されている（任意設置）。女性相談支援員（旧婦人相談員）は毎年わずかながら増加しているが、特に市における増加率が高く、平成21年度の598人から522人増加している。女性相談支援員（旧婦人相談員）のうち約16.3%にあたる260名が常勤職員であり、それ以外の約83.7%は非常勤職員である。女性相談支援員（旧婦人相談員）の在職年数としては、3年未満が都道府県では40.5%、市では43.5%を占めている。女性相談支援員（旧婦人相談員）が配置されている場所としては、都道府県では女性相談支援センター（旧婦人相談所）や福祉事務所、県支庁など、市では福祉事務所や市本庁が多い。

4. 女性相談支援員（旧婦人相談員）が実施する相談支援の現状

女性相談支援員（旧婦人相談員）が受け付ける相談件数（女性相談支援センター（旧婦人相談所）に配置された女性相談支援員（旧婦人相談員）への相談を除く。）は増加傾向であり、来所相談や電話相談等の合計実人員は、平成21年度で126,118人であったのが、令和2年度で164,622人となっており、延べ相談件数は平成21年度の266,611件から令和2年度には433,250件となっている。また、平成21年度の来所相談のうち、夫等からの暴力に関する相談をした人数が17,301人、来所相談全体に対する割合が26.4%であったことと比べると、令和2年度に受け付けた来所相談人数71,289人のうち、夫等からの暴力に関する相談をした人数は32,001人で、全体の44.9%を占めており、年々増加している。

5. 女性自立支援施設（旧婦人保護施設）の設置状況 令和3年4月1日時点で、女性自立支援施設（旧婦人保護施設）は、全国に47施設設置されているが、女性自立支援施設（旧婦人保護施設）が設置されていない県も7県ある。47施設のうち、公設公営の施設が22施設（46.8%）、民設民営の施設が16施設（34.0%）、公設民営の施設が9施設（19.1%）ある。公設公営の施設については、女性相談支援センター（旧婦人相談所）に女性自立支援施設（旧婦人保護施設）を併設する形をとっているところが多い。女性自立支援施設（旧婦人保護施設）の入所者数及び定員に対する定員充足率は減少傾向にあり、平成21年度の年間平均入所者数が505人、定員充足率が35.9%であったのに対し、令和2年度の年間平均入所者数は244人、定員充足率は19.8%であるが、定員充足率が一番高い自治体は44.6%、一番低い自治体は0.2%となっている。また、令和2年度の入所者の実人数は643人となっており、この他に入所者の同伴家族が261人入所していた。単身での入所者は502人、家族を伴う入所者は141人であった。

6. 女性自立支援施設（旧婦人保護施設）の入所者の現

状

令和2年度の女性自立支援施設（旧婦人保護施設）入所者の入所理由は、夫等からの暴力が258人、40.1%と最多であり、続いて住居問題（帰住先なしを含む。）が181人（28.1%）、子、親、親族等からの暴力が88人（13.7%）、交際相手等からの暴力が58人（9.0%）等となっている。夫等や子、親、親族、交際相手等からの暴力被害を入所理由とする者の割合は全体の62.8%を占めている。平均在所日数は138.6日である。入所者の年齢層は、40歳以上が46.7%、20歳以上40歳未満が47.4%、18歳以上20歳未満が5.3%、18歳未満が0.6%である。入所者の同伴家族261人の内訳としては、69.7%が乳児・幼児、23.0%が小学生であり、18歳未満の児童が約98%を占める。

令和2年度の入所者のうち12.4%が精神障害者保健福祉手帳を所持しており、10.2%が療育手帳を、4.0%が身体障害者手帳を所持している。また、17.7%が通院、入院歴がある者及び常備薬を服用している者であり（手帳所持者は含まない。）、入所者のうち半数近くの女性が何らかの障害や疾病を抱えている。

7.まとめ

女性相談支援センター（旧婦人相談所）への相談や女性相談支援センター（旧婦人相談所）における一時保護、女性自立支援施設（旧婦人保護施設）への入所等、いずれの場面においても、支援対象者のニーズは多様化、複雑化、複合化し、個別専門的な対応を必要とするケースが多いなど、旧売春防止法を根拠として婦人保護事業が創設された時点から、状況が根本的に変化していることが改めて浮き彫りになっており、法はこのような状況を踏まえて創設されたものである。何らかの形態による暴力の被害者が制度利用者の多数を占めるという状況に加え、女性自立支援施設（旧婦人保護施設）への入所者のうち半数近くの女性が何らかの障害や疾病を抱えているという状況は、これらの女性達への支援において、カウンセリング等による精神面の支援をはじめとする心理的・医療的側面からの支援が極めて重要であることを意味している。さらに、一時保護や女性自立支援施設（旧婦人保護施設）への入所の際、児童をはじめとする同伴家族がいる場合も多いことから、同伴家族の生活にも配慮した支援が必要である。女性相談支援センター（旧婦人相談所）以外に配置された女性相談支援員（旧婦人相談員）への相談件数は、平成21年度と令和2年度を比べると実人員では1.3倍、延べ件数から見ると1.6倍となっており相談者の増加が顕著に現れている。一方で女性相談支援センター（旧婦人相談所）や女性自立支援施設（旧婦人保護施設）の利用は年々減少している状況である。背景には、困難な問題を抱える女性自身が、女性相談支援センター（旧婦人相談所）や女性自立支援施設（旧婦人保護施設）が提供する支援を受けようと考えていないことや、そもそもこれらの支援策の存在を知らないこと、支援を必要としていながら、女性相談支援センター（旧婦人相談所）等における支援対象として十分に発見されていない女性が一定数存在すること、地方公共団体によっては、女性相談支援センター（旧婦人相談所）において支援対象者が配偶者暴力被害者等に限定されている場合があること、一時保護所への入所のハードルが高いこと、同伴児童と一緒に入所できない、携帯電話の使用制限など、支援対象者に支援を受けることを躊躇させる要

因があること、女性側のニーズに対して支援内容や制度が不十分であることが指摘されており、課題となっている点を検証し、支援を必要とする者に確実に支援が届く体制をつくることが重要である。

また、困難な問題を抱える女性への支援については、民間団体が独自にSNS等も活用しつつアウトリーチや相談支援、居場所やシェルター、ステップハウスの提供や医療機関・行政機関等への同行支援等、生活再建に向けた様々な支援策を展開しているが、一方で、民間団体の多くが、人材や資金等の面での困難や脆弱さを抱えている現状もある。民間団体による支援活動の特長を生かし、行政と民間団体が協働しながら女性支援を推進していくことが必要と考えられる。

第2 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

1. 法における施策の対象者及び基本理念

法第2条は、法に基づく支援等の対象となる困難な問題を抱える女性について、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」と規定している。法は、そもそも、女性が、女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害に、より遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在することの他、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等に陥るおそれがあること等を前提としたものであり、このような問題意識のもと、法が定義する状況に当てはまる女性であれば年齢、障害の有無、国籍等を問わず、性的搾取により従前から婦人保護事業の対象となってきた者を含め、必要に応じて法による支援の対象者となる。特に、女性の尊厳を傷つけ、女性の人権を軽視するものである性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害を受けた者に対する支援は重要であり、被害による心的外傷から回復し、安定的な生活を営めるようになるための中長期的な支援を行うことが重要である。また、妊娠に関連する支援については、妊娠・出産・中絶等のどの段階においても相手との関係性や支援対象者の年齢、家庭状況、就労・経済状態などにより、支援のニーズが多様であることや、今後の支援対象者の生活設計への影響が大きいこと、性暴力や性的虐待、性的搾取などの性的な被害経験や母体の危険性、緊急な対応の必要性などに配慮し、支援対象者の意思決定過程を支えながら、適切な専門機関や民間団体、支援施策と緊密に連携して支援を行う必要がある。加えて、「困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」とは、現に問題を抱えている者のみならず、適切な支援を行わなければ将来的に問題を抱える状況になる可能性がある者を含んでいることに留意が必要である。性自認が女性であるトランスジェンダーの者については、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、他の支援対象者にも配慮しつつ、関係機関等とも連携して、可能な支援を検討することが望ましい。法の基本理念を規定している法第3条のうち、第1号は、「女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱

える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること」を規定している。困難な問題を抱える女性には、自身の国籍や出自、疾病や障害、過去の経験に起因する、様々な複合的な差別や社会的排除に直面し、抱えている問題自体が複合化・複雑化していることが多い。こうした複合化・複雑化した問題の解決には、それぞれの問題に関わる多様な関係機関との連携が重要である。

また、支援対象者の多くが精神や身体等を傷つけられていることも踏まえつつ、支援対象者本人が自らの意思や意見を決定し、表明できるように支援する体制を整え、本人の意思に寄り添った支援を行うことが必要である。とりわけ、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害により、尊厳を著しく傷つけられた女性には、これらの搾取等の構造から離れ、安心できる安定的な生活を確立し、心身の健康の回復を時間をかけて図っていくことが必要である。こうした困難な問題を抱える女性は、過去の経験の影響等によって持続的な信頼関係の構築が困難である、性的搾取等の構造に再度取り込まれやすい状況に置かれる等の様々な困難を抱えており、安定的に支援を提供し続けることが困難である場合があるが、そうした場合に支援が途切れても繰り返しつながら支えていく姿勢をもって、支援に当たることが重要である。また、性的搾取による被害が「性非行」として捉えられやすい若年女性（児童である場合や妊産婦を含む。）については、その背後にある虐待、暴力、貧困、家族問題、孤立、障害などの問題を十分に踏まえつつ、児童相談所等の関係機関と連携しつつも、困難な問題を抱える女性への支援として、制度の狭間に落ちることのないよう対応する必要がある。

同条第2号は、「困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること」を基本理念として規定しており、都道府県を基本とする広域的な実施主体と、市町村を基本とした身近な実施主体、困難な問題を抱える女性を多様な観点及び手法で支援している民間団体や専門機関等の多数の機関が連携して、包括的かつ切れ目のない支援体制を整備することを求めている。また、地域によって困難な問題を抱える女性への対応に大きな格差が生じるべきではなく、支援対象者が全国どこにいたとしても必要十分な支援を受ける体制を全国的に整備していく必要がある。

さらに、同条第3号は「人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること」を規定しており、困難な問題を抱える女性の人権を擁護するとともに、その性に起因して困難な状態に陥りやすい女性を支援することにより、男女平等の実現に資することを求めている。

地方公共団体は、これらの理念に基づき、支援対象者の多様なニーズに応じた、地域の関係機関等の連携・協働による、支援対象者への包括的かつ継続的な「つながり続ける」支援、行政機関のみでは実施が難しい支援を行っている民間団体との協働に努める。また、国及び地方公共団体は、人材の育成、国民への教育・啓発、広域

連携体制の構築などに取り組み、全国において困難な問題を抱える女性への支援が適切に実施されるよう努める。

2. 国、都道府県及び市町村の役割分担と連携

女性支援事業は、法第4条に則り、国及び地方公共団体の責務として実施されるものである。困難な問題を抱える女性に対しては、法第9条第1項に規定する女性相談支援センター、法第11条第1項に規定する女性相談支援員、法第12条第1項に規定する女性自立支援施設が3本の柱として中核となり、女性が抱えている問題の種別に応じて関係機関と密接に連携を取りながら支援を展開することとする。その際、国、都道府県及び市町村も、適切に役割を分担しながら、互いに連携することが必要である。

国は、困難な問題を抱える女性への支援に係る施策や制度の企画・立案を行う。また、困難な問題を抱える女性への支援に関する状況の現状や課題を分析し、より効果的な施策を展開するための調査研究や、困難な問題を抱える女性への支援に係る施策の普及・啓発、関係者の研修等に努める。さらに、都道府県や市町村における、困難な問題を抱える女性への支援に関する施策を効果的かつ効率的に実施するための課題や方策の検討について、地域の実情に応じて支援する体制を整備するとともに、都道府県や市町村の基本計画、施策及び取組について情報提供を行う等、都道府県及び市町村に対する支援を行う。基本計画の策定が義務づけられている都道府県に対しては、全ての都道府県において円滑な策定が進むよう必要な支援を行うとともに、策定が努力義務である市町村に対しては、国が助言等を行い、積極的な策定を支援する。国の補助事業については、都道府県及び市町村によって実施状況のばらつきがみられるが、都道府県及び市町村がこれらの事業を積極的に活用して、地域のニーズに応じた施策を展開していくことができるよう、支援を行う。

国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援を行う民間団体が安全かつ安定的に運営を継続するに当たっての支援や、女性支援を行う意向のある団体の立ち上げに関する支援等を検討し、実施するよう努める。

都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関して中核的な役割を果たすものとして、法第8条第1項の規定により、この基本方針に即して基本計画を策定すること等を通じて、地域の実情に応じて、それぞれの地域特性を考慮しながら、計画的に、地域のニーズに応じた施策を検討・展開していくことが必要である。都道府県は、法第3条の規定の趣旨を踏まえ、困難な問題を抱える女性への支援の積極的かつ計画的な実施及び周知並びに支援を行う者の活動の連携及び調整を図ることとする。

都道府県は、段階的・重層的な支援を行っていくため、行政機関と民間団体それぞれの特性を生かした支援の在り方を検討するとともに、地域内の女性支援の実施状況や実施体制を把握し、女性相談支援センターの設置、女性相談支援員の配置、女性自立支援施設の設置状況を検証することが望ましい。また、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間団体との協働による女性支援を通じ、困難な問題を抱える女性がそれぞれの意思を尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられる体制を整備するものとする。

都道府県は、広域的な観点から、市町村が実施する困難な問題を抱える女性への支援が円滑に進むよう、市町村における基本計画の策定状況や各種施策の取組状況等についての情報提供、市町村のニーズを踏まえた包括的な支援の展開等、市町村に対する支援を行うとともに、市町村の取組状況を把握し、格差が生じないよう必要な取組（女性相談支援員の配置状況の見える化や、未配置市町村に対する女性相談支援員の配置等）を促していく役割を有する。

市町村は、支援対象者にとって最も身近な、支援の端緒となる相談機能を果たすとともに、困難な問題を抱える女性の支援に必要となりうる児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度の実施主体であり、支援の主体でもあることから、支援に必要な制度を所管する庁内関係部署はもとより、幅広い部署がそれぞれに主体性を発揮し、相互に連携の上、支援対象者が必要とする支援を包括的に提供するとともに、必要な場合は適切に当該市町村が所在する都道府県や他の市町村、関係機関等につなぎ、かつ、つないだ先の都道府県や他の市町村等と連携して支援を行う等、関係機関との緊密な連携を図られるよう配慮しなければならない。また、庁内での情報連携及び支援方針の決定が円滑に行われるよう、関連部署が参加する会議の開催等の工夫に努める。市町村は、法第8条第3項及び第11条第2項の規定により、この基本方針に即して基本計画を策定するよう努めるとともに、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

また、市町村は市町村内における、困難な問題を抱える女性への支援窓口の周知等に努めるほか、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間団体と協働しての女性支援を積極的に担うことに努める。

都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者により構成される支援調整会議を組織するよう努めるものとする。

都道府県及び市町村は、国による調査研究や研修等、予算事業等も活用しつつ、困難な問題を抱える女性への支援に係る施策の普及・啓発、効果的な支援の手法等に関する調査研究の推進、支援に係る人材の確保や養成及び資質の向上及び女性支援を行う民間団体の安全かつ安定的な運営の援助に努めるものとする。

3. 支援の基本的な考え方

旧売春防止法においては、婦人保護事業の対象者はあくまで「保護更生」を必要とする者として位置づけられており、支援対象者本人の意思の尊重や、本人の状況に応じた自立支援の重要性については明確に謳われてこなかった。法に基づく困難な問題を抱える女性への支援は、旧売春防止法に基づく「保護更生」の考え方とは大きく異なり、法第3条に規定する基本理念に基づいて行われるべきであり、困難な問題を抱える女性本人の心身の安全・安心の確保等に留意しつつ最大限にその意思を尊重し、本人の立場に寄り添って、相談やアウトリーチ等による発見から相談へつないでいくことが重要である。また、一人ひとりのニーズに応じて、施設等への入所、生活支援や被害からの回復支援を行い、地域生活への移行や自立支援まで、地域の関係機関等が連携・協働して包

括的な支援を実施するものとする。

なお、支援に際しては、次の点に十分留意する必要がある。

- ① 支援対象者が目指すべき自立は、経済的な自立のみを指すものではなく、個々の者の状況や希望、意思に応じて、必要な福祉的サービス等も活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営めることを含むものであり、「本人の自己決定」及び「自己選択」が重要な要素である。支援に当たっては、支援対象者が自己決定できるよう十分な情報提供に基づく、丁寧なソーシャルワークを行い、支援対象者に寄り添い一緒に考えていく姿勢が求められること。
- ② 支援に当たっては、多様な困難な問題を抱えた若年世代から子育て世代、中年・高齢世代と、幅広い年齢層の女性それぞれのライフステージに合わせて、各関係機関や民間団体等とも連携し、支援対象者の立場に寄り添った支援を行うことが必要であること。
- ③ 多様で複合的な困難な問題を抱える支援対象者の自立に向けての支援は、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害に遭った者をはじめとする支援対象者の多くが精神や身体を傷つけられ、自らの意思や希望等を表出することが難しい状況に置かれている場合も多く、自立を困難にしている諸要因を理解し、問題解決に向けて包括的に対応していく必要があること。
- ④ 支援対象者の属性や課題にかかわらず、幅広く相談を受け止め、支援対象者と寄り添い、つながり続ける支援を行うとともに、各関係機関につなぐ支援が重要であること。
- ⑤ 各関係機関や民間団体等が十分に協働・連携を図りながら継続し、寄り添いながら支援を行うことが重要であり、支援が途切れても繰り返しつながり支えていく姿勢を持って、支援に当たることが重要であること。
- ⑥ 特に、行政機関に支援を求めることができない、あるいは求めない女性の存在に留意し、アウトリーチ等を積極的に行う民間団体とも連携した支援対象者の早期発見への取組を進めることが必要であること。若年女性については、児童相談所等の関係機関とも連携しながら、制度の狭間に落ちないように、留意して対応する必要があること。
- ⑦ 支援に関わる者は、相談や保護の日時、相談先や支援対象者の氏名等を含む支援対象者の安全に関わる情報の取扱いに万全を期するものとし、支援対象者のプライバシーを尊重し、その個人情報について適切に取り扱うこと。また、関係機関が連携して支援を行う場合には個人の情報について共有することが必要となるため、支援調整会議を柔軟かつ機動的に活用するほか、共有する情報の取扱いについてあらかじめルールを決めることが望ましい。

4. 支援に関わる関係機関等

(1) 女性相談支援センター

女性相談支援センターの前身は、旧売春防止法において「婦人相談所」として規定され、「要保護女子」の「保護更生」に関し、①相談に応じること、②必要な調査や判定、指導を行うこと、③「要保護女子」の一時保護を行うこととされていた。法における女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性を支援するため、①支援対象者の立場に立って相談に応じることや、相談を行う

機関を紹介すること、②支援対象者及び同伴家族の安全確保及び一時保護を行うこと、③支援対象者の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助等を行うこと、④支援対象者の自立を促進するための情報提供、助言、関係機関との連絡調整を行うこと、⑤支援対象者が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこととされている。女性相談支援センターは都道府県に設置義務があるほか、指定都市が設置することができる。

女性相談支援センターは、支援対象者が抱える問題やその背景、心身の状況等を適切に把握するためのアセスメントを踏まえ、本人の希望と意思を最大限に尊重しながらその時点において最適と考えられる支援を検討、決定し、実施する。アセスメントは一時保護の有無にかかわらず、支援の方針を決定するために必要なことであり、その際には、本人の同意を得た上で可能な限り市町村等の女性相談支援員や民間団体によるアセスメント結果の活用などの関係機関からの情報収集や分析、センター内のケース検討会議や支援調整会議等を活用した状況分析や支援内容の検討を行うことが重要である。また、一時保護を実施した場合や、女性自立支援施設への入所による自立支援が必要である場合、各種の社会福祉サービス等を組み合わせながら支援を行う必要がある場合等を中心とする個別ケースについては、健康状態が許さない場合等の例外を除き、本人の参画を得た上で、具体的な個別支援のための計画を策定する必要がある。なお、法の施行により、旧売春防止法に基づき制定された「婦人保護事業実施要領」は廃止され、従来の同実施要領に基づく「保護更生」を目的に行われてきた「判定」や「行動観察」は今後実施しない。さらに、女性相談支援センターは、関係機関と連携して支援を行う際の主たる調整機能を果たすことが望ましい。

女性相談支援センターの所長は、女性相談支援センターに関する政令（令和5年政令第85号）第1条において、「所長の職務を行うに必要な専門的な知識経験及び女性の権利に関する識見を有するものの中から任用しなければならない」とされているが、女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性への支援又はその関連分野に取り組んだ相当年数の実績を持ち、高い人権意識とともに支援対象者の保護、被害回復支援、自立支援等に関する専門知識を有するものであることが望ましい。

これまで一時保護される者は、配偶者等からの暴力を受け、安全確保が必要なものが中心となっていたが、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行規則（令和5年厚生労働省令第37号（以下「法施行規則」という。））第1条各号に規定する多様な一時保護の対象者に対応するためにも、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第九条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（令和5年厚生労働省告示第109号）を満たす者への委託も積極的に検討することが望ましい。

(2) 女性相談支援員

女性相談支援員の前身は、旧売春防止法において「婦人相談員」として規定され、「要保護女子」の発見、相談への対応、必要な指導等を行うこととされていた。法における女性相談支援員は、地方公共団体において、困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行

う職員である。都道府県及び女性相談支援センターを設置する指定都市は女性相談支援員を置くものとし、指定都市以外の市町村は女性相談支援員を置くよう努めるものとする。女性相談支援員は支援対象者が適切な支援を受けられるよう、丁寧なヒアリングによるアセスメントを行い、支援対象者の意思決定を支援し、必要に応じて関係機関と連絡調整を行う。市町村等の女性相談支援員は、支援対象者にとって最も身近に相談できる支援機関に属する者として、支援への入り口の役割を果たすとともに、支援対象者に寄り添いながら、支援に必要となりうる児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度の実施機関と連携して、本人のニーズに照らし、戸籍や住民票の発行、転出入手続、各種手当の受給に係る手続、公営住宅への入居、児童の養育に関する支援、各種福祉サービスの調整等のコーディネート及び同行支援を行い、関係部署と連携して支援対象者を適切な支援につなげる役割を有し、継続した支援を行うものである。なお、女性相談支援員が設置されていない市町村においては、女性相談を担当する部署において必要な支援を行う。また、一時保護や女性自立支援施設の利用等を要する者に関しては、都道府県との連絡調整を行う。都道府県の女性相談支援員は、困難な問題を抱える女性への支援の中核を果たす機関に属する者として、支援対象者にとって適切な生活の場で適切な支援を受けられるよう、支援対象者の意思決定を支援し、関係機関と連絡調整を行う。また、生活の場となる施設の目的、役割及び支援の内容について支援対象者に説明した上で、本人の同意を得て一時保護や女性自立支援施設等の利用の調整を行う。

女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の任用に特に配慮するとともに、女性相談支援員は支援対象者と継続的な信頼関係を構築することが極めて重要であり、長期的な支援が必要なケースも多数存在することに留意することが必要である。また、支援に当たり、女性相談支援員が孤立することのないよう、各都道府県又は市町村においては、個々の女性相談支援員の業務を十分にサポートする必要があるとともに、女性相談支援員が支援に必要な情報等へのアクセスを制限されていることや、支援に活用すべき他部署のサービス・給付等との連携が図りづらい状況に置かれることは、女性相談支援員の役割を果たすに当たって支障となるため、その役割を十分に果たすことができるよう、必要な情報等へのアクセスや支援ツールの利用、他部署連携等について、当該支援員が所属する部署の長が十分に配慮することが必要である。

女性相談支援員は、困難な問題を抱える女性にとっての相談窓口となり、必要に応じて関連施策や制度等の活用、関係機関との連携等を図りつつ支援を行う者であるため、社会福祉に関する知識や、相談支援に関する専門的な技術・経験を持ち、任用後も研修や勉強会等を通じて継続的に支援のための能力向上に努めるとともに、女性相談支援員をサポートする体制を整備することが望ましい。

また、女性相談支援員は、個別の相談者が抱える障害や疾病、暴力や虐待被害等の経験等にも配慮しつつ、相談者の意思を勘案した支援ができるよう、アセスメントを行い、個別の支援計画の策定に参画する。

(3) 女性自立支援施設

女性自立支援施設の前身は、旧売春防止法において、「要保護女子」を收容保護するための「婦人保護施設」として規定されていた。法における女性自立支援施設は、①「困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行う」こと、②入所者の「心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行う」こと、③「自立の促進のためにその生活を支援」すること、④「退所した者について相談その他の援助を行うこと」とされている。また、女性自立支援施設においては、入所者が同伴した児童に対する学習及び生活に関する支援を行うこととされている。

女性自立支援施設は法において必置とはされていないが、様々な課題を抱えて他に居場所を見つけることが困難であるような者を含め、困難な問題を抱える女性が中長期に滞在できる落ち着いた環境で心身の健康の回復を図り、個々の自立に向けた準備をするための重要な機関であり、各都道府県に設置されることが望ましい。また、女性自立支援施設の広域利用を進め、支援対象者が必要に応じて入所できる体制をつくることを望ましい。

女性自立支援施設への入所決定は都道府県（女性相談支援センター）が行うが、施設への入所決定前に、支援対象者本人が施設の見学や体験宿泊を行い、事前説明を受ける機会を設けるとともに、入所前に何らかの支援を受けていた経緯のある支援対象者については、当該支援（入所前の民間団体による支援を含む。）の内容を都道府県において十分に把握した上で、当該支援の提供主体と積極的・継続的に連携することを検討することとする。また、入所前及び入所後においても、支援対象者の意向を丁寧に確認し、施設内で支援対象者が適切な支援を受けられているかどうかも含めて、入所決定を行った都道府県（女性相談支援センター）と女性自立支援施設が継続的に協議・確認する必要がある。さらに、女性相談支援センターにおける一時保護を経なくとも、同センターによる女性自立支援施設への入所決定及び入所手続きは可能であるため、都道府県においては、女性自立支援施設への入所に関する手続を積極的に整備することとする。

女性自立支援施設に入所する者は、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害から逃れ、それまでの居場所を失ったり、経済的に困難な状況を抱える等により、今後の生活に大きな不安を感じている場合が多い。そうした入所者の日常生活を回復していくためには、支援者が丁寧に寄り添い、傷ついた心のケアや今後の生活の不安へのケアを専門性をもって行っていくことが重要である。とりわけ性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害からの回復の支援に際しては、心理職等による専門的なケアが重要である。

女性自立支援施設において自立に向けた支援を行うに当たっては、施設の次の生活の場も視野に、都道府県及び市町村が長期的に関わっていくことや、必要に応じて（入所前に支援を行っていた団体・機関を含め）外部の機関・団体との継続的な連携を図っていくことが望ましい。

なお、女性自立支援施設には配偶者暴力被害者など加害者が探索することにより、危害を加えられる危険性のある支援対象者も生活していることから、事前の施設見学、体験宿泊の実施に当たっては施設の秘匿性の維持に十分留意して行うものとする。

(4) 民間団体等

法第13条においては、都道府県が民間団体と協働して支援を行うことが規定され、同条第2項では市町村が民間団体と協働した支援ができる旨が規定されている。困難な問題を抱える女性に対しては、独自の支援を実施している民間団体等が存在しており、これらの民間団体等の特色である柔軟性のある支援や、これまでの活動の中で蓄積された知見、育成されてきた人材等は、困難な問題を抱える女性への支援を進める上で重要である。困難な問題を抱える女性に対し、訪問や巡回、居場所の提供、SNS等を活用した相談支援やアウトリーチによる早期発見、女性相談支援センターや児童相談所、医療機関や警察等の支援に係る機関への同行、一時保護の受託、地域における生活の再建等の自立支援など、各団体の特色を生かした活動により、行政機関のみでは対応が行き届きにくい支援を行っている民間団体との協働が重要である。

民間団体は、都道府県及び市町村と対等な立場で協働し、互いの活動を補完しながら、困難な問題を抱える女性への支援を行う存在として捉えるべきものであり、都道府県及び市町村は、当該団体の自主性を尊重しつつ、当該団体がそれまでの活動の中で築いてきたネットワークや支援手法などを最大限に活用できるような支援体制の構築を検討するものとする。

人材や運営資金の確保が困難な民間団体があることや、民間団体が少ない地域もあることから、国及び地方公共団体は、民間団体が安全かつ安定的に運営を継続するに当たっての支援や、女性支援を行う意向のある既存の民間団体及び新規の民間団体の立ち上げに関する支援等を検討し、実施することが必要である。その際、若年女性や中高年女性など、支援が届きにくい人たちを支援につなげることを十分考慮しながら、幅広い年代の困難な問題を抱える女性の支援に取り組む団体が育成されるよう留意する。

(5) その他関係機関

女性が抱え得る困難な問題は、性的な被害、配偶者や親族からの暴力や虐待、経済的な困難、障害、住居問題等多岐に渡っており、最初にたどり着く可能性のある支援窓口も様々であることが想定され、さらにひとりの女性が様々な問題に複合的に直面しているケースも多数であると想定される。また、女性が自らの住所地から離れた場所で保護されるケースもある。そのため、支援を行う地方公共団体相互間の緊密な連携が必要であるとともに、地方公共団体は、女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設、児童相談所、児童福祉施設、保健所、精神保健福祉センター、市町村保健センター、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、保育園、都道府県警察、裁判所、日本司法支援センター、弁護士等、配偶者暴力相談支援センター、都道府県及び市町村の女性支援担当部局、障害保健福祉部局及び男女共同参画主管部局等、障害に係る相談支援事業所、生活困窮者自立相談支援機関、福祉事務所、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、男女共同参画センター、社会福祉協議会、民間団体、民生委員・児童委員、その他社会福祉サービス関係者等、必要な関係機関の間で、十分な連携が図られるよう、配慮しなければならない。また、保健師、民生委員・児童委員、保護司、人権擁護委員等は、女性相談支援センターや女性自

立支援施設等による支援が適当と考えられる者を発見した場合は、女性相談支援センターをはじめ、各自治体の女性相談支援員、女性相談窓口と積極的に連携することが望ましい。

5. 支援の内容

(1) アウトリーチ等による早期の把握

困難な問題を抱える女性が、できる限り早期に相談支援を行う窓口につながり、必要な支援を受けることができるよう、国、都道府県及び市町村は、女性相談支援センターや女性相談支援員、民間団体に相談や支援を求めることが可能であることについて広く周知を行う必要がある。また、来所や電話による相談支援だけでなく、SNS等を活用した多様な相談支援に取り組んでいくことが重要である。

都道府県及び市町村においては、4(5)に掲げた関係機関等において把握した情報について、必要な場合には支援に携わるべき関係機関の間で速やかに情報共有が行われるよう、本人同意等の個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、連携体制を普段から築いておく必要がある。

女性相談支援センターや女性相談支援員は、支援の入口の段階は可能な限り幅広い者を対象とし、本人の意向を十分に尊重し、背景事情や心身の状況に応じた最適な支援を行うために、適切な機関や団体等との連携を図る。

さらに、インターネットの活用や巡回等によるアウトリーチは、困難な問題を抱える女性がいると想定される場所へ直接出向き、探し、声をかけ、問題解決を焦らずに根気強く信頼関係を築く中で支援につなげていくものであり、支援を必要としながらも相談につながりにくい幅広い年齢層の対象者の早期把握に有効かつ重要である。都道府県及び市町村においては、民間団体への委託等により、こうしたアウトリーチによる早期把握を通じた適切な支援に努めることが必要である。

また、相談に至っていないが支援が必要な女性に対し、民間団体等による気軽に立ち寄れる場や一時滞在所において支援対象者に寄り添い、つながり続ける支援を行うことは、女性達との信頼関係の構築にとって重要であり、公的支援を必要とする女性への支援の提供に向けても有効であると考えられる。なお、相談に至っていないが支援が必要な女性には、女性自身が困難に気付いているが他者に言えない場合や、女性自身が気付いていない又は気付きを避けている場合、厳しい精神状態にある場合など様々であり、女性自身の状態に配慮しつつ適切に対応していくことが重要である。

(2) 居場所の提供

困難な課題を抱えていても、過去に支援を求めた際の二次被害等の経験から、行政機関に相談することのハードルが高く相談窓口にとどり着けない女性や、支援を受けられることに気づかない女性もいる。民間団体や地方公共団体による、気軽に立ち寄り、安心して自由に自分の気持ちや悩みを話すことができ、必要な場合は支援者と話すことや、他の女性達とも交流することができ、場合によっては宿泊できるような場は、相談のきっかけ作りに有効である。

巡回等によるアウトリーチや気軽に立ち寄れる居場所から、支援が必要な女性を把握した場合、本人の希望や必要性に応じ、女性相談支援センター等の必要な支援機関へ同行してつなぎ、支援機関につないだ後も、それま

で支援を行ってきた民間団体等も面会の同席や支援調整会議への参加等により、支援の継続性を保つことで、女性が安心して支援を受けられるようにすることが重要である。

(3) 相談支援

困難な問題を抱える女性に対する相談支援に当たっては、従前の婦人保護事業の根拠規定であった旧売春防止法の目的が「保護更生」であったのに対し、法は「困難な問題を抱える女性の福祉の増進」等を目的とするものであり、この法目的に沿った「本人中心」の相談支援を進めることが何よりも重要である。

相談支援は、困難な問題を抱える女性自身と支援者との間の信頼関係を築きながら、女性が必要とする支援に適切につなげるために重要な過程でもある。

女性相談支援員（都道府県・市町村）や女性相談支援センターで相談支援に当たる職員は、相談支援に係る専門的な技術を持ち、本人の立場に寄り添って、本人の課題や背景等の内容を本人とともに整理し、的確なアセスメントに基づき、最大限に本人の意思を尊重しながら支援方針等を検討し、支援に必要な関係機関の調整等を進めていく必要がある。

一時保護が必要な場合や、女性自立支援施設への入所が必要である場合、各種の社会福祉サービス等を組み合わせながら支援を行う必要がある場合等を中心に、健康状態が許さない場合等の例外を除き本人の参画を得て個別支援のための計画の策定に努めるとともに、計画策定後も、女性が置かれている状況に応じて柔軟な対応を行っていくことが必要である。

とりわけ、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害により、尊厳を著しく傷つけられた女性には、これらの暴力等の構造から離脱し、安心できる安定的な生活を確立し、心身の健康の回復を時間をかけて図っていくことが必要である。各種の社会福祉サービス等の調整等を担当する市町村等の女性相談支援員とも連携を図りながら、相談支援・関係者調整の中心を女性相談支援センターが担い、支援を進めていくことが必要である。

市町村等の女性相談支援員は、庁内においては、各種の社会福祉サービス等に係るコーディネーター機能を果たし、庁外に対しては、当該市町村等における支援策の調整窓口として全体を統括する役割を有している。

また、今まで支援を受けてきた経験から民間団体による相談支援等のほうが利用しやすいと考える支援対象者については、行政による支援が必要な場合には、初期段階の支援をした民間団体及び本人が参画する形で必要な個別支援のための計画の策定に努めることが重要である。

さらに、女性相談支援センターや女性相談支援員（都道府県・市町村）においては、支援に関する記録を適切に保存し、繰り返し相談のある者への対応や他機関への連携等に可能な限り活用できるようにすることが必要である。

なお、こうした女性相談支援員による相談支援に関しては、別途策定する「女性相談支援員相談・支援指針」に示された事項を基本として相談支援に当たることが重要である。同指針については、法施行後も状況変化に応じた適切な改訂が行われていくことが必要である。

(4) 一時保護

女性相談支援センターにおいては、法第9条第7項の規定に基づき、以下の場合に、一時保護を自ら行い、又

は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

- ① 性暴力や性的虐待、性的搾取等による性的な被害等を防ぐために、支援対象者を緊急に保護することが必要と認められる場合（法第9条第7項）
- ② 配偶者暴力防止等法第1条第1項に規定する配偶者からの暴力から保護することが必要と認められる場合（法施行規則第1条第1号）
- ③ ②に該当する場合以外で、同居する者等からの暴力から保護することが必要と認められる場合（法施行規則第1条第2号）
- ④ ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第1項に規定するつきまとい等又は同条第3項に規定する位置情報無承諾取得等から保護することが必要と認められる場合（法施行規則第1条第3号）
- ⑤ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第7号に規定する人身取引等により他人の支配下に置かれていた者として保護することが必要と認められる場合（法施行規則第1条第4号）
- ⑥ 支援対象者が定まった住居を有さず、又は心理的虐待など何らかの理由で帰宅することで心身に有害な影響を与えるおそれがあると認められる場合であって、保護することが必要と認められる場合（法施行規則第1条第5号）
- ⑦ 支援対象者について、その心身の健康の確保及び関係機関による回復に向けた支援につなぐために保護することが必要と認められる場合（法施行規則第1条第6号）
- ⑧ その他、一時保護を行わなければ、支援対象者の生命又は心身の安全が確保されないおそれがあると認められる場合（法施行規則第1条第7号）

なお、一時保護は本人同意の下で行うものであるが、従来、一時保護すべき状況であるにも関わらず、例えば、①一旦一時保護しなければ心身の安全が確保されないおそれがあるが、かつて通知で掲げられていた「他法他施策優先」として、他施策への調整までの間も一時保護が行われない場合、②一時保護所の退所後の見通しが立っていないと一時保護が行われない場合、③本人の希望や意思のできる限りの尊重を行わずに、希望や意思に反する条件提示を行う等により本人が同意しない状況に至る等、一時保護が必要な場合であっても一時保護が行われない場合があった旨の指摘があることに十分留意し、必要な一時保護（一時保護委託を含む。）を適切に実施する必要がある。

一時保護は、女性相談支援センターに設置される一時保護所において行うほか、本人の状況等に応じて、厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うことも、個々の支援対象者の状況に応じた適切な保護を行う観点から効果的である。

とりわけ、女性自立支援施設や民間団体等の一時保護委託先において、緊急に一時保護すべき状況が把握され、本人が保護を希望する場合など速やかに一時保護すべき状況を想定し、あらかじめ、女性相談支援センターとして一時保護委託先に対して円滑に一時保護委託ができるように連絡体制等を整備しておくことが重要である。

支援対象者の状況は、例えば、暴力を振るう配偶者等から避難中である、医療的ケアが必要である、妊娠している、児童を同伴している、高齢である、学生であり可

能な限り通学の機会を確保する必要がある、何らかの事情で帰宅が困難であるなど、多様である。また、居所等の厳重な秘匿を要する場合と、居所等を秘匿する必要性は薄く、むしろ社会とのつながりを維持することが必要な場合とがあり、必要とする支援の性格も前者と後者では大きく異なる。さらに、配偶者からの暴力等の秘匿を要する背景事情が一時保護の途中で判明する場合等も想定される。

このため、支援対象者の状態に応じた複数の一時保護所や委託先を検討しておくことが望ましい。

さらに、虐待等の家庭環境を背景とする若年女性のうち未成年の一時保護に際しては、困難な問題を抱える女性であると同時に児童でもあり、当該女性を一時保護することは、当該女性の親権者の監護教育権との関係等を考慮する必要があることから、民間団体等から一時保護の相談が入った際には、地域の実情に応じて市町村等の女性相談窓口及び女性相談支援員に相談・連携するとともに、女性相談支援センターが児童相談所と連携し、児童相談所から女性自立支援施設や民間団体等に対して児童福祉法の規定に基づく一時保護委託を行うことも含め、あらかじめ女性相談支援センターと児童相談所の間で、児童福祉法又は法による一時保護の際の具体的な手続等の連携方法を、ケースの状況に応じて十分に協議しておく必要がある。

また、困難な問題を抱える女性が、居所が一定しない、あるいは、居住地に戻ることで自体に困難を抱える場合もある。こうした場合、未成年である若年女性に関しては保護者の居住地を管轄する児童相談所が一時保護を行う（女性自立支援施設や民間団体に対する一時保護委託を含む。）こととなっているが、成人女性に関しては女性の現在地（一時保護を要する状況で女性が所在する地）の女性相談支援センターが一時保護の判断を行う（一時保護委託等を行う）ことを原則とする。

なお、女性相談支援センターが民間団体に一時保護を委託した場合でも、一時保護した者に対する委託者としての責任は引き続き女性相談支援センターが負っており、一時保護委託先及び市町村等の女性相談支援員と十分に連携しながら支援方針の検討を行うことが必要である。特に配偶者からの暴力等からの緊急避難として一時保護を実施する場合には、必要に応じて警察等とも連携して、保護に至るまでの安全確保を行うこととする。

一時保護中は、支援対象者の精神的な安定等に配慮しつつ、支援対象者が置かれている状況の整理と支援対象者の意向確認を行い、その際、法第15条第1項に規定する支援調整会議における個別ケース検討会議が開催された場合はその議論も踏まえ、本人の希望・意思を最大限に尊重して今後の支援方針の検討及び決定を行う。

また、一時保護期間中に自立に必要な様々な情報提供を行い、支援対象者と共に考えながら、自立について本人の意思を確認し、生活再建策など自立支援の方策について検討することが重要である。

一時保護は、支援の方針が決定し、必要に応じて施設への入所等の手続が終了するまでの短期間実施することが想定されているが、一定期間を過ぎたことを理由に機械的に一時保護を終了することはあってはならず、終了後の支援対象者の生活の安定の確保が図られるまで一時保護を継続するものとする。

女性相談支援センターにおいては、一時保護を終了す

る場合は、支援対象者が安定した状態で終了後の生活の場に移行し、定着することができるよう、終了後も含めた相談支援等を市町村等の女性相談支援員と連携しながら実施するとともに、支援対象者が終了後に異なる地方公共団体に居住する場合は、移住先の地方公共団体の女性相談支援センターや女性相談支援員等と十分に連携することが必要である。

一時保護期間における支援対象者の通学・通勤について、加害者の追及がないなど安全上問題がなく、本人が通学・通勤を希望しており、現在の就学・就労の確保が将来の自立した生活に有益である場合は、通学・通勤が可能な施設等に一時保護委託を行うことを含め、できる限り、通学・通勤できるよう配慮することが重要である。

(5) 被害回復支援

困難な問題を抱える女性の中には、性的な被害や、配偶者、親族等からの身体的、心理的、性的な暴力等の被害を受け、心的外傷を抱えている者や、差別や社会的排除等の経験に起因する困難や生きづらさ等を抱えている者も多く含まれる。このような経験からの心身の健康の回復には一定の期間を要することも想定されるため、支援に当たっては、医療機関等の専門機関にも相談・連携しつつ、心身の健康の回復のための医学的又は心理学的な援助を行うと同時に、10の調査研究等の結果も踏まえつつ、生活の中での被害回復に中長期的に寄り添い続ける支援を行うことが必要である。

被害回復支援には支援者にも専門性が求められ、また、被害によって奪われてきた、あるいは育てられてこなかった生活する力の獲得に向けた支援や、人との距離の取り方を含めた人間関係の再構築に対する支援が求められる。こうした支援が適切に届けられるよう、女性相談支援センター及び女性自立支援施設においては、心理療法担当職員や個別対応職員等の措置費の加算も活用しつつ、被害回復に向けた専門的な支援を担っていくことが重要である。

また、被害回復途上ではフラッシュバック等が繰り返されるが、被害回復には当然のプロセスであり、支援者は本人の置かれている状況を理解し、本人の気持ちを尊重しつつ、本人に寄り添う丁寧な支援を行うことが必要である。

(6) 生活の場を共にすることによる支援（日常生活の回復の支援）

困難な問題を抱える女性に対しては、一時保護等の後に、中長期的に利用可能な住まいを提供し、本人の状況や意思を十分理解した女性相談支援員のサポートを受けながら、安全かつ安心できる環境の下で生活できるようにすることで、被害からの心身の健康の回復や、その人らしい日常生活を取り戻せるように支援していくことが重要である。

特に、支援につながるまでの間に、安心できる生活環境や信頼できる人間関係の中に置かれてこなかった支援対象者に対しては、安心できる生活環境と信頼できる人間関係の中で、支援者や他の入所者と共に生活を送る日々を重ねることにより、その人らしく生きることへの希望につなげていくことが重要である。

また、こうした女性に対する支援の実施に向けては、女性自立支援施設が民間団体と連携して施設の有効活用を図ることや、都道府県や市町村が、場所を提供して民間団体に運営を委託すること、若年女性等向けのシェア

ハウス等の社会資源を増やすことも有効と考えられる。

(7) 同伴児童等への支援

同伴児童への支援は、学習支援に限らず、同伴児童本人の状況を児童本人や保護者等からよく聞き取った上で、必要に応じて医療機関や児童相談所、市町村の児童福祉主管課、教育機関等とも連携しつつ、心的外傷へのケアや相談支援等も合わせて実施し、一人の児童として尊重されるようにすることが求められる。特に、保護者である困難な問題を抱える女性の心身のダメージが強く、同伴児童に対する養育が十分に行えない状況の場合は、保育やショートステイ、社会的養育等の適切な支援につなげていく必要がある。

また、児童の就学については、住民基本台帳への記録がなされていない場合であっても、その児童が住所を有することに基づいて就学を認める扱いがなされている。一時保護を実施した地方公共団体においては、一時保護の対象者の同伴児童が一時保護中でも児童の教育を受ける権利が保障されるよう、通学時の安全確保や一時保護所内での学習支援等を含め、教育委員会や学校等と連携するとともに、本人及び保護者に対して必要な情報提供を行うものとする。同伴児童が年長の男児等である場合、一時保護に当たって母子分離が行われるケースもあることから、母子分離を防ぐため、親子で入所可能な施設等に一時保護を委託することも検討すべきである。

一時保護の対象者が児童以外の者（例えば高齢の親族等）を同伴する場合には、当該者の状況をよく確認し、本人の意思を十分踏まえた上で、必要に応じて他機関とも連携しながら支援を行う。中長期的な入所を伴う支援が必要と判断された場合には、女性自立支援施設への入所も含め検討するものとする。

(8) 自立支援

困難な問題を抱える女性への支援において、自立とは経済的な自立のみを指すものではなく、個々の支援対象者の状況や希望、意思に応じて、必要な福祉のサービス等も活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営み、その人らしい暮らしを実現することを含むものである。

女性相談支援センターや市町村において個別のケースにおける自立支援の方針を検討するに当たっては、本人の希望や意思を引き出すための十分な情報提供に基づく丁寧なソーシャルワークを行った上で、支援調整会議における個別ケース検討会議の場も活用し、検討を行う。

また、女性自立支援施設においては、支援調整会議における個別ケース検討会議で議論された内容等も踏まえつつ、本人の希望や意思を最大限に尊重するため、健康状態が許さない場合等の例外を除き本人の参画を得て個別支援のための計画を策定する。

困難な問題を抱える女性の自立に向けては、例えば以下のような観点から検討されることが重要である。

① 医学的又は心理的支援

自立支援に向けた第一歩として、まず健康支援が重要である。困難な状況下で必要な医療の受診ができなかった人が多く、嘱託医等による必要な医療の受診を勧める。特に、性暴力、性的虐待、性的搾取等の被害からの回復には心理的ケアが第一に行われる必要がある。

心の深い傷の回復には長い時間が必要となる。医療機関等の専門機関と連携して、個々の支援対象者の状況の違いに応じた専門的な支援を通じて、丁寧に回復

につなげていくことが、自立へのステップとしても重要である。

(5)の内容も踏まえつつ、心理療法担当職員の加算の活用による配置や、精神科医療機関との連携体制を整備し、必要に応じて精神科受診につなぐことも重要である。

② 生活支援

困難な問題を抱える女性の中には、日常生活に必要な基礎的な知識や習慣を身につける機会が少なかった者や、日常生活に何らかの介助が必要な者が含まれることが想定される。女性相談支援センターの一時保護や女性自立支援施設では、そのような女性に対して、日常生活の支援の目的が生活の回復にあることを認識し、人権尊重の理念の下、個別の背景やこれまでの生活習慣に配慮し、一般的な生活の力を身につけるための支援や、市町村と連携し保育等の子育て支援のためのサービスや障害福祉サービスを活用するための手続支援を行い、支援対象者が日々の生活を安定して送ることができるようにするための環境を整える必要がある。

なお、金銭管理は生活支援の重要な課題である。女性自立支援施設に入所中の女性に対しては、今までの生活の中での配偶者等からの経済的支配や借金などの本人の状況に応じて、信頼関係を構築しながら本人の尊厳に配慮して、金銭管理の支援を行うことが必要である。

③ 日中活動の支援

就労等の日中活動の支援に際しては、女性本人に精神障害、知的障害、発達障害等の障害がある場合や、本人に就労経験が乏しい場合等、様々な課題が存在することが想定される。女性相談支援センター、女性相談支援員及び女性自立支援施設（当該女性自立支援施設に入所している場合）は、支援対象者に寄り添って意向を丁寧に聞き取り、就労意欲がある場合は、就労支援を行っている行政機関や民間団体との連携を図り、本人への求人情報の提供、職業相談の実施や職業能力開発の支援等につなげる。また、障害により一般就労が困難な者については、女性自立支援施設における日中活動や、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する就労継続支援等の活用等も含め、日中活動の確保を検討する。

女性自立支援施設における日中活動に際しては、内職等にとどまらず、それまでの生活経験や社会経験の中で得られなかった経験を積むことに資するようなプログラムを検討することも重要である。

④ 居住支援

支援対象者が地域社会において安定的な生活を営むためには、住まいの確保が重要である。女性相談支援センター、女性相談支援員及び女性自立支援施設（当該女性自立支援施設に入所している場合）は、支援対象者が住まいを確保できるように、地方公共団体や住宅確保要配慮者居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。）等と連携する必要がある。住まいの確保に当たっては、公営住宅、UR賃貸住宅等の活用を図ることも有効と考えられる。

また、民間賃貸住宅への入居に際して必要な保証人が確保できない場合、女性相談支援センター、女性相談支援員及び女性自立支援施設は、民間の保証会社等に関する情報提供を行う等により支援する。

(9) アフターケア

地域生活への移行に際しては、万全の状態が整ってからよりも、一部の課題がありつつも自立した生活へ移行する機会が多い。自立がすなわち孤立とならないように、地域での生活再建を支えるアフターケアが重要である。

特に、障害や疾病を抱えている支援対象者には、地域移行後も切れ目なく、必要な医療や心理的ケアが継続して確保されるように留意することが重要である。

女性自立支援施設に入所した者は、退所した後についても、仕事や生活で行き詰まりを感じたり、悩みを抱えたりするなど、断続的な支援を必要とする可能性もある。そのため、退所後も安定して自立した生活が営めるよう、女性自立支援施設は市町村とも連携しつつ退所した者と定期的に連絡を取る等の継続的なフォローアップや相談支援、居場所の提供等を行うことが望ましい。国及び地方公共団体は、女性自立支援施設が退所者のアフターケアを行うための人員配置をはじめとする体制整備の支援に努めるものとする。

また、退所後に再び困難な状況に陥った際に、できる限り早く状況を察知し、再度の支援を円滑に実施できるよう、アフターケアに関わる女性相談支援センターや女性自立支援施設、女性相談支援員等は緩やかにつながり続ける支援が重要である旨を十分意識する必要がある。

6. 支援の体制

(1) 連携の基本的考え方

困難な問題を抱える女性への支援に関わるすべての関係機関・団体が、対等な関係性の下、女性本人を中心に、連携・協働することが重要である。支援調整会議の個別ケース検討会議をはじめとする本人中心の会議及び個別ケースの支援を必要に応じて重ねていくことで、相互に情報を共有し、それぞれの機関・団体の支援についての考え方や特徴について理解を深め、連携・協働の体制を強化することにつながる。

(2) 三機関の連携体制

女性相談支援センター、都道府県及び市町村の女性相談支援員、女性自立支援施設の三機関は、困難な問題を抱える女性への支援の中核の機関である。これらの三機関は、対等な関係性のもとで協働して女性への支援を実施するものであり、三機関の間で、定期的な意見交換の実施により、日常的な連携関係を深めることが望ましい。

都道府県及び市町村の女性相談支援員又は女性相談支援センターでの相談の受付から女性相談支援センターにおける一時保護、女性自立支援施設への入所、地域生活への移行、地域生活の継続の支援まで、近隣の地方公共団体における各機関も含む三機関による連携により、包括的・継続的な支援を行う。

また、女性自立支援施設への入所に際しては、一時保護を前置することは制度上必須ではなく、必要に応じ女性相談支援センターで入所決定手続きを行い、一時保護を経なくとも直接女性自立支援施設に入所し、三機関による情報連携のもとで支援が受けられる体制を整備する。また、女性自立支援施設への入所に際しては、施設への直接の相談や、見学、体験宿泊等を可能とすることを検

話し、安心して利用しやすい配慮を行うことが重要である。

なお、女性相談支援センターと女性自立支援施設の両者が併設されている場合が多いが、秘匿性の高い者の一時保護等に重点が置かれがちで、それぞれの機能が十分に発揮されていないという指摘もあることから、併設されている場合も、女性自立支援施設としての中長期的な専門的支援が行いやすいその在り方を検証することが重要である。

(3) 民間団体との連携体制

困難な問題を抱える女性への支援に関する施策を支援対象者に確実に届けるためには、独自の知見や経験、支援技術を持つ民間団体との協働が重要であり、個人情報 の適正な取扱いを確保した上で支援調整会議を活用しつつ、行政機関による広範な分野の多様な支援施策と、民間団体による支援のそれぞれの強みを生かした相互連携が重要である。一方、人材確保や運営資金の確保が困難な民間団体もあることや、民間団体が少ない地域もあることから、国は、民間団体相互間で情報共有や意見交換、連携した支援ができるための全国的なネットワークの構築に努めるとともに、国及び地方公共団体において、各地域における支援の実質的な担い手となる、女性支援を行う意向のある民間団体の立ち上げ、民間団体が運営を継続するに当たっての支援や、人材育成の支援を行う。また、国は、行政機関と民間団体の協働事例の調査や、横展開に向けた取組を推進する。

なお、多様な民間団体の中には、必ずしも困難な問題を抱える女性への支援として適切でない団体もあるとの指摘もあり、国及び地方公共団体は、支援対象者や民間団体等からの情報を注意深く収集し、現場における支援に支障をきたすことのないよう適切な対応に努めるものとする。

また、連携に当たっては、幅広い年代の困難な問題を抱える女性の支援に取り組む団体が育成されるよう留意するとともに、困難な問題を抱える女性が、性暴力や性的虐待、性的搾取等の困難の原因・背景となっている構造に依存しないで生活することができるよう支援することの重要性に対する十分な理解が関係者に共有されるよう留意する。

(4) 関係機関との連携体制

支援対象者は、福祉、保健医療、子育て、住まい、教育その他、多岐にわたる分野における支援を必要としている場合が多く、三機関を中心としつつ、行政の他の分野との連携も必要不可欠である。

支援対象者が確実に次の段階の支援へと繋がるためにも、地方公共団体は、支援調整会議の場に関係機関が参画することによる連携体制の構築及び研修等を通じた日頃からの認識共有等に取り組む。また、特に支援対象者が児童を同伴している場合や、支援対象者本人が児童養護の対象者である場合においても、的確なアセスメントを踏まえて支援の方針が決定され、支援体制が整えられるよう、児童相談所や市町村の児童福祉主管課等との協力が必要である。さらに性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害による心的外傷等を抱えている者の場合は同被害の対応について専門的な知見を有し、被害直後からの支援を総合的に行う性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等の支援機関とも早期に連携し、心的外傷の被害回復支援に取り組みながら、日常生

活の回復の支援等につなげていくことが重要である。

日常的に連携することが想定される関係機関の例としては、以下が挙げられる。

都道府県／市町村（福祉事務所、女性支援担当部局、障害保健福祉部局、男女共同参画主管部局等）

民間団体

警察／裁判所／日本司法支援センター／弁護士等

学校（幼稚園を含む）／教育委員会／保育園

保健所／精神保健福祉センター／市町村保健センター

職業紹介機関／職業訓練機関

児童相談所

医療機関／障害福祉サービス事業所／その他社会福祉

サービス関係者等

配偶者暴力相談支援センター／性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター／男女共同参画センター

生活困窮者自立相談支援機関

母子生活支援施設

社会福祉協議会

民生委員・児童委員 等

(5) 配偶者暴力防止等法に基づく施策との関係

配偶者暴力被害者については、困難な問題を抱える女性として法の支援の対象に含まれる者であり、女性相談支援センターは配偶者暴力相談支援センターとしての役割も果たす。さらに、女性相談支援員は、配偶者暴力被害者の相談に応じ、必要な支援を行うことができる。女性自立支援施設は、配偶者暴力被害者の保護を行うことができる施設として位置づけられている。

配偶者暴力被害者については、加害者が探索することにより危害を加えられる危険性が高いなどの特有の事情も踏まえつつ、配偶者暴力防止等法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（平成25年内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号）を踏まえて支援を行う必要がある。配偶者暴力被害者である入所者が居所の秘匿等を必要としていることが、他の入所者の自立に向けた社会生活等の活動に支障をきたす可能性もある等、法が配偶者暴力防止等法よりさらに広範な者を対象としていることから生じる課題もある。

国及び地方公共団体は、例えば、必要に応じて近隣自治体とも連携しつつ、配偶者暴力被害者をはじめとする所在地の秘匿性の必要性が高い場合と、地域に開かれた社会生活等が重である場合とに対象を分けた上で、それぞれの支援に特化した施設の設置等それぞれの課題を踏まえた対応策や支援の在り方の検討に努める必要がある。

7. 支援調整会議

(1) 支援調整会議の設置・構成員等

法においては、地方公共団体が支援調整会議を組織することを努力義務としている。支援調整会議は、困難な問題を抱える女性に早期に円滑かつ適切な支援を行うため、地方公共団体が、関係者を集めて組織する会議体である。支援調整会議においては、構成員となる地方公共団体や法人の役職員又は役職員であった者、構成員となる個人又は構成員であった個人に対して罰則のある守秘義務を設けることで、支援を必要とする女性の個人情報を含む情報を共有できることとしている。

支援調整会議は、地域の支援関係者の連携等を深める

とともに、個別の対象者について情報共有を行い、支援内容や支援の方向性の協議を行うものであることから、都道府県又は市町村が単独で、又は地理的な事情や地域資源の量など、地域の実情に応じて共同して組織することが想定される。

その際は、近接分野の関係機関の連携を図るための会議で、構成員が共通的なものについては、それぞれの議論すべき事項が適切に議論されるのであれば、双方の会議を兼ねて開催すること等、既存の会議体を活用することを妨げるものではない。

支援調整会議の構成員としては、地方公共団体（都道府県・市町村）の女性支援担当部局、他の関連部局、福祉事務所、女性相談支援センター、女性相談支援センターから一時保護の委託を受けている者をはじめとする民間団体、都道府県や市町村に配置されている女性相談支援員、地域の女性自立支援施設、困難な問題を抱える女性に関し、訪問や巡回、居場所の提供、SNS等を活用した相談支援やアウトリーチ、関係機関への同行等の支援を実施している民間団体、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、支援に関係する福祉関係機関、就労支援機関等が考えられるが、必要に応じて、これに限らず幅広い適切な者を構成員とすることが望ましい。

(2) 支援調整会議の目的・議論内容・構成等

支援調整会議においては、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとされている。その目的としては、①支援調整会議の構成員が地域における困難な問題を抱える女性の実態や、地域で活用できる資源を把握し、多機関間の連携強化を図るとともに地域資源の創出、開発を進めること、②支援対象者が個々に抱える問題や本人の意向、支援の実施における留意事項を共有し、支援に関わる各機関の役割や責任及び連携の在り方を明確化すること、③個別ケースについての支援調整会議では、健康状態が許さない場合等の例外を除き本人の参画を得た上で、アセスメントを踏まえた支援方針の決定等について協議し、本人の状況や意向等に合わせたより良い支援の選択肢を提供し本人が選択できるよう、様々な視点から検討し協議すること、④行政機関と民間団体等が協働してあるいは平行して支援を行う際に、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ効果的な支援を行うため、支援対象者についての情報を共有することがあげられる。

支援調整会議を運営する際には、①困難な問題を抱える女性への支援体制の地域における全体像及び調整会議全体の評価等を行う代表者会議、②個別ケースの定期的な状況確認や支援方針の見直し、支援対象者の実態把握等を行う実務者会議、③一時保護が必要な場合や、女性自立支援施設への入所による自立支援が必要である場合、各種の社会福祉サービス等を組み合わせながら支援を行う必要がある場合等の個別ケースについて詳細な支援方針を議論する個別ケース検討会議に段階を分けて実施することが考えられる。

(3) 支援調整会議の招集や留意点等

さらに、会議の主催者は都道府県又は市町村が想定されるが、関係者においても必要と考える場合は主催者に開催を要請できるようにすること、状況に応じて情報共有のための個別ケース検討会議を柔軟かつ機動的に開催

することや、調整を担当する者を例えば市町村等の女性相談支援員とする等、地域の実情を踏まえつつ都道府県単位で明確にし、特に緊急に新たな個別ケース検討会議を招集する必要がある場合等に関係機関間の連絡調整が円滑に進むようにすることが重要である。また、オンライン等の活用については、高度な個人情報を取り扱うことについての十分な留意が必要である。

また、困難な問題を抱える女性への支援体制の評価を行う代表者会議においては、地域の支援機関における支援に対する苦情の状況等も踏まえて実施体制の評価を行うとともに困難な問題を抱える女性への支援に係る関係機関の共通認識の醸成を図っていくことが望ましい。

なお、支援調整会議で取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定に基づいて取り扱われる必要があり、とりわけ、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる情報や、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報の取扱い等について十分に留意することが求められる。

支援調整会議については、地域ごとの実施状況や要保護児童対策地域協議会、DV対策地域協議会等の運用の状況を踏まえ、効果的、効率的な設置、運用の在り方についてさらに検討を進めることとする。

8. 教育・啓発

国及び地方公共団体は、女性が困難な問題を抱えた場合に相談できる窓口や活用できる施策について、積極的な周知に努めるとともに、自己がかけがえのない個人であること、困難に直面した場合は支援を受けることができること等という意識の醸成を図るため、女性支援担当部局及び教育委員会等との連携による性暴力被害、性暴力や性的搾取等の加害防止等に関する教育・啓発等に努める。また、女性支援施策に関する一般市民に対する教育・啓発、広報等に努める。

9. 人材育成

国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する研修を実施し、女性相談支援センターの職員や女性相談支援員（都道府県・市町村）、女性自立支援施設の職員、民間団体の職員等の専門的知識の習得及び資質の向上を図るものとする。

国は、職務の内容に応じた研修の内容の充実及び均てん化を図るため、都道府県等が活用することができる標準的な研修のカリキュラムの構築を検討するものとする。併せて、全国の関係機関の職員（女性相談支援センター、女性相談支援員（都道府県・市町村）、女性自立支援施設）に加え、地域の民間団体の職員等が、地域間格差の状況や優れた支援事例等について、互いの経験を共有し、共に学び合う機会の在り方を検討する。さらに、困難な問題を抱える女性自身が、身近な地域の支援機関を知ることができ、また、全国の支援機関が相互に連携を図りやすくなるよう、困難な問題を抱える女性支援に係る全国的なポータルサイトを構築し、リスク管理を十分に行った上で、同サイトにおいて支援に係るマニュアルや調査研究事業の成果等の有益な情報が得られるようにする。

都道府県及び市町村は、女性支援が自治体内の様々な部門に関係し得るものであることを踏まえ、男女共同参画や児童福祉等に関わる自治体職員に対しても、情報共有等を行い、女性支援に関連する部局間における理解を促進する。

国は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する職員等に対して適切な処遇が確保されるための措置を講ずるよう努めることとするほか、地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する職員等に対し適切な処遇を行い、人材の確保に努めることとする。また、民間団体の職員も含め、困難な問題を抱える女性への支援に関わる者が研修に参加しやすいよう、職場の配慮や職場環境の整備に努める。

10. 調査研究等の推進

国は、支援主体において対応した困難な問題を抱える女性について、直面している問題の内容や年齢層、支援内容や実績、一時保護及び女性自立支援施設等における支援内容や一時保護及び女性自立支援施設の退所後の状況、自治体の取組状況等に関する定期的な実態調査を行い、公表する。

特に、女性自立支援施設への入所措置がなされない場合、性暴力等の被害からの心身の健康の回復に向けた支援や、安定的な日常生活を営んでいくための専門的な相談支援等を継続的に受けることが難しいとの指摘もあることから、例えば通所により、女性自立支援施設等の支援担当者の専門性を活かした支援を受ける等、入所措置に至らない場合の新たな専門的支援の在り方について、検討を深めていくことが必要である。

また、専門的な人材の育成、被害回復支援に向けた有効な方法等や、市町村と連携した施設からの地域移行や女性相談支援員を中心とする市町村の体制の在り方、支援調整会議の効果的な設置・運営の在り方、地域の中での居住機能を備えた新たな支援の在り方等の国内外の支援施策の先進事例等について調査研究を行うことを検討する。

さらに法附則第2条に定められた支援対象者の権利擁護の仕組み及び支援の質の評価の仕組みの検討に資するための調査研究を行う。

11. 基本方針の見直し

基本方針策定後の全国の施行状況の検討については、女性相談支援センター、女性相談支援員（都道府県・市町村）、女性自立支援施設、それぞれの全国団体や、民間団体を中心に、困難な問題を抱える女性への支援に携わる関係者が、定期的にそれぞれの現場の取組状況や課題を報告し合い、連携を深めていくためのプラットフォームを設けることについて、9の全国の関係機関等の職員が互いの経験を共有し共に学び合う機会の在り方と併せて検討する。

基本方針の見直しに当たっては、見直し前に、基本方針に定めた施策の評価を行い、当該評価により得られた結果を参考にする。この評価は、第1に掲げた困難な問題を抱える女性の動向に関して可能な限り定量的な調査を実施するほか、支援に携わる関係者の意見を聴取すること等により実施する。また、本評価により得られた結果は公表する。

基本方針の見直しに当たっては、女性相談支援センタ

一関係者、女性相談支援員、女性自立支援施設関係者、NPO法人等民間団体、都道府県や市町村等からの意見を幅広く聴取するとともに、パブリックコメントを求める。

第3 都道府県及び市町村が策定する基本計画の指針となるべき基本的な事項都道府県及び市町村が基本計画を策定する場合には、次に掲げる指針を踏まえ策定することが適当である。

1. 計画策定に向けた手続

(1) 基本計画の期間

基本計画の運営期間は原則5年間とするが、政策的に関連の深い他の計画と一体のものとして策定する場合等、自治体における個別の事情や実態等を考慮した上で適切な期間を設定すること。

(2) 他の計画との関係

基本計画は、他の法律の規定による困難な問題を抱える女性への支援に関する事項を定める計画との調和を保つよう努めなければならない。また、基本計画は、政策的に関連の深い他の計画（配偶者暴力防止等法第2条の3第1項に規定する都道府県基本計画若しくは同条第3項に規定する市町村基本計画又は男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項に規定する都道府県男女共同参画計画若しくは同条第3項に規定する市町村男女共同参画計画等）と一体のものとして策定することができる。その際は、法第3条第3号はその基本理念として「人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること」を規定しており、困難な問題を抱える女性の人権を擁護するとともに、女性であることに起因して日常生活及び社会生活上において困難な状態に陥りやすい女性を支援することにより、男女平等の実現に資することを求めている趣旨に従い、本基本指針に基づく記載事項が適切に盛り込まれるよう留意することが必要である。

(3) 基本計画策定前の手続

① 基本計画を策定するに当たっては、まず、次の事項について調査し、活用可能な既存のデータ等を基に評価・分析し、当該地域における困難な問題を抱える女性の現状における課題を把握する。

ア 管内の女性相談支援センター（旧婦人相談所）への相談数、相談者の年代等の属性及び相談内容の種別

イ 管内の女性相談支援センター（旧婦人相談所）において一時保護を行った者の人数、対象者の年代等の属性及び保護理由

ウ 管内の都道府県及び市町村の女性相談支援員（旧婦人相談員）への相談数、相談者の年代等の属性及び相談内容の種別

エ 管内の女性自立支援施設（旧婦人保護施設）への入所者数、入所者の年代等の属性、入所理由の種別、入所期間の分布等

オ 管内の母子生活支援施設や女性を対象とした更生施設等、困難な問題を抱える女性を支援している、他施策における女性の支援状況

カ 困難な問題を抱える女性への支援に当たり協働が可能な民間団体及びその活動の状況

キ 関係機関等からのヒアリング等により把握した実

情

ク 配偶者からの暴力防止対策等に係る施策の相談、保護等の状況

ケ その他当該地域における困難な問題を抱える女性への支援に当たり有用と思われるデータ

- ② ①の調査・課題等の把握に基づいて、基本計画における女性相談支援センターや女性相談支援員（都道府県・市町村）の配置の推進、女性自立支援施設の配置や、民間団体との協働による支援等について、定量的な基本目標を明確にする。
- ③ 基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、女性相談支援センター関係者、女性相談支援員（都道府県・市町村）、女性自立支援施設関係者、NPO法人等の民間団体等関係者からの意見を幅広く聴取するとともに、インターネットの利用及び印刷物の配布等の方法により広く意見を聴取するよう努めなければならない。
- ④ 国は、都道府県及び市町村における基本計画の策定状況を調査し、公表する。

2. 計画に関する評価と公表

(1) 評価

次の基本計画の策定に当たっては、基本計画の運営期間の満了前に、基本計画に定めた施策について評価を行う。この評価は、1(3)①に掲げる事項について調査を実施するほか、関係者の意見を聴取すること等により実施する。

(2) 評価結果の公表

(1) の評価により得られた結果については公表する。

(3) 次の基本計画の策定

(1) の評価により得られた結果は、次の基本計画を策定するに際して参考にする。

3. 基本計画に盛り込むことが望ましい施策

(1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針としては、1(3)①で把握した地域の実情や課題及び1(3)②の基本目標を記載する。

(2) 困難な問題を抱える女性への支援のための施策内容に関する事項

困難な問題を抱える女性への支援のための施策内容に関する事項としては、以下に関し、当該都道府県又は市町村において今後実施する困難な問題を抱える女性への支援内容に関する事項を記載する。その際、行政機関と民間団体それぞれにおいて、具体的な取組事項として記載するよう留意する。

- ① 困難な問題を抱える女性への支援の基本的な考え方
- ② 支援に関わる団体・機関等（女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設、民間団体等、その他関係機関）
- ③ 困難な問題を抱える女性への支援の内容
 - ・アウトリーチ等による早期の把握
 - ・居場所の提供
 - ・相談支援
 - ・一時保護
 - ・被害回復支援
 - ・生活の場を共にすることによる支援（生活支援・権利回復支援）

・同伴児童等への支援

・自立支援

・アフターケア

④ 支援の体制

・女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設の連携体制

・民間団体との連携体制

・関係機関との連携体制

⑤ 支援調整会議

⑥ 教育・啓発

⑦ 人材育成・研修

⑧ 調査研究等の推進

(3) その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項としては、(2)に記載されていない施策であって当該都道府県又は市町村が今後実施する予定のもの及び当該基本計画の見直し方法について記載する。

名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援並びに
困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画

令和8年3月

【編集・発行】

名古屋市子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話 052-972-2519

FAX 052-972-4438

メール a2519-01@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

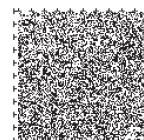
名古屋市スポーツ市民局市民生活部男女平等参画推進課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

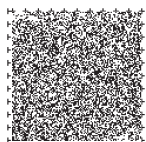
電話 052-972-2234

FAX 052-972-4206

メール a2233@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp



この冊子は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。



名古屋市子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL : 052-972-2519 FAX : 052-972-4438

Mail : a2519-01@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp